

## 第6章

# 大学の民主化運動と 改革

## 1 戦後教育改革の中での学園・学生

(1) 戦後初期の教育の民主化 .....	570
(2) 敗戦直後の学園・学生たち .....	572
(3) 戦争責任追及・校長排斥問題 .....	573
(4) 学生による生活・学業の擁護 .....	574
(5) 寮・サークル活動の再開 .....	576
(6) 学生自治会活動の開始 .....	580
第一期生の頃 .....	582

## 2 新制大学発足前後の学生・教職員の取り組み

(1) 大学法案反対の動き(1949年) .....	585
(2) イールズ声明と国立大学教員の政治活動の制限(1949年) .....	588
(3) レッド・パージの本格化(1950年) .....	593
(4) 対日講和問題、平和運動など(1951~52年) .....	598
(5) 教職員組合の結成 .....	599

## 3 内灘闘争とその後の平和運動

(1) 内灘闘争と金沢大学 .....	603
(2) 平和運動(原水爆禁止運動)のひろがり .....	617
(3) 安保条約改定反対運動と金沢大学 .....	619

#### 4 高度成長下の学生と民主化・平和運動

( 1 ) 金沢大学生協同組合の設立 .....	624
( 2 ) 米ソ大使の来学 .....	626
( 3 ) 学生寮問題 .....	628
( 4 ) 学生会館問題 .....	632
( 5 ) 自衛隊機墜落事件と自衛官構内立ち入り事件 .....	639

#### 5 大学紛争下の金沢大学の改革

( 1 ) はじめに 大学紛争期の時代状況と紛争の背景 .....	641
( 2 ) 金沢大学における「大学紛争」の経緯 .....	644
豊田文一学長の横顔 .....	646
( 3 ) 紛争以後の大学改革 ( 1970年代～現在 ) .....	656
( 4 ) 教職員組合の50年 .....	660

注記・参考文献 .....	667
---------------	-----

# 1 戦後教育改革の中での学園・学生

## (1) 戦後初期の教育の民主化

第二次世界大戦が日本の敗北によって終了した後、GHQを中心に日本の戦後改革が進められていったが、それは戦後民主化の「五大改革指令」(1945年10月)といわれる政策が起点であった。その第3項目に教育の自由主義化が指示されたのであるが、それは一方では憲法(特に第23条の「学問の自由」規定)・教育基本法を頂点とした教育改革の道を開いたが、他方、各地に教育民主化と「学園の民主化」の運動をもたらした。ここでは新制大学への移行期における教育民主化の動きを、以後の叙述の前提として取り上げておきたい。なお、高等教育改革の動きについては第5章1節に譲る。

戦後初期、少なくとも1947(昭和22)年の2・1ストまでの時期は、生活危機が深刻化するなかで様々な大衆運動が高揚を見せた。食糧などの生活物資の欠乏、爆発的な物価高騰、大量の失業者発生というように、国民生活は戦争の終結にもかかわらず危機的状況が続いた。そうしたなかで労働農民運動は一挙に復活し、特に生産管理闘争と小作農の闘争は華々しいものであった。また全国各地の生活難は「米よこせ」運動を呼び起こし、46年の戦後初のメーデーは「食糧メーデー」となった。これらは社会党・共産党の活動再開にも大きな影響を与え、復活した政党はいわゆる民主人民戦線運動を繰り広げた。

その他の大衆運動にもいくつか特徴のある動きが見られた。戦前からの水脈をもつ女性解放の波は一気に高まり、1946年4月の総選挙は女性をはじめて参政権を行使した選挙となって、全国で39名の女性国会議員を誕生させた。そのほか子供、特に戦災孤児を守る運動、地域民主化の動き、在日朝鮮人・中国人の活動など枚挙に暇がないほどである。

教育の場に目を転ざると、まず教員組合の結成が相次ぎ、いくつかの全国組織へとまとまりをみせた。軍国主義教育の反省から、わずか1年足らずの間にそれは目覚ましい組織化の動きといえよう。もちろん短時間であったので、教員の戦争責任を自覚するのはまだ少数で、「アタマの切り替え」が遅れ「聖職者」意識の強い教員も多かった。しかし労働組合の必要性と「再び教え子を戦場に送るな」という認識が教員の間に広がっていったのも事実で、全国組織である日教組は1947年2月に結成大会を迎えた。自覚した教員たちが教室でまず取り組んだのは軍国主義教育・教育勅語の排除で、続いてPTAの結成へとその努力を傾けていった。

民主主義教育を志向する教師を中心に、地域住民も加わったところの自主的な教育文化運動も各地で展開した。児童文学者や一部学生も参加した児童文化運動をその第一にあげることができる。教育雑誌や総合雑誌が発表の場を提供し、やがて児童文学の開花を促し

た。地域や小学校では紙芝居・人形劇、映画・児童劇、歌や踊りの会などが数多く挙行された。

図書館を拠点とした講座や講演会は長かった「冬の時代」から解き放され、民衆に「自由」「民主的」といった言葉を浸透させていった。その講師となって活躍したのは科学者・文化人・宗教者・知識人・大学人であった。「京都人文学園」「鎌倉アカデミア」「青年文化会議」はその象徴的存在といってさしつかえなからう。

石川県地域でこれらの動きを少し見てみよう。最も早い動きは、1945年10月に伊藤武雄四高教授らが石川文化懇話会を結成したことに例示できよう。趣意書は「この荒廃も新生の序曲と観じ」「情熱と意志を以て生き抜くべき時代」と宣言し、その年末には早速雑誌『文華』を創刊して異彩を放った。金沢の平和町では宗教者たちによって引揚者の子供等を対象に紙芝居が行われ、連日300人を超す大盛況であったと地元紙は伝えている。また能登地域では、親たちが協力して夏休みを有効に使っての「森の子供会」が行われ、小学生の学力不足を補ったという記録が残されている。

そして大学・高等学校での学園の民主化も大いに進展した。これはおおよそ次の4つの動きに整理することができよう。まず、大学教員を中心とした「大学の自治」「学問の自由」を求める動き、他の多くは学生たちの運動であったが、教員の軍国主義教育・戦争責任の追及、生活擁護と学業・学園を守る運動、そして学生自治会結成に至る学生運動で、サークル活動もここに含めることができる。これも参考までに、こうした動きの全国的な様相をいくつか紹介する。

では教員・学生両者の動きが見られた。教員側では、戦時下に追放されていた教授たちの学園への復帰である。京大ではいち早く滝川事件以前への回復が方針として確認され、東大・一橋大でも同様に教員の大学復帰が続いた。教授会の動きとして1945年に確認できるものは、立教大である。経済学部教授会が中心となって、学内における信教の自由・学内民主主義体制の確立などを宣言し行動した。京大経済学部教官会議は全員が辞表を提出し、「学問の自由の確保」などの諸項目とともに経済学部再発足を訴えた。こうした流れは翌46年11月の全国大学教授連合結成へと発展した。これに応じた学生側の動きは、慶應自由大学の例に見られる。塾内民主化を学生たちは要求し、自由大学を学内に設置して講演会・読書会などの活動を行った。また東大経済学部学生に代表されるように、「学部刷新」「学生の生活問題解決」などを決議して、学部行政への参加を求めた。

は最も早く現れた学生の行動で、軍国主義的教育の批判や教員の追放要求である。1945年暮れにかけて水戸高校・静岡高校・弘前高校・法政大では学生の同盟休校となり、同じような動きは松江高校・大阪商大・佐賀高校・日大予科・岡山医大と続いた。翌46年以降も姫路高校・日本女子大等に確認できるが、47年に入るとこの動きは次第に退潮していった。

戦後初期の特徴ともいえるのは生活擁護と学業・学園を守る運動であったといえよう。1947年までの事例を拾いだすと、食糧危機を理由に授業停止の動きは多くの学園で

見られたが、一方それは「自殺行為」だと受け止められ、東京都内の学生の中から「学生食堂経営」や「食糧品購入」の積極的要求が生まれ、46年2月「学生食堂組合連合会」設立の運動が開始された。同様なものとして同月「東京学生協同組合」設置の動きも見られた。さらに同年7月、早稲田大社会科学研究会が実施した「学生生活実態調査」は当時の学生生活の窮迫ぶりを今に伝えている。

最後に の学生自治会・サークル活動が復活していく状況で、これはほとんどの学園で何らかの動きが見られた。サークルの再組織化が先行して進み、早くも1945年10月には東大社会科学研究会(社研)が活動を再開した。そして京大・同志社等々と続き、翌46年には京都府立医大といった医系大学にまでその影響が及んだ。また東大学生を中心としたセツルメント運動も復活した。これらの影響を受けて、全国の各大学に学生自治会が続々と誕生し、東京都学生連合といった地域連合、そして1947年末の全国国立大学学生自治会連盟といった全国組織化へと急速な歩みを進めたのである。学生の自治会活動と歩調をあわせて、日本青年共産同盟や社会主義学生同盟といった政治組織も再建されていった。

さて、全国状況を以上のような4点に整理できるとすると、金沢大学の前身校の各学園では戦後初期にどのような歴史を描いたのであろうか。

### (2) 敗戦直後の学園・学生たち

1945(昭和20)年8月15日敗戦の直後、四高校内の無声堂に集まった寮生に対して大河生徒主事(教授)から「あくまで四高生としての誇りを持ってほしい。決して軽率な行動をとらないように」との注意がなされた。生徒たちは「ぼう然として」(毎日新聞石川版「金沢大学物語」)話を聞いていたという。そして同月20日「斯る非常事態に直面し、当分閉校する様訓令があったから各自帰省し自粛せよ」との掲示が出された(『第四高等学校時習寮史』)。

夏休みを終えた各前身校の学生たちは、虚脱感に包まれながら学園に戻ったが、これは教授をはじめとした教職員も同様であった。その状況は「砂漠のような思想の空白」(『資料第四高等学校学生運動史』)と形容されている。彼らをまず襲ったのは食糧難であった。「香林坊にあった片町食堂にはアリのような行列が続いた。その中でも四高生の姿が見られた。食堂といってももちろんん口なものではなく“海藻のうどん”“ジャガイモのおはぎ”“オカラのもち”などがテーブルのうえに並んでいた」(前掲「金沢大学物語」)。研究室で「深夜勉強をつづけ」していると「巡視」が来て「食物をねだられた記憶がある」、「多数の研究員は自費で研究を続けていた」(『金沢大学医学部百年史』)というエピソードも残されている。

「食べものについて、乏しい財布をはたいたのが書物だった。紙質の悪い、装丁も粗末な本だったが、長い間新刊書にうえていた生徒たちはむさぼるように読みあさった」(前掲「金沢大学物語」)。1946年の「北国毎日新聞」によると石川県立図書館や金沢市立図書館

の「戦時、政府の弾圧をのがれた書籍 マルクス、エンゲルス、美濃部達吉、河上肇、河合栄次郎らのもの」が大人気で、学生たちの「欲求に応じられない状態」(3月26日付)であったという。

石川師範では、学生たちの「動揺を押えるために行われたのは、長期休暇だった。記録によると、二十年十二月十日から翌年二月三日まで、五十六日間にわたって休校したのを最初に、二十四年一月までの間、前後十回、総日数四百五十日にのぼる休日を実施した」。また学生の「頭の切り替えの資料にと学校側は、機会があるごとに講演会を開いた」。その演題は次のようなものであった。「新日本建設と法律」「新経済事情解説」「民主主義と天皇制」「アメリカの民主生活」「新憲法と民主革命」(以上、前掲「金沢大学物語」)。こうしたなかで、四高生や寮生が中心となって新しい組織的な動きを見せ始めていく。

### (3) 戦争責任追及・校長排斥問題

「四高生盟休の形勢 校長らの辞職要求」(「北国毎日新聞」1945年11月10日付)。最初の動きは寮生から生まれた。それを報道する記事をもう少し紹介する。

かねて敗戦後における学校当局の態度に嫌らざるものありとして動揺の兆候あった第四高等学校生徒各寮代表者は九日午前三時校内に集合協議の結果、石井校長ならびに生活課全教授の即時退職を学校当局に要求することに決定した。よって十日二年生大会、十二日全寮生大会を開き、全校生徒結束のもとにこの要求を学校当局に提示することになった。もし学校当局がこれに応ぜざる場合は直ちに盟休に入る予定であり、すでに各方面先輩とも密接なる連絡が計られてをり、その成行を注目される。生徒側が石井校長ならびに生活課全教授の退職を要求するにいたった原因は、石井校長に関しては戦時中軍国教育によって不必要なことまで生徒の自由を束縛し、教育者として重大なる過誤を犯しながら恬としてこれを恥ぢざるのみか、敗戦後も依然としてかかる態度を改めぬといふにあり、また生活課教授については生徒に対する配給物資を不公平に処分したといふのである。

四高第12代校長の石井忠純は1943(昭和18)年9月に就任したが、その直後から学徒出陣が開始されるなかで軍国主義教育と行動が目立つ存在であった。「軍装で整列させた学生を司令官よろしく閲兵する」など、「学生たちのひんしゅくを買っていた」(『資料第四高等学校学生運動史』)。したがって、四高生の批判の矢面に立たされたわけである。しかしながら、批判の声は学生に限らなかつたようでもある。石井校長辞職後、四高教官一同の文部大臣宛「建言書」なる文書が残されているが、後任の校長は「真に全教官生徒を悦服せしめ得可き至誠の教育者たる可し」とし、「高校の変革に対し正しき推進力たり得る識見を有すること」と間接的に前校長批判を展開しているからである(『第四高等学校時習寮史』)。

11月6日の寮生大会からスタートを切ったこの要求運動は、10日2年生大会（注：3年生は繰り上げ卒業のためいない）、12日再度2年生大会、13日1年生大会、14日全校学生大会と拡大していき、「高等学校長ノ人格ヲ毫モ感得シ得ザル」校長の退陣要求は、正に全学を包まんとするものがあつた。しかし、こうした行動の趣旨を容認しながらも、ストライキに訴えることを思い止まらせようとした先輩の説得が功を奏し、最終的には先輩が責任を持って、学生側の書いた事件の経過報告書と決議文を文部省に手交して善処を求めることを条件に、ひとまず行動にピリオドが打たれた。（『資料第四高等学校学生運動史』）

1946年3月31日、石井校長の退職が文部省より発令され、教官、寮生・学生の要求は実現を見たのであつた。

四高以外の前身校には、具体的な戦争責任追及の動きは見られないが、2つの教職追放が新聞記事からうかがえる。「金沢工専校長ら五名に 即時停職処分」（「北国毎日」1946年7月13日付）。横山盛彰校長が当事者だったが、本人は「どの点が追放令に該当するかも確かでない」と語っている。後にこの処分は解除され、横山校長は初代の工学部長に就任している。

もう一件は金沢高等師範学校の塩野直道校長（専門は数学教育）であるが、教職追放理由は文部省在職中「極端な国家主義を鼓吹し、またその意図をもって教科書その他刊行物をつくらせた」（「北国毎日」1946年12月8日付）というものであつた。この報が伝わると学校内外から留任運動が行われたが、翌47年12月に公職追放、そして1952（昭和27）年に最終的には追放解除となつた（『随流導流』）。

このように四高においては戦争責任の追及が自主的に行われたが、他の前身校では目立った活動が見られないままであつた。

### （4）学生による生活・学業の擁護

敗戦直後の学生生活の実態をもう少し振り返っておこう。

「ずぢ諸汁が昼食の代り」「食糧難で自宅から通学 金沢工専約1割が転学か」「金沢医大 暗い“象牙の塔” 研究はばむインフレ、食糧難」。いずれも1945（昭和20）年から翌46年にかけての新聞記事の見出しである。そして「ペン握り飢と戦ふ なんと月二百五十円、第四高校調べ」という学生生活実態調査が報告されている（「北国毎日」1945年11月30日付）。四高生自身が行つたアンケートの結果で、在校生658名の「赤裸々の声」がこめられている。

それによると、宿舍の種類別は自宅通学26%、下宿39%、寮29%、塾6%で当時4分の3の学生は親元を離れていた。寮生の生活費（1カ月分）を例にとると、寮費（食費込み）30円、補助食糧138円、書籍その他費用76円、計244円という「最低生活」ぶりであ



った。寮費は格安だったが、食糧不足で寮費の4倍以上の額で「買い食い」していたわけである。しかし下宿生は同生活費181円とさらに低く、加えて「月1斗米を補給せねば下宿はお断り」という実態であった。その結果、「栄養失調は5割」というミゼラブルな学生生活であったのである。

新聞記事の引用を続ける。「朗らかに学園の給食 やあ凄いぞ昼食 教授も生徒もパクつく風景」(「北国毎日」1946年2月17日付)。写真付きで、四高の校内食堂の様子、セルフ・サービスの雰囲気伝えられた後、次のような記事が続く。

3学期を迎えて深刻化する食糧難を打破して、学徒に勉学のゆとりを与えようといふので、四高北辰会厚生部では部長川島教授が先頭に、委員高林、春成、川上、宇雄崎、小久保の5君が給食実現に東奔西走、米谷北国銀行頭取をはじめ各先輩を歴訪して窮状を訴へた結果ついに目的を貫徹、この12日から給食を実施したのである。

主食のだんごは大和食品会社より毎日2,000個の配給を受け、魚、野菜、薪に至るまで全部生徒たちが集めた。副食は毎日変わったがみそ汁付きで1円50銭均一、「この代用ランチは生徒間にも大変な好評を博してをり、その利用者は毎日7百名ほどあるといふ」。

さらに「工専 ここは雑炊食」。「四高に呼応して金沢工専でも13日から希望生徒に雑炊給与を実施した。1回4勺の米を野菜物の混入によって5勺くらゐに増量してゐるが、これには25日分として米1升持参する必要がある、本格的給食とはいひ難い」と報道されている。

こうした状況は翌47年になっても好転せず、「試験延期してくれ “食不足”で四高生の生徒大会」(「北国毎日」1947年6月14日付)という深刻な要求の声も上がった。

食糧難とインフレは今年も昨年同様学が若人たちに禍いして第四高等学校では生徒の間に二十三日から一週間の学期末試験を九月まで延期してほしいとの声がおこった。

全校千三百人の生徒のうち四十パーセントを占める寮生、下宿生、自炊生が食糧不足のため疲労の極に達しこれ以上賃労働と同量のエネルギーを消費する試験をうけることは体力的に不可能だとクラス委員、寮塾委員が調査した、試験延期に関する希望衆論調査を十二日教務課、生徒課へ提出し十三日正午から改めてこれに対する票決をとるために生徒大会が開かれた。

全校千三百名のうち千名の生徒が参会し全員が延期要請に賛成したが「苦しいのを試験延期の理由にしてもいいのか?」「苦しいながらがんばろう」という意見や「苦しんでいる学友を救うため一握り運動をやろう、友愛学資金を出しあおう」という意見が出たが、それらの言葉の中にはただ試験を延期するような消極的方法に甘んぜず勉学に支障を来さないような対策を講ぜねばならぬという積極的な気持ちが全生徒を覆って大会は感激のつぼとなったかの観があったが「この気持ちだけでも大収穫だった」と北辰会総務委員文科三年森井清八君が述懐していた。

この大会決議を受けて教官会議が開催されたが、その結果、1週間を体力回復のための休暇とし、6月23日から3日ないし4日間の試験を実施することが学校側から発表された。受験不可能者には追試験または再試験を認めるということもつけ加えられたが、学生側は納得せず、再交渉の結果、最終的には試験は2学期に延期されることとなった。

北辰会関係者の発言にもあるように、学生たちは単に試験をボイコットしようとしたのではなかった。困難な状況に対して積極的な対策を追求しようとしており、何とか学業を維持継続しようとする学生たちの勉強意欲をここでは感じとることができよう。

その後も夜間の停電など電力事情の悪化が進み、そのため試験勉強がおぼつかなくなって試験日が変更されるような事態も見られた。さらに困窮学生を救済する目的で、自宅通学生による中等学校生対象の通信添削教室や自治会による高専入学模擬テストなどの事業の取り組みも行われた（以上、『資料第四高等学校学生運動史』）。

### （5）寮・サークル活動の再開

以下、前身校のうち、特に四高の学生たちによる戦後初期の自主的運動、自治権確立の動きを記録することにしよう。それは四高の時習寮を代表とする寮生の自治的活動、サークルなど学生の自主的活動、共産党学生組織の活動、自治会の結成に大別することができる。

第3章1節で少し触れたように、戦争末期に至ると学校側は寮運営に対する干渉を強め、四高生の自治の最後の砦であった寮活動さえも、ほとんど停止状態に陥らざるをえなかった。戦直後、その活動の最も早い復活はやはり寮生たちによって取り組まれた。

1945（昭和20）年9月に再開された学校では、その当初学校運営における「無気力」や寮生間の対立（「一年生の旧寮生不信任動議」提出）などが見られたが、次第に積極的な対応の動きも現れ始めた。

「昭和二十年十二月八日、奇しくも太平洋戦争の端を発した四年目、この日午後三時半より時習寮自治復活祭は無声堂で挙行されたのである。『第四高等学校時習寮史』は誇らしげにこう書き始めている。もう少し引用を続けると、「終戦後自治復活運動は漸く表面化し来り形式的には十二月八日此の日実を結んだのである」。そしてその復活祭で決議された宣言は次頁の資料のようなものであった。

「皇国再建の方途」といった新時代にはなじまない表現が一部残っていたりするが、全体的には若々しい寮生のエネルギーの再燃を感じさせる内容である。この時の新全寮委員長清水岩雄は、雑誌『超然』（第52号）の中で次のように述べている。「我々の時代は来たのです。自由を掩ってゐた暗幕はもう払いのけられたのです。そして今や、社会のすべての部門に於て、もう一枚の奥にある幕をのけようと努力してをります。この奥の幕はどうしても、我々自身の手でのけねばなりません。何となれば我々の目標とする自由は、自主的なものであります」と。こうした寮を1つの基点として、学生たちの様々な自主的活動

### 新自治寮宣言

台風一過、惨たる焦土の中皇国再建の方途を決する時は至れり。今や我等四高生たるもの決然立って、あらゆる障習を破碎し、学園の神聖を回復し、新日本の建設に邁進せざるべからず。況んや四高生の中核を以て自ら任ずる我等時習寮生に於てをや。

然るに翻って時習寮の現状を見るに、戦時中不当の圧迫により個人の自由、個人の人格と真摯なる学問的態度は完全に抑圧せられ寮生活本然の姿は陰暗の中に没落せんとせり。

然らば即ち我等が所謂寮生活の本然の姿とは何ぞや。個人の人格を基調とする理想的自治寮之なり。ここに寮一団となり時習寮の革新を執行するに当り、左の理念により茲に完全なる自治寮建設を広く江湖に宣言す。

一、我等八超然趣意書ヲ寮運営ノ根本原理トス。

一、我等八寮生各自ノ責任ニ基ク自由ナル立場ニ於テ、自ラノ行動ヲ律セントス。

一、我等八自律自発、高キ倫理性ヲ、生活ノ峻厳性ヲ確保シ、以テ校風ノ中心タランコトヲ期ス。

昭和二十年十二月八日

第四高等学校時習寮

が多方面に広がっていったといえよう。

「北辰時報」の創刊もその1つの現れである。北辰会についてはすでに前述したが、その『北辰会雑誌』や時習寮の『超然』などの雑誌とは別に「四高に新聞の一つぐらいあってもいいじゃないか」(第1号)という話が2月下旬(1947年)にまとめられ、その準備が開始されたと編集後記に記されている。当初の編集兼印刷発行人は能沢一郎、発行所は四高内。後記には「旧新寮の一室にゴソゴソしている編集スタッフ」として能沢以外に小暮建一、芦田等(以上文乙三)、中田幸夫(文甲三)、牧敏勝、田鍋俊彦、徳村彰、森元喜美雄、平林敏夫(以上文甲二)、岸本貞雄(理乙二)の名前を紹介している。北辰会には所属しないで「全くフリーな立場」で編集すると述べるほかは、創刊に至る経緯などについては特段触れていない。

『北辰会雑誌』や『超然』についてはすでに多くの紹介がなされ、分析も行われている。ここでは、創刊当初のバックナンバーが資料として新しく発掘されたので、「北辰時報」第1号から9号までの主要記事の見出しとその内容を以下簡単に紹介しつつ、当然の雰囲気や回顧しておこう。記事はおおむね中立的な立場で書かれており、四高内の情報を幅広く集めているといつてよからう。一方文芸・評論的な論稿もかなりの分量を掲載している。また広告欄に見える金沢市内の各商店は、喫茶店をはじめ四高生のなじみの店々だったのである。

## 第6章 大学の民主化運動と改革

### 第1号（昭和22年6月1日刊～4頁）

「自治燈ゆらく 準備委員会解散」「論説 高校問題について」「剣岳遭難 資金難に屈せず搜索つづく」「学生諸君にあたう 鳥山校長」「学生生活上 森井清八」「誤られたる伝統に就て 安藤教授」「政治運動への反省」「新憲法と文化 長谷川如是閑」「初恋 ノート 伊藤武雄」

### 第2号（昭和22年6月15日刊～4頁）

「偉大なる哲人をしのぶ 故西田博士追悼講演会」「60周年記念事業 準備着々進む」「論説 照顧脚下」「トインビーの黙示 大岩誠」「国歌をどうする 新しい国民の歌（なかのしげはる） 君が代は保存したい（堀内敬三）」「学生生活上 森井清八」「アメリカ交響楽 大沢衛」「クローズアップについて 小松伸六」「真理への闘い 社研 飯本彰」「内面生活 吉田六郎」

### 第3号（昭和22年9月10日刊～6頁）

「自治問題再燃す あす、生徒大会開く」「論説 学生連盟に望む」「学生会館暗礁に乗る」「自治会設立に関する一考察 森井清八」「自治の構想をめぐりて」「故西田幾多郎博士頌徳記念 ピリケン頭のシュレッケン（S道文芸） 西田哲学に就いて（小竹文夫） 西田哲学の実践の意義（文甲三成田頼明）」「排球遂に全国制覇」「唐橋上に凱歌上る」「夕立 初夏ノ騒音ノ中 山本千代三郎」「無知の自覚 理三年西尾孝明」

### 第4号（昭和22年10月20日刊～2頁）

「金風六十年 又回り来ぬ記念祭」「論説 赤れんがの声」「四高の遷曆に際し 校長鳥山喜一」「ブ・ナロードの叫び 大正末期より昭和初期に於ける四高思想事件研究 社会科学研究会太田保昭」

### 第5号（昭和22年12月13日刊～2頁）

「学生に家を、職を 五百名の生活状況を調査」「生徒諸兄の理解と力を 北辰会新総務黒田実」「論説 再び自治問題を」「不安ということ 文甲三ノ二土方和雄」「部生活に対する一考察 理科二年中村多喜郎」「絶対無こそ虚無の彼方に輝く星 文甲三ノ二成田頼明」「四高青共解散か」

### 第6号（昭和23年1月29日刊～2頁）

「彼らは政治、義務を学ぶ 米国学生管理委員会の活動」「論説 四高生よ自主性を」「北陸総合大学 文政学部と理学部 学力低下まぬがれぬ」「生活の交流目指して 全高連会議開かる」「協生委員会設立」「自治会の活動未だし」「忘れよう師の世代 土方和雄」「自治会設立について 時習寮全寮委員長 今井寿一郎」「実践方向に動く 文二会その後の活動」

### 特別号（昭和23年3月10日刊～2頁）

「新生の息吹 自治会発足 新学期より活動」「論説 受験生に望む」「多士濟々 教授陣の一覧表」「知性と友情を養成 校内各部活動状況」「如何に生きるか 学生生活展望」

### 第8号（昭和23年5月20日刊～2頁）

「授業料の拒否納入 自治会目的達成へ闘争を決議」「論説 授業料値上げ反対」「新制大学転換は全国で何校か」「自治会成立過程」「たゆまざる自治への苦闘 時習寮全寮委員長玉置敬之助」「国籍放棄の文学 十返筆」「島国根性を捨てよう 今井寿一郎」「対日援助と米ソ関係」

第9号（昭和23年6月10日刊～2頁）

「新制大学の曙光 金沢大学案焦点へ進む」「論説 沈滞を脱せ」「アルバイト点描 疲れた顔にまなこ輝く」「森河教授追悼講演会 民主主義革命とインテリゲンチヤ 金沢女専教授 森直弘」「戦後の感覚 松本文之丞」「トーマスマンのゲーテとトルストイ 吉田六郎」「太陽とそのエネルギー 理研 堀泰雄」「西田幾多郎 東田平治」

全体的な記事の特徴に関して、少し整理しておく。各号の冒頭タイトルはいずれもトップ記事の見出しを掲げたが、自治会に関する報道が一番の関心事であったようである。それ以外の箇所を含めて、毎号必ず自治会活動に触れていて、当時の学内状況を映し出しているといえよう。それは単にその動きについての情報だけではなく、自治会をめぐる評論も掲載されていた。もちろん教育問題や教授陣の動向も、それに次いで多い記事であった。校長や教授自身も筆をとっていたこともわかる。また2面以下には署名入りの記事や論稿が数多く見受けられ、それらは小さいものも含めて全部を取り出して掲示しておいた。長谷川如是閑、伊藤武雄、中野重治、大沢衛、堀内敬三、十返筆といった「有名人」や学生署名の文章も登場する。さらに学生の生活実態やアルバイト情報の記事は、内容的にも興味深いものである。

前掲「北辰時報」中、新学期新入生用の特別号に様々な部・サークルが紹介されており、当時のサークル活動の一端を覗くことができる。まず掲載順に運動部の各部名を掲げると、排球部・ボート部・水泳部・ラグビー部・野球部・庭球部・サッカー部・陸上競技部・バスケット部・スキー部の10部である。伝統的な柔道部・剣道部・弓道部の名前は見えないが、それぞれには若干の紹介文、例えば「排球部 戦後復活して第一年目のインターハイに早くも優勝候補にあげられ」とか「伝統的強さを誇る四高ボート部は、昨年瀬田川において行われたインターハイに堂々優勝」といった具合で宣伝がなされている。

文化部に関しては文芸部・新聞部・英語研究会・音楽部・青年共産党・社会科学研究会・唯物論研究会・美術部・歴史研究会・映画部の10部の部活状況が示されている。そのなかで文芸部の記事が最も多く、「文化活動の最大拠点」で「あこがれの部」と紹介されたりしている。この時期に多種多様なサークルが、四高の全学において多彩な活動を繰り広げていたと確認できるのである。

「北辰時報」の創刊号冒頭の記事の書き出しに「本年1月末、社研が文化科学研究会の席上において提案したことに端を発した自治会設立の運動は準備委員会の解散によって再び元の出発点にもどった」とある。社研とは言うまでもなく社会科学研究会の略称で、全国各大学・高校に戦前から設立されていたサークルである。敗戦直後から、四高において社研は活動を再開していたことがうかがえるが、これまで初期の活動内容を知りうる好資料は発見されていなかった。その意味では第2号と4号の社研会員の論稿は貴重で、飯本

彰の文章から推察すると社研の活動の再開時は「一年有余ならん」としているので、およそ1946（昭和21）年春と考えてよからう。

1945年末にかけて日本共産党や日本社会党など全国的に革新政党の再建がすすんだが、共産党の影響下の青年組織として日本青年共産同盟（青共）の活動も活発化した。四高における組織の誕生の経緯は不明であるが、文化部紹介中の「青年共産党」がこれに該当するのだろう。青共四高班の機関紙「スクラム」（第1～3号・12号・号外）という貴重な資料が関係者の手によって収集・保存されている。3号までと号外はワラ半紙にガリ版印刷の学生らしい体裁の印刷物で、12号（1948年8月1日付）は立派な2頁建ての活版印刷である。その活動ぶりがうかがえる記事を中心に紹介する。

第1号は1947年2月1日付で「学校民主化は我等の手で 一切の運動を自治会の設立へ」が一面トップを飾っている。学生運動の中心は自治会活動にあると四高班は見ていたわけであるが、そのためには従来の学校側も加わった北辰会を「根本的に改革」し、「完全な学生のみ組織とせねばならない」と主張している。第2号（同年5月5日付）には「全国学生自治会連合の旗の下に」全国的組織の一員としての活動の呼びかけを行い、7章14条からなる自治会の規約草案も提示している。そして第3号（同年6月15日付）には自治会の必要性に言及し、「自治会の本質は」、「生徒の意見をも学校行政に反映せんとする生徒の意思決定機関である」、「学校行政も亦生徒の諸条件を考慮せずには民主的学園を築くことはできない」と述べる。こうした主張自身は、現実的で説得力あるものであった。

この第2号には青共の政治スローガンが掲げられているが、参考のためいくつかを例示すると「帝国主義侵略戦争絶対反対」「非民主的教授、無能教授の追放」「学生政治運動の自由」など。「スクラム」の創刊日はいわゆる2・1ストの日にあたっており、「ゼネスト中止について」といった全国的運動にかかわる記事や「メーデーに学生隊参加」などの記事も若干ではあるが見える。

最後の第12号は第四高等学校班機関紙となっはいるが、四高に関する具体的記事はなく、活版の体裁から考えて全国組織の印刷物であろう。

### （6）学生自治会活動の開始

前項までで触れたように、時習寮などの寮活動、「北辰時報」などの論説、社研や青共といった活動が典型例であるが、サークルや学生の自主的要求の後押しを受けて学生自治会結成の動きが四高を中心に次第に高まっていった。1948（昭和23）年は自治会発足へ向けてのポイントの年にあたったが、その具体的動きは基本的資料（自治会規約等）も含めて『資料第四高等学校学生運動史』に詳しく記述されている。この年の運動の展開はそれに譲り、ここではそれ以外の情報を含めて略述するにとどめる。

1948年1月以降の自治会設立に向けての動きに関しては、前掲「北辰時報」第8号中の「自治会成立過程」の記事に詳しい。それによると北辰会総務が中心となって「各学級

の自治会設立に関する熱意を調査」した結果、「そのほとんどが全面的に熱意を有している」と判断し、「1月16日各学級委員を招集、自治会設立世話会を構成し、満場一致で準備委員会を選出のうえ、それを全任すると可決」した。社研などとの間に設立をめぐる多少の論争や迂余曲折はあったようだが、結局北辰会主導で設立の準備が進められたようである。当日、「自治会に大いに生徒一般の意志を反映させること」もあわせて決議された。

1月19日に早速準備委員会が開催され、北辰会玉置総務が議長に就き、各部・サークルから委員が選出された。4回の委員会を経て自治会会則（規約）が承認され、同31日に生徒大会が開催されて四高自治会は正式に発足した。その規約によると「本会八全校生徒ノ総合的意志ノ実現ニ努メ、学生生活ノ充実向上ヲ計ルヲ目的トスル」とあり、「本会八全校生徒ヲ以テ組織スル」とある。北辰会会則が「本会八会員相融和シテ徳性ヲ涵養シ、学芸ヲ講究シ、身体ヲ練磨シ、以テ本校校風ノ発揚ニ資スルヲ目的トス」「本会八第四高等学校全職員生徒ヲ以テ組織ス」とあるのと比較して、学生自治会としての自主性・独立性が明確に意識されていたといえよう。

四高自治会発足の動きと相前後して、全国的には授業料3倍値上げ問題が急浮上した。1948年の2・1スト中止を頂点として日本の社会政治状況は大転換し、そうしたなかで大蔵省・文部省は新物価体系に応じて授業料大幅値上げを提起したのであった。自治会は新学期から、この問題に全面的な取り組みを開始した。相次いで委員会を開き、4月12日に決議を決定して行動を提案した。この資料は初見なので次に掲げる（「北辰時報」第8号）。

授業料値上げ反対運動は単なる学生の「声」「叫び」あるいは一片の決議文の作成をもってしては決して最後の勝利を獲得することはできない。われわれは自らの青年の意気と熱情をもって正義のため政府に対して敢然闘うだけの準備と態勢を強力な組織の力をもって確立せねばならない。よってその具体案を左に決議する。

- 一、本自治会は昭和二十三年度授業料が現行四百円になるまで授業料の納入を拒否する。
- 二、自治会は教職員組合に共同闘争を申入れする。
- 三、本運動は全国国立大学自治会連盟書記局と密接な連絡の下に行う。情況により代表者を派遣する。
- 四、学校長を通じて文部省に抗議を申込む。
- 五、北陸大学高専自治会連盟結成の準備を行う。

さらに加えて、「6・26教育復興要求（授業料値上げ反対が中心）ストライキに取り組むこと」（前掲『資料第四高等学校学生運動史』）ともなった。この教育復興要求運動はすでに2月から東京で開始されていて、資料中にあるように全国国立大学自治会連盟の組織化と結びつき、各学園のストライキ決議など次第に全国的な運動に拡大していたものである。全国統一ストの5日前の21日には、東京からのオルグを迎えて石川師範・同青年師範・金沢高等師範・金沢医科大学・金沢薬専などの代表者が四高会議室に集まっているが、

\*\*\*\*\* 第一期生の頃 \*\*\*\*\*

新制金沢大学第一期生の法文学部学生であった畠中茂男、小林俊彦の両氏に当時のことをお聞きしました。聞き手は、鈴木寛金沢大学名誉教授。インタビューの取りまとめは寺井嘉治（金沢大学企画室長）

鈴木 本日は『金沢大学50年史』に、大学発足当時の学生のことを載せたいので、ご協力をお願いします。

四高のパンカラ風の影響

鈴木 まず、学生生活はいかがでしたか。

畠中 第四高等学校や高等師範学校や新制高等学校など出身はいろいろで、年齢差も大きかったですね。服装も終戦直後ですから、軍隊の靴を履き軍服というのもいました。それでもせっかく大学に入ったのだからと、無理をして角帽を買いました。四高のパンカラ風が学生に影響していましたね。

鈴木 年齢差について言えば、ぼくが1952（昭和27）年に金大に赴任して初めてのゼミに、同じ年の学生がいました。ところで、女子学生は少なかったようですね。

畠中 そう。法科100人のうちたったの3人。

鈴木 畠中さんは寮生だったそうですね。

畠中 憬真寮です。一部屋に3～4人。夜中に腹が空くと飯盒に米を入れて電熱にかけて炊きました。それに食堂から失敬してきたソースをかけて食べると、うまかったねえ。これがうまいと先日も家族に話し、笑われてしまいました...

鈴木 食堂があったのですか。

畠中 石川門に近いところにありました。ここ（右）に1949年9月17日付の第1回コンパの写があります。赤飯、鱈寿司、肉の煮込み、卵、ぶどうなど、当時では想像できない御馳走です。経費は寮の賄いからだと思いますが、学生部からも援助があったのではないのでしょうか。みんな学生部長の挨拶をそっちのけでばくついてますよ。この頃、学生部にはよく面倒を見ていただき、敵対などしていませんでした。



鈴木 当然アルバイトをした。

畠中 そう、いろいろと。思い出があるのは、近江町の魚屋さんが立候補した1951（昭和26）年4月の金沢市議会議員選挙運動です。7、8人でトラックに乗り、「一匹の魚でもタコでも安く買えれば...」と叫びました（笑）。

金大初の学生ストライキ

鈴木 畠中さんは学生自治会にもかかわったと聞いているのですが。

\*\*\*\*\*





## 第6章 大学の民主化運動と改革

ストに参加したのは四高だけであった。しかし、ここではじめて四高以外の前身校の名前が登場し、学生たちの動向がわずかに確認できる。

6月26日の同盟休校の当日の様様を「北国毎日新聞」(27日付)は「四高盟休入り きのう全国に同調」という見出しで次のように伝えている。

授業料値上げ反対に端を発した全国官公立大学高専自治会の文教政策改善、教育予算千三十億円実施要望貫徹の手段としてはじめられた同盟休校は二十三日関東地区をかきりに二十四日関西以西地区につづいて二十六日全国一せい休校が行われたが石川県下では四高のみがこれに同調した。金沢医大をはじめ他の各校が休校を批判的に見て参加を見あわせたのにたいし、四高自治会常任委員会では前日の午後断固休校を決行に決定、徹夜で協議した教授会の説得も一しゅうした。

この日の同校正門には「休校決行」の立看板とともに同校自治会や青年共産同盟四高班の激文がかかげられ、マイクは通行人へ休校の主旨を訴えていた。

しかし校門を一步入ると三つの異なった理論が飛交うていた。

二十一日から始まった学期末試験の最終日に当たるにもかかわらず、全校生の意見を徴せず執行部が独断で休校を行うのは不合理だとする少数の学生たちは、早急に学生大会を開けと二百人の署名を集めながら急進派と激論を闘わせており、また中央の方針だからといって無批判に休校に同調するのをいさぎよしとしない学生たちは教室に入って試験を受けていた。受験者は千二百余名の全学生中、一年生十九名、二年生二十九名、三年生五十九名でほとんどの教室には監督教授がただ一人ぼつねんと時間の経つのを待っていた。

休校の強硬論者は、休校の決議を破って受験した自治会員は協議会で処罰を審議すべしと主張していたが、休校を見あわせた他校自治会は四高の休校にたいしてはきわめて冷淡な態度であった。

長文の資料引用となったが、四高内での運動の様子と学生の対応の詳細が明らかにされていて、興味深い記事内容となっている。なお、この記事の横にはもう一件の関連記事が掲載されている。これは短いので、その全文を掲げておこう。

要望の貫徹へ 八校代表が教育復興蹶起大会 全国大学高専自治連本部指令による二十六日の全国同盟休校に不参加を決定した金沢医大、薬専、工専、高師、青師、石師、女専の各校はあくまで要望の貫徹を期すため全国休校の当日午後一時から石師女子講堂で教育復興けつ起学生大会を開いた。

この大会には四高代表も加わり8校の代表約500名が出席、議案は全国官立大学高専自治連が要望する文教予算の飛躍的增加、学生生活の破壊反対、教育制度の改悪反対、学問の自由と学生自治活動への干渉・弾圧反対の4つのスローガンでこの決議文を文部大蔵両

省、国会へ送った。

この全国行動の対応を巡って、四高と他前身7校の学生が対立していたわけではなかったことが判明する。

全国学生の授業料値上げ反対統一行動は、結局具体的な成果をあげなかった。しかし、学生自治会の全国組織を結成させるのに大きな役割を果たした。1948（昭和23）年9月、全国学生自治会総連合（いわゆる全学連）の結成大会が東京で開催されるに及んだが、四高自治会もそこへ代表を派遣した。こうした動きに対して文部省は10月、「学校の政治的中立、学内の政治活動禁止」の次官通達を出し、次いで11月には大学法試案要綱を発表するなどの対抗策をとった。

全学連が地方別・県別の組織結成を促すなかで、年末の12月12日、全学連北陸地方支部結成大会、翌日の第1回地方大会が四高会議室で開催された。この両大会の会議次第・討議された活動方針・結成宣言などの資料は前掲『資料第四高等学校学生運動史』に書き残されている。それによると出席校は四高のほか、金沢医科大学・福井工専・福井師範・金沢高等師範・富山薬専・金沢工専となっている。前身校うち、当初は少なくとも4校が加盟し、そこに学生運動が活発化していたことがわかるが、四高以外の動きの詳細は判明していない。

まず「北陸地方支部結成宣言」では「吾々は飽くまで学問の自由及び学生生活、基本的人権の擁護に努力し、真の幸福を全人民が享受し得る独立国文化国家建設を標榜し」、「之を妨げる軍国主義的諸制度並びに諸勢力に対して、不断の仮借なき闘いを続けようではないか」と若々しく宣言している。また「活動方針」としては「次官通達反対及び撤回要求」「新制高校弾圧絶対反対」といった全国的課題、「教授会の非民主性を清算して之と共同闘争を行う」などの独自の内容も盛り込まれている。そして初代の役員選出を行い、北陸地方執行委員長に宮本憲一、同書記長に池亀菊治を決定して終了した。

この北陸学連発足の直前には全学連石川県支部も組織されているが、この加盟校には先の前身4校のほか、石川師範・金沢医専・金沢薬専も名を連ねていた。この時点で、すべての前身校に学生自治会などの活動の動きを察知することができるのである。

## 2 新制大学発足前後の学生・教職員の取り組み

### （1）大学法案反対の動き（1949年）

1948（昭和23）年末から49年前半にかけて文部省が示した大学法試案をめぐって各方面から反対運動が盛り上がった。大学制度の改革は47年にGHQ・CIE（占領軍総司令部民間情報教育局）が提案した「大学理事会案」にまでさかのぼる。これはアメリカの大

## 第6章 大学の民主化運動と改革

学管理方式にならって国公立大学に教授会の上位機関として理事会を設けて、学長の任免を含む大学行政一般を管理させようとする構想である。

これに対して各大学の教職員・学生は一斉に反対したが、文部省は大学の管理行政法案の検討を続け、1948年7月に「大学法試案要綱」を策定した。この試案のポイントは各国立大学に管理機関として「管理委員会」を設けることにあった。管理委員会は、国会の承認を経て文部大臣の任命する国家代表3名、県議会の承認を経て知事が任命する都道府県代表3名、同窓生の直接選挙または同窓会が決定する方法で選出された同窓会代表3名、教授会が選出した教授代表3名、および学長の計13名から構成される。管理委員会の権限は、学長の選出および解任、教授会から推薦のあった学部長や教授の選任およびその雇用期間の決定をはじめ、大学における新学部創設・予算案の作成と決定、教授会などから推薦された卒業生に対する学位の認可など、大学の教学・財政・人事などすべてにわたって事実上の決定権限を有するものであった（『大学政策・大学問題 その資料と解説』）。

48年10月、文部省は全国国立大学学長会議に上記試案を提出したが、同会議はこれに反対を表明した（『資料戦後学生運動』別巻）。49年1月に発足した日本学術会議も文部省試案に反対して独自に「国立大学法試案要綱」を策定するとともに、文部省の大学法試案の再検討とこのための民主的諮問機関の設置を求める勧告を行った。学術会議の策定した大学法試案の特徴は、第1に、国立大学の設置と運営に民意を反映させるために「大学委員会」をおき、委員は衆議院選挙法による選挙権有権者の公選によって定めるとしたことである。同委員会は、大学予算案の審議、大学院・学部・研究所などの創設および廃止の審議決定、授業料の上限額や学生定数の審議決定、各国立大学の推薦にもとづく学長・教授・助教授などの人事の承認など全般に及んでいる。第2に、各国立大学に各学部・研究所の教授会代表、職員の代表、それに学生代表から構成される「大学管理委員会」を設けるとしたことである。その任務は、先の大学委員会に提出する学部・大学院・研究所の設置および廃止の立案、大学内部の規則の決定、予算案の作成、授業料などの決定、教授会の推薦にもとづく教授・助教授・専門職員の候補者を決定し、大学委員会の認可を求めることなどである。第3に、学部に教授会代表・職員代表・学生代表からなる「学部運営委員会」を設け、学部内予算案の作成や学部の学課目の担任者を詮衡し教授会に具申することとしたことである。学術会議の試案の特徴は、国立大学の運営に国民の意思を反映することを求め、学内の委員会には教員だけでなく職員や学生の参加を保障していることである。学術会議のほかに、日教組も文部省案に対抗して49年2月に「大学法試案」（第2次案）を策定している。

全学連は1949年2月に第1回臨時大会を開催した。代議員312名を含む約900名のもとに、大学法案反対、教育・文化費の大幅増額要求のため、各県学連を軸に強力な運動を展開することを決定した（『資料第四高等学校学生運動史』）。これに先だって北陸学連は同年1月23日、第1回臨時地方委員会で、大学法案反対などを討議している（前掲書）。

政府は、49年4月、国立学校設置法案および教員免許法案を閣議で決定したが、これに

対して全学連はじめ各大学の自治会は、両法案は大学法案を分割したもので、その狙いは大学法案と同じであるとして反対を表明した。

49年5月16日から23日にかけての大学法案に対する反対の運動は、新制金沢大学発足直前の四高自治会の最後をかざる山場であった。とりわけ多くの学生がこの運動に参加し、さらに四高教授会もそれを支える側にまわっていることが注目される。この間の経緯は四高自治会書記局がまとめた「五・一六運動経過報告」に詳細に記されている（前掲書）。

49年4月30日、四高自治会は生徒大会を開催して、寄宿料値上げ反対・育英資金新規採用・授業料の分納などの要求を決議した。これらの経済的要求と大学法案反対を結合した県学連の集会在5月11日に開かれている。5月13日、自治会は生徒大会開催を16日に計画し、その許可を校長に求めている。校長は生徒大会を許可、自治会は16日の3時限目より大会を開催し、ここで大学法案反対でストを行うことを決議した。また、四高教授会に対して、大学法案反対の声明を出すこと、また学生と教授会との「二者協議会」をもつことを要求することを決めた。

四高生徒大会に続いて、5月16日午後、四高・高師・金沢医大らの学生による金沢学生決起大会が同じ四高講堂で開催された。この後、市中デモに繰り出している。この時の模様を「北国毎日新聞」は次のように報じている。

目下、議会で審議中の国立学校設置法・教育職員免許法の2法案は学園の自治を破壊する大学法案の分割案だとして全国の大学・高専はぞくぞくストに突入しているが、四高も16日午前11時より同校講堂で全生徒出席して四高生徒大会を開催。「二法案に対する討論の結果国立学校設置法案の第十五条『学校の設置運営は省令によって定める』は当局の天降りのなやり口を偽装したものであり、一方教育職員免許法は進歩的教員を国立学校から追いだす当局の下心からでたものだということに論議が一致し、学園の自治を叫んでクラスごとに自主的波状ストを決行するとともに教授、学生が一丸となって大学法反対ののろしをあげるために『大学法反対対策協議会』の結成を決議この旨教授会へ伝達した。」（「北国毎日新聞」1949年5月17日付）

これをうけて四高教授会では同日午後3時から協議した結果、「生徒の大学法案反対主旨には双手をあげて賛同するが国家公務員法にしばられている関係上過激な行動はできないので十七日生徒代表と会見のうえ条件つきで生徒の提案を受諾することを申合わせた」（同上紙）

これに呼応する形で金沢高師でも16日に生徒大会を開催し、2法案に反対して教授・生徒による“学校管理”を断行することを決議、即刻教授会へこの旨伝達した。また県学連は16日午後3時半から四高講堂で学生約300名を参集して「教育防衛大会」を開いた。筋（金沢医大）西谷（高師）保（工専）原野（四高）の4名が議長となり、大学法案および文教予算の削減反対を決議。さらに緊急動議として石川県下の教育危機を打開するため「臨時県議会、臨時金沢市議会の即刻開催」を県および金沢市当局に陳情することになり、閉会后、柴野知事、井村市長らにこの旨伝達するとともに街頭デモを行った（同上紙）。こ

の時の四高学生を中心とするストは1週間に及び、ようやく23日に四高生徒大会を開いて闘争を収拾することを決めている。

1949年5月を山場とする学生たちの大学法案反対の運動は学生の支持はもとより教授会の支援を受けたものであったことが、これに続いて取り組まれたレッド・パージ反対運動とは異なっている。四高生徒大会が開かれた5月16日午後には四高では臨時教授会を開き、条件つきで教授会と学生が懇談会をもつことを決定した。翌17日に校長を座長とする教授らと学生代表の懇談会が開かれた。18日にも教授と学生代表との二者協議会がもたれ運動のすすめかたを討議している。同日、国立学校設置法が衆議院を通過したのを受けて、19日午前、授業を中止して生徒大会を開き、16日の生徒大会で決定したスト方針を再確認し、午後にはデモや街頭宣伝を行っている。これらの一連の行動を四高教授会側も容認したことが前述の「五・一六運動経過報告」からうかがえる。とりわけ19日の生徒大会は「主要教授参加の下に」開かれたと記載されている。もちろん、一連の波状ストライキに対する学校側の処分は行われていない。なお、教授会と学生自治会との二者協議会はしばしば教授側の慎重論によって制約されたことも事実である。金沢医大では四高より早く二者協議会が作られたが、教授会側からのストやデモに対する反対論や慎重論が根強く、自治会として大学法反対闘争に取り組めなかったとの指摘がある（『戦後四高学生史』）。

学生たちは、大学法案反対運動を学校内部の運動にとどめず、石川県や金沢市などに対して「教育防衛」を求めて積極的働きかけを行うとともに、全官公労働組合や北鉄などの民間労働組合に対して支援を要請するなど、世論の支持を意識的に追求していたことも注目に値する。大学法反対闘争は各校の学生運動を強化し、全学連結成時点では加入していなかった金沢医専・金沢薬専・石川師範の各自治会がこれに加わることになった（前掲書）。

国立学校設置法は1949年5月31日公布・施行され、これにもとづき6月1日には新制大学68校が発足した。金沢大学では入学式を7月25日に、開学式を9月1日に行っている。なお、49年4月時点で学制改革により四高は3年生のみとなり、旧1年生は同年3月末で修了し、その後はそれぞれが希望する新制大学の入学試験を受け直し（金沢大学では6月に実施）、同年9月にそれぞれの大学に入学することになった。

その後、文部省は新しく国立大学管理法案をつくり直すために49年9月に国立大学管理法案起草協議会をもうけた。ここでの答申をもとに政府は国立大学管理法案を51年3月に国会に提出したが、これも廃案になった。

### （2）イールズ声明と国立大学教員の政治活動の制限（1949年）

1949（昭和24）年は経済安定9原則の実施（ドッジ・ライン）によって、それまでのインフレ経済を収束し、1ドル＝360円の固定為替レートのもとで日本製品の輸出競争力を確保するために、官公部門と民間企業の双方で合理化と大量の人員整理が追求された年であった。一方、朝鮮半島や中国で社会主義政権が樹立するなど国際情勢の面でも東西両陣営

間の緊張が高まった。敗戦後の民主化路線を転換し、「反共の防壁」として日本を位置づけるアメリカ占領軍の方針はますます明確になり、労働運動や民主運動・学生運動に対する弾圧が強まった。49年夏には、下山事件・三鷹事件・松川事件などの謀略事件が相次いで発生した。これら一連の事件は、国鉄の人員整理に反対する国鉄労働組合の闘いをはじめ官民の労働運動全体を抑圧するうえで大きな役割を果たした。これに続いて反共政策を正面にすえたレッド・パージの嵐が1949年から50年にかけて日本の職場や教育現場で吹き荒れた。

### イールズ声明

大学におけるレッド・パージの先鞭をつけたのが「イールズ声明」である。GHQ・CIE 高等教育顧問W・C・イールズは、1949年7月19日、新潟大学開学式で祝賀講演を行い、この中で大学から共産主義の教授は除外すべきである、「共産主義教授の除外を勧告する根本の理由は、彼らが『自由でない』ところにある。共産主義者の思想・信念・教義などはすべて外部から支配されたものであり、物の考え方、教え方についても一々本部から指図されている。それ故にこそ学問の自由という大学の最も重要な権利と義務の名において、われわれは共産主義者として知られる大学教授をあえてもとうとしないのである。なぜならば彼らは、もはや授業をし研究を行う真の自由をもっていないからである」と述べた（「朝日新聞」1949年7月20日付）。いわゆる「イールズ声明」である。

大学におけるレッド・パージよりも一足早く、小中高校の教育現場では各教育委員会が地方議会と協議しつつ、教員の定数条例を定めながら事実上のレッド・パージを強行した。この当時の模様を新聞は次のように伝えている。

日教組の情報によれば、九月二十八日静岡県では定数条例により二百名の整理者中百名が、三重県では同様百七十名中数十名が『赤い教員』とみなされ、十月一日の石川県の整理者四百名中二百八十名は教組幹部が共産党員だといわれる。中略 熊本県で三十八名、長崎県十五名、佐賀県で三十名の整理通告が行われ、大阪府でも十月中に千名を整理するため二日整理基準を発表、その中には三百名の『赤い教員』がふくまれているという。その他宮城、埼玉、群馬、新潟、広島各県でも近く具体化する気配だ（「朝日新聞」1949年10月4日付）

なお、石川県の教員に対するレッド・パージについて、『石川県教組五十年史』は次のように記している。

石川県の場合、定数条例の改訂によって生じた約150名の過員は、6割増しの退職金による勸奨、事務官への転職、金大教育学部への再入学等によって、おおよその解決を見た。しかし、その際「本人の意志に反する首切り」を強要された、9人の教師がいたことを忘れてはならない。それらの教師を守るために県教組はいかなる闘いをしたか。端的に言って、県教

組は反対闘争を組まなかったし、救援活動や弁護さえもしなかった。(『石川県教組五十年史』)

### 人事院規則制定と国立大学教員の政治活動の制限

1949年9月19日、公務員の政治的行為の禁止または制限を規定した人事院規則が制定された。これにともない、国家公務員である国立大学教員に対する同規則の適用が問題となった。文部省伊藤次官は「赤い教員の整理を文部省から指示したことはない、整理がおこなわれているとすれば公立学校は教育委員会独自の立場で、大学はそれぞれの自治で行われていることだ」と語っている(『朝日新聞』1949年10月4日付)。

小中高校の教員に対するレッド・パージはすでに進行しつつあったが、大学でもイールズ声明と人事院規則の制定を受けて、共産主義者とみなされた教員に対する抑圧が表面化した。九州大学・新潟大学・山梨大学・富山大学などでは共産黨員と目される教員に対する辞職勧告がなされたが、当人らは拒否した(『朝日新聞』1949年10月9日付)。各大学は東大の出方を注目していたが、49年10月17日、南原繁東大学長は次のような談話を発表し、レッド・パージに対して抵抗の姿勢を示した。

わが国は米国と事情がちがひ、長い間政府の思想統制下に多くの犠牲を払って、学問の自由確立に苦闘してきた。新憲法により「学問の自由」が保障された今、われら大学人は何をにおいてもこの「学問の自由」を守らねばならない。大学はどんな思想学説でも研究しその成果を教え発表するところで、国立大学で教授が単に特定の政党(しかも合法的に公認された政党)に所属しているとのことだけで、教授として適格性がとやかくいわれる理由はない。一方、教授は地位と職務を利用して特定党派の宣伝をしたり、政治的活動を行うなどして、学問に対する客観的かつ自主的な態度を捨ててはならない。しかしそういう具体的事実があれば大学は正規の機関で自治的に解決する。(『朝日新聞』1949年10月18日付)

また全国大学教授連合は49年10月22日、第6回総会を開き、「学問の自由と大学教授の地位」および「大学教授と人事院規則」の2つの声明を満場一致で決議している。その要旨は次のとおりである。

### 学問の自由と大学教授の地位

全国大学教授連合は、大学教授の任免が教授会または評議会の公正な議決を経て慎重に行われなければならないことを確信し、ことに大学教授自身の意思に反する免職の問題に最も深い関心を払わざるを得ない。その場合、市民として現に合法的と認められる政党に加入しているという単純な事実をもって直ちに免職の理由とすることは憲法の保障する学問の自由を照らして妥当でない、他面大学教授に許された自由が濫用されないよう自粛する責任を忘れてはいけぬ。



## 大学教授と人事院規則

人事院規則十四 - 七号（公務員の政治活動に関する規則）は用語がはなはだはっきりせず、その運用次第では、大学教授の責務遂行を不可能にする危機をふくんでいるが、法律適用の最終決定権をもつ者は最高裁判所だから、人事院当局の解釈をもって満足すべきでない、この人事院規則が大学教授の責務遂行を妨げるものでない旨を同規則中に明かにする必要があると考え政府に対して適当な措置を要望する。（「朝日新聞」1949年10月23日付）

さらに、日本学術会議は1949年10月に第4回総会を開催、「大学等学術研究機関の人事については学問・思想の自由を尊重すべきことを念とすべきことについて」という声明および「大学等学術機関の人事及び大学の教授会の権限について」次のような勧告を採択し、亀山直人会長名で吉田首相に伝達した。

大学等学術研究機関の人事については、学問思想の自由を尊重すべきことを念とすべきことであって、単に政党所属等を事実上の理由として処置されるべきではないと考えます。また、特に大学においては、学問の研究に関連する教授会の権限が尊重されるべきことであって、これが外部よりする政治的理由によって左右されてはならないと考えます。本会議は右の点について、政府が慎重に考慮して妥当な処置をとられるよう第四回総会の議決に基き勧告いたします。（『レッドページ』）

イールズの講演を契機に教職員の思想調査が各国立大学で行われ、他方、これに対する反対運動が活発化していることに対して、GHQ・CIE局長ニュージェント中佐は、49年11月8日、「日本の教育当局が総司令部の後援のもとに共産黨員その他『赤い教員』の追出しを開始しているという事実は全くないと言明した。」しかし、同中佐は「大学教授についてばかりでなく、教職にあるものすべてについての問題として、私はイールズ博士の声明に全く賛成である。日本側に指令を発するかわりに日本の教育当局者と協力する立場で仕事に当る方がずっとよい結果が得られることをわれわれは知っている。最後の決定は一切日本側の問題である。教職にある共産黨員の問題についてはわれわれは今後とも助言して行くつもりだが、最後の決定は日本側の手にあり、私としては日本側が必ずや賢明な解決策を講じ得るものと確信している」（「朝日新聞」1949年11月9日付）として、日本自らの手でレッド・ページに当たるよう強い期待を表明した。

## イールズの金沢大学講演

イールズは、新潟大学に続いて岡山大学（1949年11月11日）・広島大学（同14日）を訪れた後、同年12月19日には金沢大学を訪れて講演している。彼はこの前年の48年12月にも新制大学設立準備状況を調査するために金沢を訪れている。

イールズらが金沢大学に来ることを受けて、大学では1949年11月24日に「補導協議会」

## 第6章 大学の民主化運動と改革

を開催し「CIEのイールズ博士及びタイパー両氏の来学に関する打合」を行っている（注：補導協議会は全学補導委員会の前身で、学長を責任者としていた。金沢大学補導協議会規程（1949年7月15日制定、50年8月25日改正）によれば、第2条「本会は、学長の諮問に応じ、学生の教養、体育及び厚生補導に関する重要事項を審議する。」、第3条「本会は、左の職員を委員として組織する。学長、学部長、一般教養部主事、学生部長、各学部の教官一名」とある）。さらに12月8日には補導協議会補導小委員会委員および各旧制学校学生（生徒）課長らが準備のために打ち合わせを行っている。この時の議事録によれば次の点が協議されている。

岡山、徳島、広島各大学での講演懇談会の状況報告

新潟大学の開学式にイールズ博士を招待した状況報告

中央図書館の状況を英文で提出するよう図書館長に依頼

女子学生の多数出席を要望、女専、美専の出席もすすめるため、これらの学校を訪問依頼する

各学部自治会（旧制学校の分）の組織図およびファンクションの英文書類を学生部に提出すること

一般教養部学生自治会について報告（以下、省略）

1949年12月19日午前、イールズは四高講堂で講演を行った。講演会に出席した人の話によれば、学生や教職員に対する大学側の出席督励もあって約500人が参加し、会場はほぼ満員であったという。金沢大学のみならず富山大学の教職員・学生も出席していた。講演会のはじめに、司会者は「個々の質問は認めない。質問があれば代表者をとおしてあげるように。代表者へ返事をする」と述べ、講演終了後、質問をしようとする学生を無視してイールズは退場したという。

同日午後と翌20日、金沢・富山両大学の教授代表は四高会議室においてイールズと懇談し、また各大学高専学生代表は四高至誠堂においてタイパーと討論した（『戦後四高学生史』）。

### 学生自治会の結成

イールズが金沢大学で講演する直前の1949年12月2日、金沢大学一般教養部自治会が結成されている。当時の規約は次のとおりである。

第2条「本会は金沢大学一般教養部全学生により構成される。」

第3条「本会は学生の総意に基き学問研究の自由を守り学生生活の充実向上に努める。」

第4条「本会は左の役員より成る。一、全学代議員大会、一、全学執行委員会」

第5条「全学代議員大会は全学自治会の最高議決機関である。」

当時の自治会費は月50円、入会金1人50円であった（1950年春ごろに大学が作成した資料「学生ガイダンス」の中の「学生自治会について」による）。なお、第一回全学代議員大会は、49年12月14日に開催され、執行委員長以下の役員を選出するとともに、試験

に備えての暖房装置の完備、 運賃学割券の無制限発行、 進歩的教授の講演に関しての一切の干渉を排除すること、 学校設備充実費獲得に関すること、 授業料減免に関する一切の制限を外すこと、 などの決議をあげている。だが、この代議員大会はイールズらが金沢大学を訪れる直前に開かれたにもかかわらず、それに反対するような決議は行われていない。この時点ではレッド・パージに対する警戒がそれほど強くなかったのだろうか。

### (3) レッド・パージの本格化(1950年)

1950(昭和25)年になってイールズは山梨大学(3月14日)、九州大学(4月10日)などで講演している。九大の場合は、学生の追究で混乱したため秘密会議になった。さらに5月2日、東北大学で講演を行おうとしたイールズに対して学生約1,000人が「ノーモア・イールズ」を叫んでヤジを飛ばしたため、講演は中止になり、この集会は学生大会に切りかえられた(「東北大学イールズ事件」)。続いて5月16日、北海道大学での講演の際にも、学生や教員の質問に対してイールズは立ち往生し、講演は途中でうち切られた(「北大イールズ事件」)。

全学連は50年6月3日にイールズ声明反対・反帝平和を掲げて労働者学生のゼネストを行った。これには全国43の自治会が参加したが、金沢大学自治会は、「全学連に加盟しておらず、5日からの後期試験もある」(「北国新聞」1950年6月3日付)という理由でこのストには参加しなかった。

これより前の5月16日、金沢大学の入学式で戸田正三学長は、大学教育の目的は真理と平和を希求する人間の育成にあり、学生の政治運動は好ましくないと述べた。これに対して学生自治会は反発を強め、18日には新入生オリエンテーションで学生自治会の代表が入学式での戸田学長の声明に反論、戸田声明はファッショ的だと批判している(『実録・石川県史』)。

#### 金大学生逮捕と自治会の対応

朝鮮戦争勃発(1950年6月25日)の前後、占領軍および日本政府のレッド・パージ、共産党に対する弾圧がさらに強化された。50年5月3日、マッカーサー総司令官は声明の中で「共産党は侵略の手先である」と非難して、非合法化を示唆した。6月2日、警視庁は東京都内での集会・デモを全面的に禁止したが、この措置は全国的に拡大された。6月6日、マッカーサーは、共産党中央委員24名の追放を指令、レッド・パージはいよいよ本格化した。6月13日、天野文相は「最近の学生の政治運動について」談話を発表し、「不当な行動に対しては厳重な処置をとる」と述べた(「北国新聞」1950年6月14日付)。続いて同月17日には文部次官も「学生の政治集会・デモの禁止」を通達した。6月26日、マッカーサーは共産党中央委員会機関紙「アカハタ」に対して30日間の停刊を指令した(この措置はその後無期限に延長)。さらに共産党のすべての地方機関紙および『アカハタ』

後継紙のすべてを発行禁止とした。

金沢大学では1950年6月28日、共産党金沢大学細胞機関紙「解放」に関して勅令311号（連合国占領軍の占領目的に有害な行為に対する処罰等に関する勅令、1946年6月12日）違反の容疑で学生7名が逮捕された。このうち、1名のみ起訴され、3名は起訴猶予、残り3名は嫌疑なしとなった（「北国新聞」1950年12月10日付）。これに対して戸田学長は当局の処置を待つて対応するとの声明を発表した。

1950年6月30日、大学側の解散命令にもかかわらず金沢大学の自治会は理学部講堂で学生大会を開き、逮捕学生の釈放などを決議した。なお、この大会で一般教養部学生自治会は全学連への加盟を決めている。

7月に入って占領軍および政府の弾圧姿勢はさらにエスカレートした。7月13日、全学連本部から各県学連へ、県学連から各学校に指令された書類の中に勅令第311号に抵触する文書があり、これを調査するという理由で金沢市警察本部から警官約30名が城内にあった学生寮（憬真寮）の自治会執行委員長、反戦同盟、県学連書記長の部屋などを捜索し、書類を押収する事件が起こった。これに対し金沢大学の学生有志が「学園の自由を守れ」などのプラカードを押し立てて市警本部に集まり、大学に捜査の事前の連絡がなかった、および捜査令状が不完全であったと抗議した（『実録・石川県史』）。翌14日午後には学生のデモ隊30人あまりがプラカードをもって学生部長に面会を求め、学生部幹部の全員退陣、寄宿料の値上げ反対、学生大会の責任者の処罰反対などを謳った決議文を朗読した。7月15日には学生部長に対して市警より「6月25日以降は集会等については解除になっているが、その後は治安を乱すものは取り締まることになっている」旨の注意喚起が行われている。

金沢大学では50年7月19日に補導協議会を開き、学生部長よりこの事件の経過報告がなされている。また、6月30日に学生大会を強行したことに対する処分問題について、議論の末、自治会三役に対する譴責処分とすることが決まった。

このころ、こうした自治会のあり方に対して批判的な学生の動きが生まれている。金沢大学自治会の代議員有志が「極左的活動を排し学生運動の中道」を目指して清風会を結成した。これを報じた新聞記事は「金大自治会では入学式直後各クラス二名ずつの代議員を選んだが、学生全般に自治会に対する熱意が低調でこれが八十名の代議員に反映、過去二回の代議員会も集まるものは三分の一以下で役員選出も行われていない」（「北国新聞」1950年6月26日付）とコメントしている。

また、1950年7月6日には「反全学連」「左右ファッショ反対」をスローガンに掲げた金沢大学学生運動総協議会が15名ほどで結成されている。これは「社会民主主義的な立場で全学連および金大執行部などにみる急進的な運動を抑制して『近代的な学生運動の主体性』を確立する」ことを目指したものである（「北国新聞」1950年7月8日付）。

## レッド・パーージ反対運動の山場

1950（昭和25）年10月4日、天野文部大臣は談話（「学生に訴える」）を発表し、大学教員に対するレッド・パーージの具体的方針を示した。談話の中で文相は「共産党あるいはその同調者の行動を摘発し、処罰するのではなく、学園の自由と社会秩序とを防衛するために行き過ぎた言説行動を阻止するために適当な処置を講ずることはわたくしの誠に止むを得ない義務であります」と述べ、「大学の自治を尊重する意味で、学内の教員をまず大学における審査会が審査し、次には文部省内の適格審査会で審査し、最後に文部大臣が適否を決定するという三つの段階を経て審査を行い、その結果不適格と判定された者を教職からしりぞけようとする」としている。

同日、天野文相は参議院文部委員会で次のようにも述べている。

「共産黨員というだけで教職に不適格であるということは一つの理論であるが、大学教授の場合は一般公務員のように右から左に秘密が漏れることもないし、学生も十分批判力をもっているので特別に扱いたい、高校以下の教員は黨員であればただちに整理すべきであると思う」（「北国新聞」1950年10月5日付）。小中高校の教員のレッド・パーージがすでに49年時点で行われていることは前述したとおりである。

1950年10月、レッド・パーージに反対する学生たちの運動は山場を迎えた。全学連は10月5日、東京都内ゼネストを行い、17日には関西・中国・九州地区でゼネスト、20日に全国ゼネスト体制を組む方針を決定した。金沢大学一般教養部学生自治会は、10月12日午後4時から各学部代議員120名が集まり緊急拡大代議員会をひらき、16日午前10時半から金大理学部講堂で金大学生大会をひらきストに対する再確認を行う、17日午前8時より金大全学部はストに突入、同日は全員登校、授業拒否を行い直ちに行動隊を編成、金沢市内関係各学校を訪問するとともに街頭で平和署名運動を展開する。なおこれにつき闘争委員会を設置する、23日から5日間にわたる試験はレッド・パーージが終結するまで延期する、この決定事項は金大当局に申し入れる、などを協議、反対者1名で決定した。

一方、「全学連粛清」をスローガンとする金沢大学学生総協議会も同じく10月12日午後後に幹事会をひらき、赤追放は原則的に反対、ただし南原東大学長のいう真の破壊的共産党教授追放は認める、ストライキ絶対反対、試験ボイコット絶対反対を確認、「スト、授業拒否に対してはピケット・ラインを突破、反対行動する」ことを明らかにした（「北国新聞」1950年10月13日付）。

一般教養部学生自治会のストライキ方針決定を受けて、大学では10月13日午後、大学協議会並びに補導協議会の合同会議を開催、自治会執行部から大学当局に提出された代議員会のレッド・パーージ問題の決議事項について協議した。10月14日付で各学部長あてに、次のような大学協議会・補導協議会の決定事項が通知されている。

- 1) 如何にしてレッド・パーージを粉碎するかの問題を討議するための学生大会を開くことを禁止する。
- 2) この際、行動隊の如きものを組織して、学の内外に活動することは穏当でないからこ

れを禁止する。

3) 自治会代議員大会で決定したスト断行は、これを禁止する。従って、授業は平常どおりこれを行う。又、試験期日は、これを変更しない。

4) 学内の秩序を紊したものは、これを厳重に処分する。

これとあわせて同日付で「全学生諸君、かねて養いきたれる諸君の良識に訴え、社会的責任感に省みて、この際、軽挙妄動をとくに慎まれんことを切望する」との戸田学長声明が出された。

10月16日、学生自治会は大学側の解散命令を無視して学生350人あまりが参加して学生大会を開き、レッド・パージに反対するストライキの決行などを決議した。この学生大会の様態を新聞は次のように伝えている。

この日問題の大会は午前十時半運動場に面した学生控室に変更、平素使わぬため閉鎖してあったのをこじあけて約三百五十名の学生が侵入、執行部は参加人員を約七百名?とふみ、これに四十八名の白紙委任者を入れて、しめて総参加者七百四十八名、規約通り過半数に達したからと大会成立を宣言した。

場内は執行部が前日用意したプラカードが目白押し、その中にゲタばき、革グツ、丸刈、長髪がムシロを敷いて雑居していたが、女学生は熱がないためか、姿をみせたのは五名ばかり、大手門側のひとすみはガランとあいていた。

大会は司会の池亀菊治君からバトンを受けた工学部二年上原清君が議長になり、三木執行委員長から経過報告があったが、連日の活躍のためか声はややかすれ気味。

午前十一時ころ大学側から大会不開催勧告のため渡辺学生部長、新谷補導課長、小島厚生課長が乗りこみ、学生側が発言を許すか許さぬかと発言採決の結果、ようやく許され「この集会は認められない」と勧告したが聞き流された。

執行部の議題提案前R・パージ問題につき討論がはじめられたが議論沸騰のうえ野次が乱れとび、議場は大混乱を呈したが、結局少数派の学生総協側が圧倒されて執行部の優勢のうちに進み、午後一時大学側の最後の切札「学長の解散命令」をもった学生部長がふたたびあらわれたが「つまみだせ」「合法的に入場しろ」との怒号で大学側三名は学生側の「サイナラ」の野次におくられて退場、命令文は三木委員長が受取って朗読したがこれも前と同様無視して大会は続行「R・パージは徳川、豊臣の合戦と同様、大阪城の外ほりを埋める戦法」、「南原はエセ自由主義者」、「議会闘争を通ずる合法的手段で」とふたたび言論白熱戦を展開したが、結局スト決行など四項目を決議して一時すぎ閉会。(「北国新聞」1950年10月17日付)

10月16日の学生大会を受けて17日、一般教養部では授業を拒否リストに入ったが、大学側が学生のピケット・ラインを除去したため一部学生が教室に入り、授業は行われた。当日の様態は次の新聞記事からうかがえる。

授業拒否ストに足並み乱れた金大自治会執行部では午前十時すぎ執行部側約四十名が反戦旗、プラカードをたて国際学連歌を高唱、授業中の一般教養部一・二号館内を一階から二階へと廊下をデモ、このため学連歌にさえぎられて講義も聞こえない状態となったが執行部側はさらに各クラスに代表をおくりスト参加をうながすアジ演説を行い、一部でこれを拒否する学生との間に激しい論争も行われ学内は授業中の学生、デモ行進の学生、どちらつかずで校庭をぶらつく学生の三種三様の風景を描き出した。

同日午後執行部側はさらに数隊にわかれて金大医学部、女専、高師、北鉄労組を訪問、協力を求めたが医学部、女専では学生に会えず引き揚げた。一方一般教養部では午前にひきつづき午後も授業が行われたが朝来からのスト騒動に落ち着かぬためか、各クラスとも受講生は少なく「ストもいや、デモもいや、授業もうける気はせぬ」と帰る学生もでき、三人しか学生のおらぬ教室もあって放校時までいたのは二百名足らず。（「北国新聞」1950年10月18日付）

同じく10月17日、全学連はレッド・パーージ反対の全国ゼネストを敢行した。東京では早稲田大学で「全早大平和と大学擁護学生大会」を開催、これに東大・法政大・中央大・東京外大などの学生600名が加わって、学部長会議（レッド・パーージ反対運動にかかわる学生の処分問題を審議）が開かれた大学本部を取り囲んだため、大学当局は警官隊を導入、143名の逮捕者を出した。関西では17日のストには参加しない大学があいついだ（「朝日新聞」1950年10月18日付）。

この事件をうけて天野文相が強硬姿勢を示し、政府は全学連の解散問題を具体的に検討した。こうした状況悪化をふまえて翌18日、全学連は「ゼネストに固執せず」との戦術転換を図った。金沢大学でも自治会は闘争委員会を開いて全学連が計画していた10月20日のゼネストには参加しないことを決めた（「北国新聞」1950年10月19日付）。

金沢大学学生自治会が行ったレッド・パーージ反対の一連の活動に対して大学当局は強硬姿勢で臨んだ。50年10月21日、緊急大学協議会を開催し、スト参加学生に対する処分を検討したが、結論が出せなかった。10月27日に補導協議会を開き協議している。この協議会の議事録が所在不明のため、詳細な審議模様は明らかでないが、新聞報道によれば、「8時間にわたり協議した結果、大体結論に到達、28日午前補導小委員会をひらき、細部を決定し早ければ同日中に、おそくも休暇前に処分学生に通達する模様」とある（「北国新聞」1950年10月28日付）。

学生処分は50年10月28日午後決定された。「平和な学園にいたずらに波乱をかもし秩序をびん乱せんと企てた」との理由で4名を退学（池亀菊治自治会代議員会議長ら4名）同じく4名を無期停学処分にした。「学長声明とともに学内に掲示、個人あてに通知したが、八名とも通知を受けとらず、同日午後同大学学生自治会員約二十名が大学当局にたいし『連帯責任であるから処分の意図が分からぬ』と抗議した」（「北国新聞」1950年10月29日付）。

処分学生8名のうち4名が法文学部の学生であったが、法文学部教授会の記録にはこの

処分問題を議題にかけて審議した様子はない。当時は学生処分にあたって学部教授会の審議を経ずに行った模様である。なお、無期停学処分の学生4名のうち3名は1951年1月から3月にかけて処分が解かれている。

### 大学教員のレッド・パージ実施できず

レッド・パージ反対を掲げた学生運動は1950年10月をピークに、その後は収束に向かった。こうした運動の高まりのなかで、占領軍や日本政府はついに大学教員についてはレッド・パージを実施することができなかった。

しかし、これとは対照的に民間企業においてはレッド・パージの嵐は猛威をふるった。日本全体では「1950年12月10日現在の労働省調査によると、民間産業のレッド・パージは24の産業部門、537社、1万972名にのぼっている。また同年11月15日の政府発表によると、政府機関のレッド・パージは1,171名（11月末現在では1,196名）にたっしている」（『日本社会運動史』）。

石川県内の民間企業では、1950年8月26日に電力業界で共産党員を追放するレッド・パージが始まり、北陸配電の14名と日本発送電の5名が解雇された。12月1日にレッド・パージは終了したが、県内では計12事業所で69名が解雇された（『実録・石川県史』）。

## （4）対日講和問題、平和運動など（1951～52年）

### 平和を守る会

米ソ両大国間の緊張が高まるなか、世界平和を求める国際世論も高まった。1949（昭和24）年4月に第1回平和擁護世界大会がパリとブラハで開催された。時を同じくしてこれに呼応して国内では平和擁護日本大会が行われた。50年11月にワルシャワで開かれた第2回平和擁護世界大会において世界平和評議会が創設された。日本ではこれより早く同年2月に「平和を守る会」（大山郁夫会長）が結成され、朝鮮戦争勃発後の同年8月には平和擁護日本委員会に改組、世界平和評議会の加盟団体となった（『日本社会運動史』）。

金沢大学でも1950年6月に学生有志から「平和を守る会」の結成承認を求める動きがあったが、大学はこれを許可しなかった（50年6月30日補導協議会）。その後、翌51年12月には「平和を語る会」の結成承認要求が法文学部学生より提出されたが、補導協議会はこれについても認めなかった。平和運動が政治的活動に発展することを恐れた模様である。

1950年から51年にかけてはレッド・パージ問題に続いて、対日講和条約のあり方（全面講和か、単独講和か）や再軍備・安全保障のあり方をめぐって世論は二分された。単独講和は西側陣営に日本を結びつけることを意味し、再び戦争の危険に見舞われることを危惧した人々は全面講和を求めて平和運動と結合して運動をすすめた。南原繁東大総長が全面講和論を主張していることに対して、吉田茂首相は「曲学阿世の徒の空論」と誹謗した（1950年5月4日）。南原総長はこれに対して「それは学問のぼうとく、学者にたいする



権力的強圧以外のものではない。全面講和は国民の何人も欲するところであって、それを理論づけ、国民の覚悟を論ずるは、ことに私には政治学者としての責務である」と反論した（『朝日新聞』1950年5月7日付）。

金沢大学では、前年のレッド・パージ反対運動に比べ、全面講和を求める学生運動はそれほど盛り上がらなかった。1951年10月23日の補導協議会議事録によれば、学生運動について「このところ、平穩」と記載されている。

なお、これより早く、1950年秋には専門課程に進む学生によって各学部で自治会の結成がすすめられている。50年12月13日の補導小委員会記録の中に、教育学部・工学部・理学部自治会の規約承認問題が登場している。なお、法文学部には51年5月時点ではまだ自治会がなかった模様である（51年5月15日「補導小委員会記録」）。

### 破防法反対闘争

講和条約が発効し、アメリカ軍の全面占領が終結した新しい情勢を受けて「独立後の治安体制」を整えるために、1952（昭和27）年4月、政府は破壊活動防止法案を上程した。総評を中心とする労働組合は、破防法反対と労働法規改悪反対とを結合して、52年4月から6月にかけて5次にわたるストライキを行っている（『日本社会運動史』）。

1952年5月31日の開学記念祭行事の一環として、法文学部法学科自治会主催の各政党代表討論会および「学問の自由を守る大会」が開催された。後者については、法文学部では懇談会として許可している（52年5月22日「補導協議会記録」）。「学問の自由を守る大会」の決議にもとづき学生自治会は「平和を守る会」の結成を認めてほしいとの申し出を学長に対して行ったが、戸田学長は「昨年も許可しなかったし、今回も変わらない」として認めていない（52年6月4日補導協議会）。

1952年6月17日、金沢大学法文学部法科・教育学部・一般教養部自治会が主催して「金沢大学破防法案反対統一決起大会」が理学部講堂で開催された。自治会からの事前の申し出に対して大学は6月16日の補導協議会において審議し、条件付きでこの大会を許可している。その条件とは、自治会代表を呼びだし責任を明確にすること、ストやデモは決議しないこと、学外からのメッセージは大学関係以外は受けないこと、1,000人以上集まらぬ場合は有志大会に切り換えること、非公開とすること、などであった。

これ以降、破防法反対の学生自治会の活動は補導協議会および補導小委員会の記録には登場しない。なお、52年12月19日の大学評議会において、補導協議会は廃止され、全学補導委員会に再編されている。

## （5）教職員組合の結成

これまで1950（昭和25）年前後の学生自治会を中心とする学生運動について取り上げたが、大学の民主化や平和運動については教職員の運動も重要な役割を果たしている。し

## 第6章 大学の民主化運動と改革

かし、学生自治会の活動と比較して、金沢大学創立前後の教職員組合の動向を記録した資料が乏しく、具体的な活動内容を知ることが難しい。ここで旧制金沢医大および四高の教職員組合の結成時の様子をうかがい知ることができる2つの新聞記事を紹介しておきたい。

### 博士も加はる、医大の職員組合誕生

象牙の塔、金沢医大にも職員組合が誕生して教授以下、看護婦、小使さん七百名が一丸となって生活擁護の叫びをあげることになった。すでに各教室、部局ごとに代議員の選出もすみ目下規約、要求事項と練っているが、最初は教授、助教授を含めず三級官以下のものだけで結成することになっていたが「自分たちも使用人に変わりはない。生活苦は同じだ」と教授たちも参加を強硬に申し込んだもの、ともあれ組合員中約五十名が医学博士とは数多い県下労組中でもちょっと異色篇（「北国毎日新聞」1946年5月4日付）。

### 高校の先生たちで職員組合（四高が音頭で全国に呼びかく）

四高の音頭で従来ともすれば象牙の塔にこもりがちだった高等学校の先生たちの全国的な職員組合が結成されんとする機運がかもしている、すなはち四高では教授の総意に基いて伊藤、森河、大河、窪田、緑川の各教授が委員となり組合設立の具体案を練っていたが、このほど勧誘状をもって全国の高校教授へ呼びかけ強力な横の結合によって、高校教育の自主性の確立、待遇の改善、研究施設の整備の三目標の実現に邁進することになった（「北国毎日新聞」1946年8月31日付）。

関係者の証言によれば、GHQによる労働組合結成の奨励もあって、1946～47年にかけて金沢医大をはじめ、四高・工専・石川師範・高師の各旧制学校で教職員組合が組織されていた。『石川県教組五十年史』には、1948年1月28日に大学高専の組合が県教組に加入したとの記述がある。なお、敗戦直後の教職員組合組織としては、全国的には、全日本教員組合協議会・教員組合全国連盟および大学高専教職員組合協議会の3つが併存していたが、1947年6月にこれらが合流して日本教職員組合（日教組）が結成された。

新制大学の創設にあたって、旧制学校からすべての教職員が移行できない事態が生まれることを懸念して、医科大学・四高・高専などの組合では次のような取り組みを行っている。

### 北陸大学人事（天降り排せ 教組大学高専部が決議）

北陸大学の設立準備は着々とはかどり最後の問題である教授スタッフの選考が問題になってきたが県下各高等専門学校の機構がそのまま大学の一環となってもその教授・事務官には失格者が大量入れかえが行われる必然的情勢にあるので石川県教職員組合大学高専部では大学設立準備の円滑なる進行をはかり人事問題の紛争を未然に防ぐため文部省や準備委員会の天降り人事を排除する運動をはじめることになり、去月二十四日教組高専部協議委員会で各校代表者が打ち合わせた結果、現職教授が大学教職員として失格してもその職を他校に

において保証すること、この場合の待遇低下は絶対反対である、可及的に現職者の登用をはかること、など数項目をきめ、文部省（県立となった場合は県および準備委員会）に申入れるが、近く定例協議会にはかって具体案をねる。（「北国毎日新聞」1948年2月7日付）

ここに登場する「北陸大学」とは金沢大学の名称が確定する前の段階の新制大学の仮称である。新制総合大学創設については、石川県が熱心に取り組んでおり、大学創設準備にかかわる事務的作業に石川県は数名の職員を当たらせていた。新制大学発足と同時にそのうち数名を各学部の初代事務長に抜擢する案がもちあがるや、金沢医大教職組はこれに反対し、「初代事務長には、旧制学校や大学内部の職員を充てるべきだ」として、委員長と書記長らが当時の医大学長に申し入れを行ったという（薬学部初代事務長・高嶋参一郎談）。

金沢大学教職員組合は金沢大学創立後まもなく結成され、1949年10月22日に規約を制定している。深井一郎（金沢大学名誉教授）は金大教職組発足前後の様子について、次のように述べている。

石川県下の高等教育機関である金沢医科大学・医学専門学校・薬学専門学校・第四高等学校・金沢高等師範学校・金沢工業専門学校・石川師範学校・石川青年師範学校に於ても、詳細は不確ではあるが、1946・47年の間には夫々に教職員組合が結成されていたと思われる。1947年12月から実施された『石川県大学高専教職員組合協議会々規』が現存しており、10ヶ条から成る簡素なものであり、翌1948年には『石川県大学高専教職員組合協議会規約(19条、同年6月26日より執行)』となり内容が充実している。 中略

1948年夏頃、私は石川師範の塚野善蔵氏の代理として、数回第四高等学校の会議室へ出向いたのを記憶している。各大学・高専校から複数の出席者があり、多分この『石川大学高専教職員組合協議会』の会合だったかと思われる。その頃の協議会の議題が何であったかは忘れたが、今その規約には、各学校2名の委員による委員会とか、事務所は第四高等学校に置くとかの項目が存在し恐らくその委員会であったろうことと、次の年には金沢大学教職員組合が結成されたことを考え合わせると、新組合の規約も討議の場にのぼったのではないかと思われる。

金沢大学教職員組合の結成大会の日時は定かではないが、1949年秋頃であったと記憶する。場所は医学部構内の十全講堂で約200名ほどの集会で、昼の弁当が支給されたと思う。発足時の執行委員の顔ぶれを見ると、病院2名、理学3名、教育2名、法文2名、医学2名、本部2名、附属小中各1名、薬学2名、工学2名、結研2名、高師1名の22名となっている。高師は1951年に理学と教育に分属され部局として残らなかった。また教養は部局として独立した1956年から執行委員2名を出している。（『明日を拓く ふれあい くみあい 50周年』）

金大教職組の初代委員長には水上哲次（金沢医科大助手・後に医学部第2外科教授）が就任した。当時は、事務長までも含む教職員のほとんどが組合に加入しており、親睦団体

## 第6章 大学の民主化運動と改革

的性格も強かったようである。大変興味深いことだが、薬学部の初代事務長の高嶋参一郎が教職組の第2期（1951年度）副委員長に就するというケースもあった。このころ、組合主催で慰安大会（芸能大会）を開催し、教職員の各グループが演劇などを上演しているが、評議会の前身である協議会の席上で「事務に支障のないようにして出席させる」ようにとの要請があったとの記録が残されている（「協議会議事録」1951年1月12日）。また、法文学部では教授会の協議事項として「職員醸金・職員組合費について」議論し、「職員醸金（俸給の1,000分の3）を廃し、組合費の1本として教職員の慶弔とする。組合費1月教官30円、その他20円」と決めている（「法文学部教授会議事録」1950年11月9日）。

さらに、大学が発行する『事務通報』に教職員組合関連の記事が掲載されていることも注目に値する。たとえば、組合主催の野球大会の結果（『事務通報』1950年8月号）や、囲碁大会や文化部（文化講演会や謡曲練習会の案内）の活動（同、9月号）さらに『事務通報』51年7月号には「組合便り」の欄が設けられ、51年度の新執行委員会名簿とともに運動方針（友好団体との提携連絡の強化、超過勤務手当の予算増額、研究費の増額と配分の適正、地域給の三級地への引き上げ、事務職員の給与是正、給与ベースの引上げ、人事の明朗化、完全雇用、厚生福利の増進）も紹介されている。これらのことは大学の管理機関と組合組織とが未分化であったことを示している。

もちろん、教職員組合では敗戦後の生活難の打開・官公労働者に対する人員整理反対・賃金引き上げを求める活動にも取り組んでいた。次の記事はその一端を示している。

金大教職組決議文手交（戸田学長らに）

金沢大学教職員組合では十七日午後一時から理学部講堂（旧無声堂）で職員大会をひらき、日教組の指令にもとづき行政整理反対、一万二千元ベース確保を決議、戸田学長、大野事務局局長に同決議文を手交するとともに二十一日に開かれる全国学長会議、二十四日の事務局長会議にその総意を反映させることとなった。なお同大会の出席者は同大学千五百名の組合員のうち整理対象とされない教授と看護婦をのぞく約八百六十名の事務職員が中心となっていた。（「北国新聞」1951年11月18日付）

当時、金大教職組は県教組高専大学部をとおして日教組に加盟していた。

また、同じころに発行された金大教職組「組合ニュース」の編集後記には次のような文が掲載されている。

新聞紙は文部関係の整理人員5,146名（朝日10.7）、出血実数2,203名（毎日10.7）と報じているが日教組大学部からは未だ何らの連絡もない。過去4年間金沢大学で一つの釜の飯を食った同僚が一人でも整理されることは堪えられない。組合も大学当局も一致団結して整理の暗雲を吹き飛ばそうではないか。大野局長が病氣療養中の組合員を見舞い整理の対象にならないことを強調し、安心して養生するようにとすすめたことは時期を得たものであ

り、その言の真実ならんことを切望する。(1951年10月15日刊)

レッド・パージ反対運動で学生自治会が停退学処分まで出したのに比べ、金大教職員組合がレッド・パージや行政整理反対運動に熱心に取り組んだ様子は見られない。親睦会的色彩の強かった当時の組合活動を反映していると思われる。結果として、教職員の中からレッド・パージや行政整理の対象者を出さずにすんだことは幸いであった。こうしたなかで教職員のなかで自覚的に反戦・平和を求める運動に取り組んだ人たちは、次に取り上げる内灘闘争に積極的にかかわるようになった。

### 3 内灘闘争とその後の平和運動

#### (1) 内灘闘争と金沢大学

1950(昭和25)年6月25日、突如として朝鮮戦争が勃発し、極東地域は全世界からの注視的となった。続いて52年には対日講和条約とともに日米安保条約が発効し、日本国内は再軍備の方向に向かう勢力と平和な生活を守ろうとする勢力との対立が際立っていった。石川県では、北鉄労組がメーデーで「戦争反対」のプラカードを掲げて香林坊をジグザグデモし、金沢大学では学生による徴兵制反対署名が取り組まれ、全学生の過半数を超える署名が集められていた。

このような情勢のなかで1952年9月中旬、人口6,000人に満たない北陸の寒村内灘村に米軍試射場を設置するとのニュースが、総選挙最中の石川県下を駆け巡った。ニュースにいち早く反応したのは共産党と労農党であった。9月30日には共産党の梨木作次郎候補応援のため金沢入りした大山郁夫を迎えた労農党主催による内灘接收反対県民大会が7,000人を集めて開催され、県民の内灘接收問題への関心は高まっていった。

一方、矢面に立たされた内灘村では各部落ごとの常会がもたれ9月21日、内灘村議会全員協議会は絶対反対を決議し、中山又次郎村長は県当局とともに反対陳情のため上京した。こうした動きのなかで政府は一応内灘接收問題を白紙に戻した。

#### 第1次4カ月接收

しかし、1952年11月に第4次吉田内閣が発足し、地元から林屋亀次郎が入閣すると再び内灘が有力候補地として浮上した。県議会に続いて金沢市議会も12日には反対決議を挙げ、内灘村・石川県・県職員労組・内灘婦人会などが相次いで上京し陳情を繰り広げ、内灘村民は20日、1,000人規模で「接收反対」のむしろ旗を押し立てて県庁へ押し掛けた。しかし、11月25日政府はアメリカ側からの強い要求と砲弾特需の魅力を前にして内灘の

## 第6章 大学の民主化運動と改革

4カ月一時接收を閣議了解し、その説得役に林屋国務相を当たらせたのである。

内灘接收閣議了解の報に、26日早朝内灘村婦人会員1,000人は、白ハチマキ白たすき姿で石川県庁に向かった。県評は市内7カ所で署名運動に入り、県PTA連合会・県教組・県連合青年団・県婦人団体協議会・内灘村関係者の5団体は「接收反対教育団体協議会」を結成して運動強化を決定した。27日、お国入りした林屋国務相は金沢駅頭で1,500人の怒号に迎えられた。県庁で内灘接收について「砲弾試射場はわが国の特需関係から大きな影響があり、すでに300億円の特需品の納入ができるかどうか、将来数千億円と予想される発注をどうするか、すべて試射場の円満解決の成否にかかっており、日本経済界の大問題だ」と語ったがもの分かれとなり、翌日は内灘村にも赴いたが村民を説得することはできなかった。しかし、村民との混乱を避けて28日から金沢市内に泊まり込んだ内灘村当局と村会議員は政府側と懇談し、内灘村議会で内灘接收の6条件を賛成多数で決定し、4カ月使用を受け入れた。

内灘村議会が多数をもって4カ月使用を承認した条件は、以下の6項目であった。

- 一、4ヶ月以内に8百18町歩の国有地全体を村に払い下げること。
- 二、4ヶ月使用後は即時撤退し、1日も駐留を許さぬこと、1発も弾丸を射たぬこと。
- 三、更正資金5千万円と林屋国務相から申し入れがあったのを1億円とし、補償金は即時現金払いのこと、この補償金は、漁業関係の完全補償とは別個であり、各家庭は戸締を嚴重にしたり、その他の設備も必要であるから補償金は村へもらって自由に処理できるものであること。
- 四、治安、風紀上、駐在所の国警警備員を増員すること。
- 五、社会文化の向上をはかるため、文化施設を拡充すること、学校の防音設備も含まれる。
- 六、早急に道路を補修すること、このためトラック1千台分のバラスを即時搬入して県道向粟ヶ崎・室間を補修する。(『内灘闘争資料集』)

各戸平均5万円という見舞い金は出稼ぎ中の夫の留守をまもる主婦にとっては思わぬ大金であったが、これで内灘問題は収まったわけではなかった。女性たちをはじめとして村民は絶対反対が多数であったし、内灘村を構成する6部落のそれぞれの利害の違いも燻っていた。そして使用期限は4月末というのに工事が本格的に始まったのは翌53年の2月に入ってからだった。現地の共産党の工作隊は活動を続けていたし、金沢市内の民主団体も運動をやめたわけではなかった。

### 金沢大学学内の動き

1952(昭和27)年12月12日、米軍宿舎は金沢市内の国有地を物色中であると発表されたが、金沢市上野本町・錦町の旧陸軍射撃場が候補地にあげられたことを知って反対に立ち上がったのは、金沢大学工学部の職員と同組合であった。職員代表は、周囲の董台高

校・崎浦小学校・紫錦台中学校・石引小学校などに呼び掛けて代表者会議を設定し、学生と一緒に周囲に反対ピラを貼るなどの運動を行い、組合は政府に反対陳情を行った。翌53年1月20日には金沢大学教職員組合の執行委員会はこの報告を聞いて反対声明を出し、直ちに国際協力局長、文部省、林屋・益谷両地元選出国會議員、日教組本部に送付した。そして、翌日には山田書記長と岩名執行委員が北陸財務局長・県知事など県内関係機関に申し入れ行動を行い、学長と会見し、大学としても独自の立場から反対するとの確約を得た。

その後1月24日、外務省は旧陸軍射撃場への兵舎建設は地元の反対が強いので取り止めると県に通知してきた。また、工学部の組合に対しても1月27日、外務省から「宿舎建設は同地には関係なく大学にはなんら影響ありませんから右御了承願います」との公文が寄せられた。宿舎は結局演習場内に建てられることになり、2月16日から試射場建設の突貫工事が始められたが、試射が開始されたのは使用期限まで1カ月半を残すのみとなった3月18日であった。

#### 4カ月使用から永久接收へ

燻っていた永久接收への疑問は、現地でも県内でも次第に高まっていった。こうした中で第4次吉田内閣は与党内部の反乱によって内閣不信任案が可決され、3月14日に衆議院が解散されて、参議院選挙に衆議院選挙が重なることになった。各候補者は内灘の永久接收問題を取り上げ、元軍人の辻政信までが反対を叫び、試射場接收を進めた現職大臣の林屋国務相が落選するという事態となった。使用期限直前の4月27日になると政府は、内灘村の耕地造成費2億円・船だまり改修費5千万円などを示し継続使用を説得しようとしていた。一方地元では、改進黨・両社・共産・労農の各党、県評・青年団・婦人会・内灘村6部落代表・宇ノ気町・七塚町などによる石川県内灘砂丘地永久接收反対実行委員会が結成され、反対運動は全県的運動に向いつつあった。

1953年5月1日から政府は一応約束どおり試射を中止したが、まず積極的反対行動に出たのは県教組と北鉄労組であった。県教組は9日の執行委員会で改めて反対声明をだすと、13日・14日と執行部を内灘に派遣し、PTA懇談会に出席したり村内くまなく宣伝活動を展開するなど永久接收の危険性を訴えた。北鉄労組は12日、委員会を開催し永久接收絶対反対とともに具体的行動として、「もし、強制接收されたときは試射場への米軍物資輸送を拒否する。」という方針を決定した。2,000人の組合員を要するこの組合の決定は県内外に大きな影響を及ぼし、内灘闘争を全国闘争に転化させる重要な契機となった。『北鉄労働』171号は、この決定に対する職場の状況を次のように書いている。

「われわれの職場はじかに内灘につながっている。北鉄労組の反対闘争はわれわれ浅野川線が中心になってやらなければならない。又われわれがやらなかったらこの闘争は発展しない」「執行部の輸送拒否指令をただ待つだけでなく、その指令をわれわれが出させるべきだ」「もしこの事で検束されたって、はじめることはない」「なーに一ぺんぐらいブタ箱の経験も悪くないぜ」

こうした動きのなかで、14日に開催された内灘村緊急村議会は再使用絶対反対を全会一致で決定し、翌日には村民800人を集めて村民大会が開催された。「他団体の協力を受け入れて拳県一致で政府にあたろう」との共闘方針のもとに、中山村長を委員長に、30人の各部落代表と村議会議長を加えた内灘村永久接收反対実行委員会が結成された。この日は、金沢市内でも、関係市町村代表を招いた県議会・金沢市議会全員協議会・関係諸団体代表200人が一堂に会した内灘永久接收反対県民代表者会議が開催され、全県の支援体制も勢揃いを見せた。

5月21日、第5次吉田内閣が発足すると県議会・県反対実行委員会は大陳情団を東京に送り込むなど、拳県的な反対行動によって26日の定例閣議も内灘永久接收を決定することはできなかった。これに追い打ちをかけるように30日には改進黨・左派社会・労農・共産の各政党、総評、平和擁護委員会などの中央代表参加のもとに1,300人が参加して県民総決起大会が開催され、内灘永久接收反対運動は最大の盛り上がりを見せていった。しかし、このような反対運動に水を浴びせるように6月2日、政府は内灘試射場の継続使用を閣議決定したのである。

政府のこの決定は内灘問題を全国的政治問題化すると同時に県内反対運動の怒りに油を注ぐことになった。翌3日、内灘村で開催された村民大会は中山村長の辞職勧告・村実行委員会の人数倍加・鉄柵の除去などを決定し、中山実行委員長をリコールして出島権二を新委員長に選出し、反対運動を村当局中心から村民中心へと強化した。

6月10日、田中官房副長官など地元説得のための政府代表団一行は、金沢駅で約1,000人が待ち受けていたため、動橋駅で下車し県庁に向かった。しかし、県庁前に移動し1,300人に膨れ上がったデモ隊に阻止されてしまった。裏口から県庁に入って現地3村代表との折衝に入ったが、30分で物別れとなり一行は翌日、小松基地から米軍機で帰京した。

この時の県庁前の混乱で負傷した金沢大学の学生西光之輔は頭から血を流しながら、「皆さん！僕は内灘が政府にとられることに反対して闘っておられる村民の人達の行動が正しいと思ってこの反対の運動に参加しました 中略 なのにこの警官達は僕をこんなに傷つけた。しかし、この警官達の体のなかにも僕達と同じ日本人の血が流れているのです。」(金沢大学実行委員会「うちなだ」編集部『うちなだ』第1号)と訴えた。

6月11日、北鉄労組は浅野川線七ツ屋車庫で職場決起集会を開き、「輸送拒否」を再確認し、集会終了後参加者200人は臨時電車で内灘に向かい、鉄板道路を米軍キャンプに向かって行進した。

6月12日、内灘の継続使用は13日から、試射再開は15日からと政府は発表し、13日には漁業補償金など2億4千万円を含む総額22億円を超える内灘関連費用を示して内灘村に受け入れを迫ったが、怒りに燃える内灘村民は試射場内の砂浜に16の漁具小屋を急造して座り込みを開始し、学生は内灘へと駆け付けた。

しかし、政府決定を前に、反対運動の側にも早くも足並みの乱れが現われ、県・県議会議員・地元町村代表で構成されていた内灘接收反対連絡協議会は力を弱めていった。県実



行委員会は県庁前での流血騒動などを理由に共産党の実行委員会からの排除を決定した。

### 金大「わだつみ会」の動き

このような状況のなかで金沢大学内での動きはどうであったろうか。永久接收の動きが表面化するにつれ内灘現地や各種集会に参加する学生の数は増えていったが、学内で平和運動の先頭に立っていたのは、わだつみ会（日本戦没学生記念会の金沢大学支部）だった。わだつみ会は、安藤鐘一郎、中條薫、松本緑郎、竹田実など10人あまりのメンバーで、徴兵制反対署名に取り組み全学生の過半数を集めるなどの活動を行っていた。

わだつみ会は内灘永久接收の動きが強まるなかで迎えた開学記念祭において、内灘と全国の基地の実態を展示する平和展を行い、終了後はそれを国鉄松任工場などの労働組合や内灘村に持ち回り、反対運動強化のための活動を展開した。学内有志にも呼び掛け、金沢大学接收反対実行委員会を組織した。また、工学部自治会執行委員会とともに、1953年5月30日から6月2日の日程で京都で開催された西日本学生平和会議に中條薫を派遣し、内灘闘争支援を訴えるとともに立命館・京大・同志社など関西の大学をオルグし、内灘支援の要請行動を展開した。学内ではクラスや研究室・寮への働きかけを続けていった。

内灘継続使用目前の6月12日には、実行委員長の仲居朝夫は内灘村長に協力申し入れを行い、13日には全学的組織化を目指してわだつみ会は学内懇談会を開催した。こうした活動と相前後して、学内では自治会やクラス・学生寮・学部研究会などで次々と反対決議が挙げられていった。

一般教養部自治会は、反対決議と同時に全国の大学への呼び掛けと資金カンパを行うことを決定した。教育学部自治会は学生大会を開いて決議を挙げ、理学部では化学・生物・数学の各学科が反対決議を行い、法科では各研究室が反対決議を挙げてカンパを開始し、医学部は4年有志を中心に内灘に医療班を派遣し、北斗寮ではカンパと現地派遣が始まっていた。

学生の動きに対して教職員も活動を開始した。内灘問題では早くから積極的に動いていた工学部分会ではカンパ活動を開始し、理学部の化学・生物・数学科などの教職員は決議を挙げ、法文学部の教官有志50人は13日に懇談会を開催して次の反対声明を衆参両議院と政府に送付した。「政府はさきに閣議をもって内灘試射場再開を決定したがこれは内灘村民にたいして政府がさきに公約した4月打ち切り（一時的使用）の精神に反するものである。もし政府が試射再開を強行するにいたるならば公約無視の感をあたえ、ために政治に対する信望が地におちるに至るであろうことを深く憂慮する。ここにわれわれは当局がこの点について善処することを要望する。」（『内灘』）

### 試射再開

1953（昭和28）年6月13日、政府は公電を発して14日中に再使用協力の返答があれば補償も希望に沿って行うことなど6項目を伝え圧力をかけた。これを受けて内灘村では夜

から朝にかけて各部落常会が開催されていった。

この日は、早朝から金大生数十人が、そして午後には百人余が現地入りし、かくて3昼夜に渡る壮絶な闘いの幕は切って落とされた。

午後2時からの砂丘地立ち入りを禁止した政府は混乱鎮圧のため300人の警官を内灘に送り込んだ。早朝内灘に駆け付けた学生たちは村民の座り込みを激励し、大半はそのまま座り込みに参加した。午後になると県反対実行委員会の労働者・学生約350人が現地に到着して座り込み中の村民激励に大根布海岸の漁具小屋に向かったが、試射場入り口を警備する警官隊と衝突し怪我人を出した。夜に入ると鉄柵前に広がった労働者・学生・村民は、警察官と対峙しながらかり火を焚いて座り込みの人たちを激励した。夜半過ぎになって警官隊が引き上げると、漁具小屋を訪問して激励し、そのまま夜を明かした。

政府は14日早朝から北陸・関西の警官を内灘に投入し、午後には1,000人を超え、村内は村民に加え、警官・報道関係者・学生・労働者で溢れ、報道関係の車だけでも50台を数えた。そのような状況下で学生たちは早朝から米軍キャンプ前鉄板道路で300人の警官隊と対峙していた。

午前11時から村役場2階で村議会全員協議会が開催されたが、接收反対の村民が「いまさら賛成とはなにごとか」となだれ込み、学生・労働者・警官が三つ巴の混乱状態で流会となり、ついに重軽傷者を出すに至った。

同時刻、北鉄労組執行部は「14日正午より軍事物資輸送を48時間拒否する」との闘争指令第1号を発令し、闘争本部を浅野川線北鉄金沢駅に移して闘争に取り組んだ。

一方、座り込みを続ける村民たちは北部地区住民を中心に700人が権現森民有地に移った。学生・労働者など、支援の人々は大根布の試射場入り口と役場前で雨のなかを徹夜で座り、夜には大根布青年会館の提供を受け、学生90人が現地執行部を設けた。

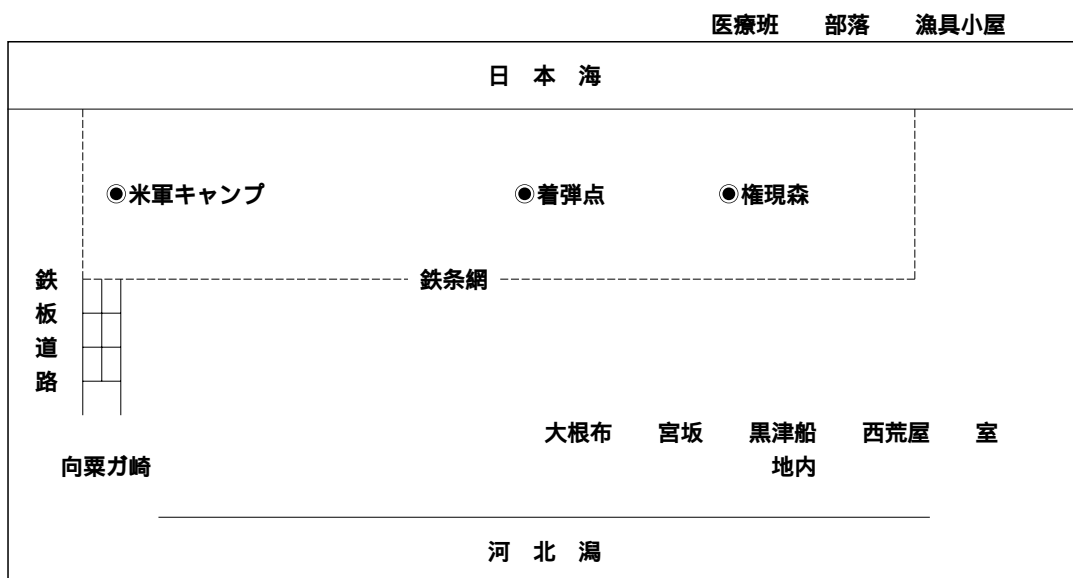


図6-1 内灘略図

柴野知事など県側は内灘での接收協力決定を待ち受けて深夜まで県庁に待機を続けたが、遂に内灘からは何の連絡も入らなかった。

そして運命の6月15日の朝が訪れた。午前4時半には警官隊1,000人を動員して試射場内の一斉検索が行われ、漁具小屋は取り壊された。中にいた人々は権現森の私有地に退去を命ぜられ、午前8時2分試射再開の第一弾が発射された。この日、金大学生数百人が現地に入り、労働者など2,000人が応援、村民激励デモも行った。

北鉄労組が軍事物資輸送拒否のストライキに入った前日からのことを、教養部自治会書記長だった理学部生の吉岡司郎は次のように語っている。

粟ヶ崎支線の駅に青年部の労組員がゾクゾク集まってきて貨車の前でピケをはった。貨車のストップを確認した上で権現森へ駆け付けました。機動隊が発射地点から権現森の方に向かって排除にやってきました。横一列に展開して権現森の砂丘の方へ登ってくるわけです。「キタゾー」というので座り込んでいた村民も学生もスクラムを組んで構えました。なんとか食い止めなければ、とわたしは一人で砂丘をおりてゆきました。横隊の前を指揮しながら近付いてくる隊長は、なんと福井中学で同級だった小林君でした。お互い奇遇を喜びあうと共に副隊長も交えて相談した結果、権現森で話し合うということになりました。中略 菓子や果物をわけあってなごやかな話し合いでした。彼等には排除するという任務もあったことです。結局、排除はしたが、彼等が立ち去った後で、再び座り込んだ、ということにしようとして双方の意見が一致して、彼等は権現森を後にしました。立ち去っていく機動隊員に村人や学生からは「ありがとう」の聲がかけられ、振り返る機動隊員は「頑張れよ」と手を振りながら遠ざかってゆきました。(「吉岡司郎私信」より)

また、この日の砂丘地の座り込みの様子を一学生の手記は次のように伝えている。

試射再開の十五日の朝、どんより曇った空は内灘の人達のいかりとにくしみをたたえているような色をし、嵐の前の静けさを感じさせました。昨夜雨を伴った強い風はびたりととまり、ひえびえとする砂丘に運命の朝がしのびよるようでした。中略 七時ごろになると警官隊が阻止しているにもかかわらず村の人達は座り込んでいる親兄弟をきづかうと同時に私も私もと座り込みの数は増す一方です。八時二分、その瞬間不気味な沈黙を破って「ドーン」という全身にひびく大きな音がしました。その時の皆の表情はどうだったのでしょうか。皆の眼は怒りに満ちていました。私は今ほど涙の出るほどにくらしく思ったことはありません。全身の血はわきたちました。

そして一層「誰がどんなことを云ってもここからは引かないぞ」と村の人達も私達も心のなかで誓ったのでした。(金沢大学実行委員会「うちなだ」編集部『うちなだ』第1号)

内灘村民の座り込み闘争と北鉄労組の弾丸輸送拒否のニュースは全国に伝えられ、現地

## 第6章 大学の民主化運動と改革

視察と激励に訪れる著名人が増していった。17日には、臼井吉見が、21日には、大宅壮一、石川達三、北条誠、横山泰三などが、28日には、清水幾太郎、武谷三男、中村哲が視察し、これらの視察報告が次々と全国民のもとに届けられていった。6月24日には東京中央合唱団が内灘で平和文化祭を開催し、前進座が現地を訪れ金沢公演でのカンパを村実行委員会に手渡した。

### 本格化した学生の活動

内灘の現地では、試射再開後も依然として村民・学生・労働者による座り込みが続けられていったが、このころから支援活動の中心となったのは金沢大学をはじめとする学生であった。大根布青年会館に結集する学生等は16日・17日と現地学生大会を開催し、2人の代表を東京に派遣した。

試射再開を機に多数の学生が内灘入りした金沢大学では6月18日、40クラスに上る賛同を得て一般教養自治会、教育学部自治会、工学・医学・理学・法文各学部有志の参加のもとに「接收反対実行委員会準備会」が結成された。21日の準備会は、現地（内灘）に対する支援を強化する。全国各大学およびその他の組織を通じて全国にアピールする。

実行委員会組織のもとに学内組織を統一強化する。来る25・26日の両日東京で開かれる全国軍事基地反対国民大会には実行委準備会として数名の代表を派遣し実情を訴え、又この代表団は全国主要地域への遊説を行う。27日に理学部講堂において学生大会を開催することを決定し、23日からは全学的に10円カンパ運動が開始された。

6月21日には金大童文会学生菊田慶治ら12人が大根布小学校で130人を集めて紙芝居で子供たちと交流し、以後も定期的に交流が行われていった。

6月25日・26日に東京で開催された「軍事基地反対国民大会」には、村民代表とともに5名の金沢大学生が腕章をつけて参加し、北鉄労組の軍事物資輸送拒否など労農同盟が進展していることを報告し満場の拍手を受けた。

内灘現地では様々なガリバン刷りのビラが配られ、村民との交流が計られていた。共産党は『情報いしかわ』（共産党県委員会）や『むしろばた』（共産党内灘細胞）を定期的に出して村民に情報提供を行っていたが、学生たちは『内灘村接收反対実行委員会ニュース』の発行や農作業を手伝うかたわら、独自に『さきゅう』『内灘情報』などのビラを出して村民との交流を図っていた。

金沢大学の学生は学内向けに『うちなだ』というビラを出して現地の情況や学内の動きを学生や教職員に知らせる活動を続け、7月8日、小冊子『うちなだ』第1号が活動のまとめとして金大実行委員会の手によって出版された。

内灘闘争への金大生の参加の仕方は様々であったが、その1つに歌声運動があった。金沢とその近郊の労働者や勤労市民を中心に活動していた、歌と踊りの“サークルともしび”は、文工隊を派遣して内灘闘争に参加する人たちを激励していたが、学生の多くも童謡“赤とんぼ”など生活と密着した歌で、砂丘で座り込みを続ける村民や労働者と交流をす



写真6-1 大根布青年会館での学生たち

めた。こうした活動は学生に「歌声は平和の力」を実感させ、7月には北斗寮に合唱団が誕生した。

そして、内灘には金沢大学関係者を中心に献身的に活動を続けるもう1つの動きがあった。

14日の夜の座り込み女子青年団への警官の暴行を機に、実行委員会のもとに医学部有志と石川厚生協会（後の勤労者医療協会）の医師等よりなる医療班が結成され、アピールに応えた医学部生は続々現地へつめかけた。はじめは、大根布部落の青年会館横の村の実行委員会を本拠として医師・看護婦を置き、鉄板道路・権現森へ2名ずつの学生を派遣して診療にあたった。動員・経理・情報宣伝の係が各学年1名ずつ選出され、18日に自治会が反対決議をすると、各大医学部、先輩にも協力を要請した。

医療班の中心となったのは、金大医学部公衆衛生学教室の筋昭三だった。『ウチナダ医療班ニュース』No.1は、金大医学生の活躍を「医療班の中で、医大生の活躍が目立つ、権現森キャンプ前の座り込みは雨の日も照りつける日も続けられて夜もねむらないため疲れがはげしく病人も度々出る。これに対して毎日医大生2名あて昼夜交替で救急鞆を肩に守り続けている。この人たちは、交通費、弁当も自弁で熱心に出かけており、村民の感謝的となっている。」と伝えている。金大医学部実行委員会が、全国の医学系大学に内灘救援の資金並びに医薬品のカンパを訴え、九大・長崎大・東京女子大・名大・名古屋市大などからはカンパと激励が、大阪市大・東大・阪大・信州大などからは医学生の派遣が行われた。関西の民医連からの医療班の到着によって、宮坂地区にも診療所が新たに開設され、医療班設置以来の診療者数は7月はじめまでに延べ2,000人に達した。

しかし、医療班が診療を続けている場所は診療所とは名ばかりの、いずれも漁具納屋を

改造しただけの施設だった。荒むしろや細長い台の上に医薬品や器具を並べ、患者の診療の時にはわらむしろでカーテンの代用をしている状態であった。7月28日には内灘医療班対策協議会（金大医学部反対実行委員会・薬学部・全医労国立病院看護学校・しろがね診療所・寺井野診療所）が結成された。

政府の強制接収という既成事実を前にして反対運動の主力は中央への陳情運動中心へと移行していき、17日には村民代表と県実行委員会代表60人からなる第一次上京団が派遣された。折から始まった参議院水産委員会などへの陳情行動を繰り広げ、国会議員・総評などを歴訪した。25日に上京した宮本村会議長、橋本村議、出島村実行委員長以下14人は29日から参議院前の広場で座り込みを開始し、7月8日には内灘婦人会代表12人もこれに合流し、座り込みは7月24日まで続けられた。

7月に入ると、全国からのカンパや慰問袋が内灘に続々と集められ、激励文が届けられ、激励団が毎日村実行委員会を訪問した。国鉄労組10万円・日教組10万円・日本炭鉱労組5万円・全専売1万円などと並んで金沢大学教職員組合からも1万円のカンパが届けられ、カンパ総額は60万円に達した。

7月8日、夏休みを前にして、金大反対実行委員会は全校学生に呼び掛けた。

「主張」学生の反対運動に対する基本方針について

私達金大学生は大きな成果と欠陥を持ちながら反対運動に立ち上がってきました。6月14日を中心とした連日数百名にのぼる学生の活躍、そして一般学生、医療班の村民に対する献身的な奉仕は村民の意志を更に強固なものとし、学生との団結は高まりました。そして、労働者を中心とした運動は発展し、遂に全国的なものとなり、今や内灘を中心とした基地取りのけ運動が燃え上りつつあるのは事実であります。 中略

しかし、その反面、内灘においては反対運動に対する切りくずしは猛烈であり、必死になってアメリカの土地にしようともがいて居る人達が居ます。 中略 そのような人達のために内灘村内部も、国会も、そして日本人全部も樂觀できない状態にあるのです。 中略

現在の内灘の反対運動を私達の郷土さえ美しく保たれればよいと思って闘ったのでは、国会に決定的な勢力を持たず武力も持たない私達は勝てるはずがないので、どうしても全国民が労働者も学生も農民も一致団結する組織をもって闘う以外に道はありません。私達はこの組織を一步一步強めていってこそ勝利することができるのです。今度の運動でもその力に依ってアメリカの土地にしようとした人々は動揺し、権力の手先である人々の中でさえ、私達と同じ生活環境を持っている人々は私達の味方になって来ています。しかし、私達の大きな欠陥は実行委準備会までできて居ながら統一と組織が実際に行われなかったことと正しい方針が打ち立てられなかった所にあります。学生は労働者農民と違い、各々経済状態は異なり、思想も当然違います。故に、今後運動を一層発展さす道は永久接収反対でもって統一され組織されることが必要であって、意識の段階に応じて行動方針を立て、夏休みに入ってから家に帰ってこの問題について研究する学生、家庭で、近所で色々話し合い問題を理解してもら

うように宣伝する学生、此の問題を全国に、全世界に宣伝する学生、対策本部を確立して組織の強化にあたる学生、研究サークルとして独自の研究のなかで反対運動に参加するため現地に入る学生、或る日は手伝いに、工作に、医療救援に現地に入る学生と云うように、それぞれの立場にたつて反対運動に参加し、その運動の中で互いに協力し合い思想の向上に努力し、組織を強め、<sup>【ママ】</sup> 全学自治会結成<sup>【ママ】</sup>と前進すると共に全国の基地取りのけ運動が勝利するまで頑張ろう。(金沢大学内接收反対実行委員会『うちなだ』第3号)

また、学生によるカンパ活動は学内外で展開された。6月に入ってから29日までに、現金で31,904円が寄せられた。内訳は街頭が7,126円、学生が18,485円、教職員が6,293円、その他に教職員などからの現物支給として米3斗8升到野菜やタバコなどがあつた。それらは大半が現地派遣隊の生活費と活動費として支出された。

こうしたカンパは夏休みに入ってからも続いた。小冊子『うちなだ』第2号は次のように書き残している。

ここにぜひ皆さんに知っていただきたい嬉しい事実があります。それは私達金大内灘接收反対実行委員会本部での出来事です。休暇になって間もない或日、机上に千三百円が何にも包まずにのっかっています。初めは誰かが置き忘れたのだらうと思って「ノンキな人もいるものだね」などと云っていたところ、それから二三日して又、ハダカのまま千円余の金ののっかっており、更に半袖シャツに縫いくるんで米が約五升置いてありました。このような偉大なる無名カンパのスタートは、まことにつつましく切られたわけです。その後ずーと現在まで二三日から四五日おきに、お金なら千円以上ナマか封筒、月謝袋に入れて総計一万円近く、お米の方は五升から一斗位づつ袋・風呂敷・リュック等に入れて総計三斗位いただきました。特に七月三〇日と三一日の二日間連続的に千円余づつ入っていたときには、もうみんな嬉しさ！感激で胸が一杯になり唯顔を見合わせて何も云えませんでした。米は現地へ、金は現地の闘いや、内灘の幻灯用フィルム(行脚用)それからこの実状を全国の人に知ってもらうために出版した“うちなだ”第二号の財政的裏づけにも非常に役立ちました。

夏休みに入ると、サークルや研究室で様々な取り組みが行われた。長期化する闘争のなかで、労働組合などの支援活動は次第に少なくなっていくが、村内で活動する学生の数はかえって増していった。

実行委員会の主張が呼び掛けるように、サークルや研究室での内灘問題への取り組みもはじめられた。法学会と経済学部研究会は内灘村の調査活動を、わだつみ会は全国の大学で内灘展を開催した。法文学部労働法研究会は北鉄労組の軍事物資輸送拒否闘争の法律問題の研究、教育学部児童文学研究会は内灘村での週2回の芝居・人形芝居・合唱・童謡など、中国研究会は内灘闘争の意義を中国語に翻訳して中国各地に広げるなどが計画された。

終息へ向けて

1953（昭和28）年7月4日、県実行委員会は座り込みの労働者の動員打切りを決定したが、内灘村民の座り込みは各戸3日に1人から5日に1人に変えただけで続けられ、学生たちは毎日40～50人が青年会館を拠点に反対運動に参加していた。11日には内灘婦人会の6人が総評大会に出席し内灘闘争支援を訴えた。そしてこの日から北鉄労組の第二次軍事物資輸送拒否96時間ストが総評の全面的支持のもとに決行された。19日には日教組主催の軍事基地反対国民大会が兼六園長谷川邸跡で9,000人の参加のもとに開催され、国会前の座り込みもまだ続いていた。

内灘闘争の記事を掲載した雑誌は20誌を超え、『世界』（岩波書店）は特集を組んだ。内灘闘争が毎日のように全国で新聞紙面を飾っていた。北鉄労組は内灘闘争を全国に知らせるために幻灯フィルム『砂丘は叫ぶ』（前編）を7月8日完成させた。

しかし、全国的かつ粘り強い反対運動にもかかわらず継続使用という政府の態度を変えることはできなかった。こうした長引く闘争のなかで、村のなかで今まで燻っていた条件闘争派の動きが8月に入って急速に表面化し、網元などの多い大根布部落においてその動きは顕著となった。

8月2日、大根布区民大会は外部団体との絶縁、全学連・共産党の退去、実行委員全員の改選を決定した。青年会館を追い出された学生は、黒津船地区の漁業会の小屋に移動した。一金大生の手記はその時の模様を次のように書き残している。

9時、各部落班に分かれ昨日の方針を再び全員に伝達し9時30分それぞれに出発。後方部隊に炊事と掃除をまかす。サボる者など一人も見当らぬ。1時から当会館で大根布部落だけの区民大会が開かれるらしい。村会が消防団・青年団や区民の実力で以ても断固立退かせる決意を通告してくる。5部落全村から大根布だけを切り離して反対委員会を作り直して、村だけの外部団体と絶交して闘う、という方針を作り出そうとする事はどうしても疑わしい。しかも最も封建的色彩の強い、反対に弱腰の部落であり、全村議の半数と網元、ボスやその親類が多く、絶対反対の村民からは最も懸念されている大根布で、他部落を除外して大会を開き何かを定めようとしているのだ。中略 「早うセイマ」「何をそんなデカイこと持ちこんだい」等の怒号やひやかしの声を黙って荷物を積みだした。その間5、6人の私服らしいのが撮影している。荷物は会館まえの空地に積み、一度に気合い抜けしたかドツカと腰を下ろしてただ考える者。集まって対策を討議する者等。沈痛な面持ちの中にも「どうも一本シテやらた」「ナーニこれからさ」と云う複雑な感情がただよっている。（金沢大学実行委員会「うちなだ」編集部『うちなだ』第2号）

立退要求は医療班にも及んだ。8月3日、大根布区理事会は医療班に5日までに立ち退くよう要求することを決定した。医療班は手がけた患者の他の医療機関への引渡しなど三原則を提示して抵抗したが、8日、ついに15日午後1時までに退去するよう最後通牒をつ



きつけられた。15日には診療所に押し掛け、自転車の足を折り、荷物を運び出し、小屋を壊しかけるなどの強行手段に理事会が出たため、3日の期限で黒津船地内へ立ち退きを約さざるを得なくなった。

事実上、村実行委員会から脱退した大根布は、今度は11日から座り込みからも脱退した。そして、8月半ばになると、県外出稼ぎから帰ってきた男性によって「大根布愛村同志会」が百余名をもって結成され、公然と外部団体追い出しが開始された。24日には500人が集まる反対実行委員会主催の村民大会に殴込をかけて、流会させるまでにいたった。そして、全部落一致を信条としていた村実行委員会は、ついに28日の委員会で全員総辞職を申し合わせ、9月6日大根布を除く委員会で中山村長のリコールを決定した。

9月8日、金大実行委員会は小冊子『うちなだ』第2号を出版して8月以降の闘いの経過を伝えるとともに新たな闘いを呼び掛けた。しかし翌9日、村代表は来県した政府代表と懇談し、直ちに全村協議会を開催し政府との再使用交渉を決定し、14日、政府の要望を受諾した。10月4日には6月14日から113日間、延べ3万人が参加した座り込みも終わった。

10月13日、中山村長は辞表を提出し、選挙が実施されることになった。選挙には村始まって以来の革新系候補として出島権二が立候補したが、結果は接收推進派の自由党候補が反対派の出島候補および改進黨候補を破って当選した。革新系候補出島は投票総数の23%弱であった。リコール運動を進め反対実行委員会に結集して出島を推した人々は、この選挙を機に革新協議会を作って内灘村民民主化の先頭に立っていった。

その後も共産党は内灘村において、ガリバンピラ『むしろばた』を翌々年の春まで出し続けた。そして、医療班は接收反対実行委員会に結集した人々の努力で黒津船地内部に無償の土地を借りて新たな診療所建設が始められ、10月1日、内灘診療所が誕生した。大学を去って所長となった訪昭三は思い出のなかで次のように語っている。

接收反対実行委員会が中心になって「診療所をつくる会」が作られ、診療所をつくらうではないかと私のところに相談が持ち込まれたのです。私はそろそろ教室に帰らなければと思って悩みました。中略 しかし悩みながら考えてみますと、私のような青二才の医者に沢山の村人が「やってくれ」と頼んでいる以上は応えるのも一つの人生ではないか、中略 と決心して診療所をつくり始めたのです。診療所をつくる会や接收反対実行委員会のメンバーに大工や左官がいましたので、それこそ一夜にしてバラック建の「内灘診療所」が出来上がりました。（『民医連とわたし』）

まだ現地に留まっていた学生も、学業に専念すべきであるということになり間もなく大半は内灘を後にした。しかし、わだつみ会の中條薫、金大反対実行委員会の仲居朝夫の二人は冬を越して翌年春まで内灘の舟小屋に泊り続けた。

### 内灘闘争が残したもの

内灘闘争は初めて全国化した基地闘争として、政府に対しては今日の基地周辺整備法制定への道をつけた。基地反対運動の側に対しては基地闘争の全国化への道を開いた。石川県内的には次に続く原水爆禁止運動や60年安保闘争で、広範な運動を作り上げることに、間接的な影響を与えたといえよう。最後に金沢大学にとって内灘闘争とは何であったかについて少し触れてみたい。

内灘闘争に現地入りして行動した、法文学部史学科の学生福富文哉は次のように書いた。

闘いの参加の仕方等については種々の意見もありましたが、N教授の「労働者と何等変わらないやり方は歴史学を学ぶ学徒としての方法ではない。学問こそが学生の本命であり現地ルポしか書けぬことについてもっと反省せよ」とか、Y教授の「やはり歴史専攻生らしい見方で事件を分析して学問的にも香り高いものをまとめることこそ学徒としての闘いである」という御意見には、ヘリクツでは言訳できるのですが、やはり基礎的な学習の欠陥からそのまま引き下がらざるを得なかったこと等は種々の意味で全く残念なことでした。(『歴史学研究』第175号)

同じことは、足元で起こった歴史を動かす大事件に地域の文化の中心的担い手としての大学教官がどうかかわったかを問われることでもあった。

薬学部の教官だった木村久吉は数回にわたって新聞や雑誌に投稿し、研究者の立場から内灘の自然保護の大切さを訴えた。法学研究会と経済学研究会が取り組んだ内灘調査の成果は、1954(昭和29)年2月、雑誌『思想』に「内灘村；その政治・経済構造」(進藤牧郎、鈴木寛、宮本憲一)として掲載された。内灘村の実態と闘争を分析して、「中でも基本的な対立は船主＝網元層と貧漁民の対立であって、中流層はこの力関係によってファッシストにもなれば、貧漁民の同盟軍にもなるのである」「選挙の結果革新派に投ぜられた695票は、従来の慣性的、無意識的な権力服従の態度を一掃した村内革新勢力の成長を物語るものにほかならない。」(『思想』356号)と指摘した。

内灘闘争で点火した基地闘争の火は全国へと広がり、翌55年には200件に達していくが、そのために果たしたわだつみ会をはじめとする金大学生の役割を過小評価することはできない。

学生の平和を願う純粋で献身的な行動は内灘の婦人たちを励まし続け、運動の核となる村民の団結を持続させ、運動を全県的全国的に発展させる大きな力となったし、全国へのオルグ活動も多くの学生を内灘に引き付ける役割も果たした。

内灘闘争を通じて歌声運動との接点を広げた学生たちは1953(昭和28)年12月「金沢大学歌う会」を発足させ、週2回昼休みには100人を超す学生の歌声が中ホールに響くようになった。その中心メンバーには桜沢恭二、西野司典、宮本毅一、宮本英子などが居り、教官の宮本憲一が顧問となった。しかし、学生自治会は内灘闘争でその機能を十分に発揮できなかったし、もう1つの重要な大学構成員である教官は、県民に影響を与えるには力不足であった。

## (2) 平和運動(原水爆禁止運動)のひろがり

### 原水禁運動のはじまり

1954(昭和29)年3月1日、西太平洋マーシャル諸島海域のビキニ環礁でアメリカが行った水爆実験によって日本のマグロ漁船が被曝し、国民の食生活と食品営業がパニック状態になるという事件が起こった。これを切っ掛けに日本全土で原水爆禁止署名運動が燎原の火のように広がり、その年の内に2千万人を超えた。この巨大な署名運動を背景に、翌55年8月第1回原水爆禁止世界大会が広島で開催され、原水爆禁止日本協議会(日本原水協)が誕生した。

全国の署名運動が大きく広がるなかで、金沢大学の平和懇談会での取り組みが行われ、学生と教官と一緒に地域にまで足を延ばし講演や署名行動をする姿も見られた。しかし全県的な署名集約窓口も一本化されておらず、石川県分の署名は1954年10月段階で2,384人分に過ぎなかった。そして、翌55年の第1回世界大会には原水爆禁止世界大会石川地区協議会の名で金沢大学の伊藤武雄を団長に34名が参加したが、まだ組織を結成するには至らなかった。しかし、1956年の第2回世界大会を機に署名運動で先頭に立っていた人類愛善会会長の嵯峨保二(当時、北国新聞社長)と上山南洋(当時、北国新聞主筆)などのイニシアチブで、組織と運動の強化が急速に進められた。



写真6-2 原水爆禁止石川県協議会結成総会  
(理学部講堂)

### 学内での取り組み

1956(昭和31)年9月9日、原水爆禁止石川県協議会が県下43団体を結集して、金沢大学理学部講堂を会場に結成総会が行われ、金沢大学からは戸田正三(顧問)、伊藤武雄(副会長)、石井俊之(常任理事)、前田慶穂(常任理事)が役員として名を連ねた。北国新聞社内には担当記者がおかれ、役員会の記録は翌日の新聞紙上で発表されるという雰囲気であった。北国講堂が無料で提供され、県広報車の「しろはと号」が県下を署名宣伝に走ったりもした。翌57年春には、県民総人口の過半数の原水爆禁止署名と全自治体の禁止決議があげられ、全国屈指の組織と運動へと発展した。5月にイギリスの行ったクリスマス島での核実験には寺院が鐘を突き、電車・バスは一斉に停車して抗議し、金沢大学の学生たちも抗議集会を開いた。6月29日から7月6日まで連日行われた街頭募金行動には教官はタスキ掛けで、学生も、わだつみ会・教養部・教育・工学・文科の各自治会などが、金

## 第6章 大学の民主化運動と改革

沢美大や女子短大の学生たちとともに原水爆禁止石川県学生協議会を組織して参加した。7月6日には市内4カ所で63人の学生が行動し、学内外で集めた35,000円余の募金を県原水協に寄託した。

また、県原水協に多数の役員を送り込んでいる法文学部では原水爆の使用・実験禁止に協力することを学学会で申し合わせ、他学部にも協力の呼び掛けがなされた。8月12日から東京で開催された第3回世界大会には、戸頃重基、前田慶穂、千田勲太郎の3人が金沢大学代表として参加し、学生も数名の代表がそれに加わった。

世界大会東京宣言が第12回国連総会への要請行動を呼び掛けると、その第一次行動として学生たちは「9・17原子戦争準備反対全国学生総決起大会金沢大会」を9月17日理学部講堂で開催し、金大・金沢美大・金沢女子短大・北陸保育短大・北陸栄養専門学校・県保育専門学校などの学生800人が結集した。この集会には世界大会団長上山南洋などとともに伊藤、戸頃、前田、千田などの教官も参加し、金大法文平和擁護委員の伊藤武雄は「私も死ぬまで皆さんと一緒に戦おう」と激励した。

10月29日には国連に「原水爆実験の即時無条件禁止協定の締結」を要請する石川県民大会が金沢市公会堂で1,200人が参加して開催された。戸頃重基が議長団に選出され、国連と政府への要請を決議し、県民への訴えを発表した。

11月1日の国際共同行動デーには、教養部と薬学自治会は1日ストを決定した。当日、薬学部は休講処置をとったが、大学当局は教養部に対してはストの形での参加を認めなかったため、学生たちは校門での説得ピケや教官への休講要請活動を行って、午前9時から街頭に繰り出し、白ダスキ姿に「原子戦争準備反対」「核兵器持ち込み反対」などのプラカードを掲げて署名行動を展開した。そして、午後6時から開かれた県民集会では5,000人が兼六園広場を埋めた。この日の模様を「北国新聞」は次のように伝えている。「“原爆をやめよ”世界三十カ国の民衆がこの一語に悲願を託して立ち上がった国際共同行動デーの一日、石川県下では鐘、サイレンが一斉に鳴りわたり、各所に大会や市中行進が行なわれ、電車がとまり、歌声と赤ちゃんの波が“無条件即時禁止”の百万県民の心からの願いを国連に、そして日本政府に訴えた。」

1958(昭和33)年の第4回世界大会には学生協議会からも10人を超える代表が参加し、県原水協役員に学生原水協から富永宏が、講師団には木羽敏泰、鬼頭英一、宮本憲一、福田茂夫、松井春雄などが新たに名を連ねた。また、この翌年から開始された平和行進には3万人の県民が参加し、繁華街には歓迎の紙吹雪が舞い散ったという。1960年9月には石川県原爆被災者友の会が発足し、金沢大学の岩佐幹三が会長となった。

こうして、ストックホルムアピール署名から始まった原水爆禁止運動では常に金沢大学関係者がその先進的存在として活動し、原水爆禁止運動発展の基礎を築くとともに運動が県民的規模に広がると教官も学生も一丸となって県民の前に姿を現した。なかでも、法文学部の前田慶穂は学内では平和擁護委員会を組織し、日本原水協の担当常任理事を務めるなど平和運動の中心的役割を担って活動した。

### (3) 安保条約改定反対運動と金沢大学

サンフランシスコ講和条約の調印と同時に締結された日米安全保障条約の改定問題は、日本の歴史上において未曾有といってよい国民の大反対運動を惹起した。改定の骨子は、防衛範囲の極東への拡大と双務的な日米共同防衛義務の確立にあった。その軍事同盟的な性格は、平和を希求する多くの国民にとって、またもや戦争に引きずりこまれかねない極めて危険なものを受けとめられた。第二次大戦の戦禍の記憶はまだそれほど遠くのものとはなっていなかった。1959（昭和34）年3月に結成された安保改定阻止国民会議は23次にわたる大規模な全国統一行動を展開し、労働者・学生をはじめ多数の国民がデモやストライキに参加した。とりわけ翌60年5月19日の自民党単独による安保条約の強行採決は、一般世論の憤激を呼び起こし、平和に対する危惧と同時に国民は議会制民主主義に対する深い危機感を抱いた。6月4日の第17次統一行動には560万人、6月15日の第18次統一行動には580万人の人々が参加し、新安保条約が自然成立する前日6月18日には33万人のデモ隊が国会を包囲した。金沢大学においても、多くの学生や教職員がこの反対運動の大きな波に加わった。以下、当時の「北国新聞」の記事や「全学補導委員会議事録」等にもとづいて、金沢大学における反対運動の流れを追ってみる。

本格的に運動が展開されたのは、1959年秋ごろからであった。まず10月21日、教養部学生によって安保阻止実行委員会が組織された。10月30日には、安保改訂阻止全国学生統一行動デーにあわせて教養部学生による授業放棄（ストライキ）が行われた。約1,000人の学生が授業を欠席し街頭で署名運動を行ったりビラをまいたりした（「北国新聞」1959年10月30日付）。この授業放棄について大学側はなんらかの処分を行うか苦慮し、11月13日開催の第82回全学補導委員会においては、直ちに処分せず、自治会に対し警告を与えるとする旨の教養委員会の報告が了承された。

他方、教官の側では、11月11日に法文学部教官有志20人が研究集会を開催した後、安保条約改定反対の声明を出した（「北国新聞」1959年11月12日付）。さらに翌日には全学の教官の過半数の賛同を得て、次のような反対声明が発表された。

いま日米間で交渉中の日米安全保障条約の改定は戦争を放棄し平和を確立しようとする日本国憲法の精神に反し、わが国の将来だけでなく世界の平和に大きな脅威を与えるおそれがある。こうした意味でわれわれは条約改定に反対することを声明する。

一九五九年十一月十二日

金沢大学教官有志

（「北国新聞」1959年11月13日付）

安保改定反対の声は、この段階になると学内にも急速に広がっていった。12月2日に教

養部学生大会が開催され、そこで決定された方針にしたがって12月10日には第9次全国統一行動デーにあわせて授業放棄が行われた。12月17日開催の第83回全学補導委員会においてこの処分問題が議論されたが、結論には至らなかった。翌60（昭和35）年1月21日開催の第84回全学補導委員会においても、法文学部および教養部の方針が未決定ということで、結論は持ち越された。1月15・16日には新安保条約調印全権団の渡米を阻止しようということで羽田空港で座り込みをした学生76人が逮捕され、当初、金沢大学の学生もその中にいるという報道が流れた。1月22日開催の第125回評議会では処分が問題になったがやはり結論を持ち越し、そうこうするうちに金沢大学の学生には逮捕された者がいないことが明らかになり、結局のところ処分は見送りとなった。そして、前年10月30日と12月10日の授業放棄に関する処分については、いろいろと紆余曲折はあったが、指導者6名（教養部学生4名・法文学部学生2名）の戒告という比較的軽い処分に落ち着いた。

新安保条約批准に関する国会審議が続く中で、安保改定反対の声はますます高まっていた。国会における論戦では、とくに第6条に関して防衛範囲である極東の範囲や、第6条の実施に関する交換公文中の事前協議が問題となった。全国的な安保改定阻止の統一行動が展開される中で、4月22日には教養部学生大会が開催され、賛成740・反対81・保留51という圧倒的多数の賛成票を得て、4月26日に授業放棄を行うことが決定された。当日は午前7時ごろより学生たちは市内13カ所において93,000枚ものピラを配布し、署名を訴えた。学内では階段で座り込んでピケを張り、労働歌等を歌って氣勢をあげた。

そして5月13日には、安保改定に反対する全学集会が、教養部生だけでなく学部学生も参加して理学部講堂で開催されたが、参加者は当初の予想より少なく250人であった。また5月18日には教養部の学生大会が開催されたが、集まった学生は285人で定足数の半分にも満たなかった。しかし、5月19日における国会会期延長の強行採決、5月20日未明における新安保条約の強行採決の後、状況は一変した。安保阻止第16次全国統一行動に呼応して開催された5月26日の抗議集会には、およそ1,000人という開学以来はじめての規模の学生が参加し、街頭に出て激しいジグザグデモを繰り広げた。また教官で組織された「金大学問と教育を守る会」は、5月28日、国会の即時解散を要求する次のような声明書



写真6-3 街頭で安保批准を呼びかける学生  
（「北国新聞」1960年4月26日付）

を発表した。

私たちはいま日本の将来を決定する重大な危機にのぞみ次のように声明する。  
このたび警官の導入により国民の声を押しつぶして強行された国会の会期延長と安保の  
単独採決は認めることができない。日本の将来は国民の意思によって決められるべきも  
のである。そのために国会の即時解散を要求する。

五月二十八日

金大学問と教育を守る会  
（「北国新聞」1960年5月29日付）

内閣の総辞職と衆議院の解散を求める声が充満する中、多くの学者や文化人が積極的に声をあげはじめ、全国の大学人を横断的に組織した「民主主義を守る全国学者、研究者の会」が6月2日に組織された。県内においても、6月3日に開催された石川県民共闘会議の総決起大会に多くの教官が参加し、デモ隊の先頭に立って八列縦隊で行進した。

翌4日は安保批准阻止第17次統一行動日でゼネストが提起される中、金沢大学でも約900人の学生が抗議集会に参加した。6月10日に開催された安保阻止金沢大学全学共闘会議は、14・15日の安保阻止全国統一行動日には終日全学にわたって授業放棄を行うことを決定した。6月15日、国会構内における警察官との衝突の中で発生した東大生樺美智子の死は、全国の大学人に大きな衝撃を与えた。金沢大学では、16日教養部生を中心に約1,700人の学生が抗議集会を開いた。1分間の黙禱の後、金沢市内をデモ行進した。途中デモ隊には金沢美大生や、医学・薬学部生も加わって、その数は2,000人以上に膨れ上がり、広坂通りから県庁



写真6-4 デモ行進をする教官団  
（「北国新聞」1960年6月4日付）



写真6-5 市内をデモ行進する学生  
（「北国新聞」1960年6月16日付）



構内に入ってうずまきデモを行った後、広坂署前で抗議集会を開いた。

その後17・18両日ともに授業放棄が全学的に行われ、2,000人以上の学生が集会やデモに参加した。理系学部では20日より講義が再開されたが、全学的にはなお正常な状態には復帰せず、騒然とした状況が続いた。そのような状況の下、教官有志で組織する「金大学問と教育を守る会」は6月21日、3度目になる次のような声明を発表した。

私たちはさきに警官導入による新安保条約の単独採決が民主主義を危機におとしおろすものであることを訴えた。しかるに政府当局は教育大、法政大に不当捜査を加えて大学の自治を冒したばかりが国会前で学生の生命まで犠牲にして全国の学生を怒らせ、大学での学問研究と教育を旬日にわたって混乱させた。そのうえ二十日には安保関係整理法案など多くの重要法案を一括して抜き打ち単独採決するにいたっては、その無軌道ぶりをだまっていっていることはできなくなった。このような政府当局の動きに対して重ねて抗議する。

六月二十一日

金大学問と教育を守る会  
（「北国新聞」1960年6月22日付）

以上のような反対運動の高揚にもかかわらず、新安保条約はすでに6月19日に参議院での議決をへることなく自然成立し、23日に批准書の交換が行われ発効した。燎原の火のごとく燃え広がった安保改定反対の運動も、ようやく下火になろうとしていた。金沢大学においても正常化へ向けての教官の呼びかけがあり、連日9日間にわたって続けられた授業放棄はようやく23日より中止されることになった。その後、7月2日には新安保条約に反対する全国の統一行動が予定され、それにあわせて金沢大学でも授業放棄が提起されたが、各学部の学生大会などで否決され、当日は集会や討論会などが催されただけであった。大学を包んだ熱気はもはや過ぎ去っていた。夏休み休暇があけて9月14日に開催された第94回全学補導委員会において、逮捕学生の様子について説明があったが、その処分などは特に問題とならず、「安保改訂阻止の学生運動においては行きすぎが認められたが全国的な異常心理の情勢下の出来事であり、例外的扱いをするのが妥当である、しかし決議をしてストを実行したり、いわんやピケを張ったりすることは不法であるから今後はこれを看過するわけには行かぬという意見が強かった」（第94回「全学補導委員会議事録」）といった議論がなされただけであった。

以上、金沢大学における安保改定反対運動の流れについて述べてきたが、この間の運動の高まりをリアルに描いた一文がある。本章の総括責任者であった林宥一教授は、1999（平成11）年8月8日、北海道を自転車旅行中に不慮の病気で亡くなったが、生前、『金沢大学50年史編纂ニュース・レター』9号（1998年6月30日付）に、当時の雰囲気や伝え



る「裏日本の片すみから」という一文を紹介している。筆者は宮本憲一（当時の肩書きは金沢大学助教授・財政学）で、雑誌『世界』の1960年8月号に掲載されたものである。以下、故林教授の引用にしたがって、その一部を本項の締め括りに掲げる。

Y君

静かな金沢もいま騒然としています。この一週間、市の繁華街香林坊を安保反対のデモが通らない日はありませんでした。樺美智子さんが死んだ次の朝以来、自発的に受講拒否をした学生が、多いときには約2,600名、常時1,000名以上も追悼と抗議の市中デモをおこなっています。金沢大学の学生は在籍人数3,800名、常時登学者数2,500名といわれています。つまり平常の受講者以上の学生が抗議集会やデモにうごいているのです。こうして16日以来講義はできない状態になってしまいました。教官は学園を正常化するために、いろいろ努力していますが、政治情勢が日一日と深刻になるため、いまのところ、どうしようもない始末です。 中略

中でも、目立ったのは、3日夜、120名を数えた金沢大学教官の参加でした。ぼくの属する法文学部などは全教官の過半数をしめる約50名が参加をしました。おそらく、生涯二度とデモに参加することはないとおもわれるような文学の教官が、この夜だけは一緒に何としても歩いて、安保単独採決反対の意志をつたえたいといってあつまったのです。ぼくたち教官は八列縦隊にならび、「即時国会解散、大学教授団」という大きなたれ幕をもって、口々にスローガンをさげびながら、デモの先頭に立ちました。この大学の卒業生である君がみたら、肝をつぶすような光景がこうしてはじまったのです。

Y君

君も知っているように、金沢という街では慣例をやぶるには大変な勇気がいります。5年前に10名の大学教官がメーデーに参加したことが新聞の特種になったようなところですが、ふだんは温かい大学教官が100名以上もデモの先頭に立ったことは市民にショックだったようです。この夜、沿道で見物する市民の中から拍手がおこり、デモ隊の前にとびだしてきた中年の主婦が「先生、ありがとう、がんばってください」と叫んだのには感激をしました。東京で日常デモをみている君にはおかしなことかもしれませんが、金沢市民としてはよくよくのことです。

## 4 高度成長下の学生と民主化・平和運動

### (1) 金沢大学生生活協同組合の設立

1960(昭和35)年10月12日、安保条約改定の反対運動を盛り上げた社会党委員長の浅沼稻次郎が、右翼青年の山口二矢により刺殺された。すでに新安保条約は6月19日午前零時をもって自然承認されていた。政治的高揚の季節は一段落しつつあった。時あたかも「寛容と忍耐」をモットーに登場した池田勇人内閣は、国民生活の向上を基本目標として「所得倍增計画」を打ち出した。高度経済成長と大量消費生活の時代の幕開けであった。



写真6-6 旧城内文化部室となった旧尾山食堂

安保闘争後の半ば虚脱状況の中で、学生たちは身近な生活上の問題に目を向けはじめた。教養部学生自治会が中心となって、生活協同組合(以下、「生協」と略称)の設立運動が展開されることになった。従来、大学構内の食堂・喫茶室・購買部は1年ごとの業者への委託によって運営されていたが、学生の中には価格や衛生面に対する不満をもつ者がおり、それが「生協」設立運動へと展開していった。

12月20日に開催された第96回全学補導委員会の議事録によれば、12月初めより、学生たちが、学生ホール前でパンや牛乳の販売を行い、さらに喫茶室の使用を要求してそれが暫定的に認められるという状況の中で、「喫茶室における生活協同組合設立準備委員会の販売を許しておいてよいかどうか、生協設立の希望に対し如何に対処するか」という2点について協議された。会議での結論は、喫茶室の暫定的使用を翌年の3月まで認め、また設立準備委員会との協議の場を設けようというものであった。

翌61年に入り年明け早々に、「生協」設立を進める学生側代表4名と全学補導委員会との話し合いが行われ、学生側からは業者への委託契約を今年度限りで解除してほしいという要望が出された。そして4月からの営業開始に向けて、学生側は2月1日に学生だけで組合設立総会を成立させ、定款や役員を決めた。組合加入費500円の出資者が400人近くに達したとされる(「北国新聞」1961年2月10日付)。しかし、学生だけからなる「生協」では仕入れ業者などに信用がなく経営がスムーズにいかないといった問題があるし、何よりも知事の認可を得られない可能性があった。2月10日に開催された第99回全学補導委

員会において、学生側に対し次のように回答することが決定された。

金沢大学生生活協同組合の定款には、組合員及び役員になり得るものは、金沢大学学生及び教職員に限られるようにすること。

前項の条文を充たされた場合に、大学は尾山食堂及び購買に関する業者との契約を解除し、本年度より両者における生協の準備体制を認めてもよいというのが補導委員会の意見である。もちろん、教職員組合の方の参加が期待されることを予想している。その他の要求事項については評議会の決定をまって協議する。

尚、不穏当な行動に出た場合はこの意向をあらためることもあり得る。又、業者との引継ぎに関し無用な摩擦をさけること。(第99回「全学補導委員会議事録」)

「生協」の発足にあたっては、教職員組合の協力と教職員の加入が必要とされたのである。学生側はすでに1月段階から教職員組合との協議を重ねていた。当初は「城内分会」(本部分会)が窓口になっていたようであるが、その後、「本部組合」と直接に折衝することになった。最初は教職員組合の内部でも必ずしも意見がまとまらなかったが、何度か話し合いを経て、ようやく2月末になって教職員組合は「生協」の運営に協力することで合意した。これを受けて2月24日、第146回評議会は業者への委託を中止し、「生協」の設立を承認する決定を下した。

1961(昭和36)年4月27日、「生協」の創立総会が法文中講堂において開催された。その際の設立趣意書には、「教職員と学生が一体となり、協同互助の精神にもとづき、生活協同組合を民主的に運営していくことにより自らの生活を改善していくことが可能である」と謳われた。総会では定款をはじめ、事業計画、収支予算、取引金融機関、借入金最

高限度、全国大学生生活協同組合連合会加入などが承認・決定され、役員が選出された。かくして発足した「生協」は、その後様々な経営上の問題を抱えながらも次第に加入者を増やし、学内における消費生活を支える重要な存在となっていった。

金沢大学生生活協同組合	
<b>創立総会通知</b>	
昭和36年4月27日(木) P.M3時 於：法文中講堂	
組合員	殿 組合番号
金沢大学生生活協同組合 発起人代表 鬼頭英一	

図6-2 創立総会通知表紙

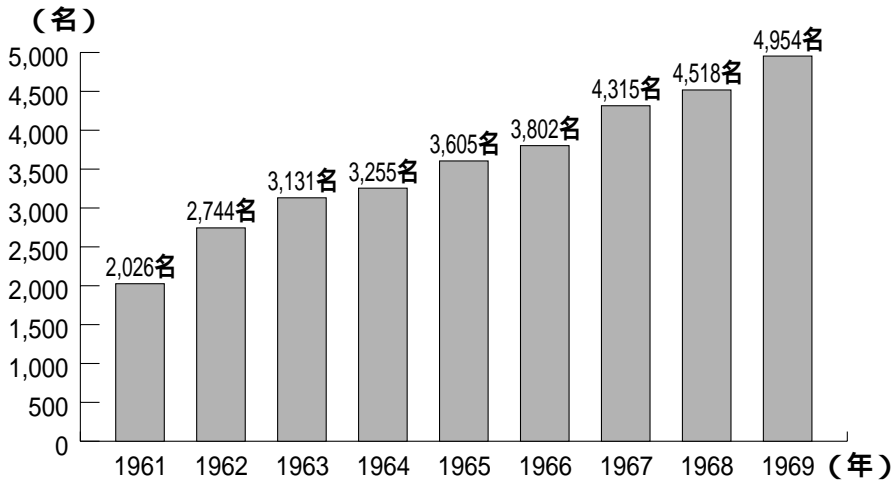


図 6 - 3 「生協」加入者の推移

## (2) 米ソ大使の来学

国内的には高度経済成長下の繁栄と平和が謳歌される中で、国際的には米ソの対立を軸とした「冷戦」構造がますます強化されつつあった。1961（昭和36）年8月、東西ベルリン間にいわゆる「ベルリンの壁」が構築された。また翌62年10月には、キューバにおけるソ連のミサイル基地建設に端を発した「キューバ危機」が勃発し、人類は全面核戦争の瀬戸際にまで立たされる経験をした。朝鮮戦争後の不安定な政治状況下にある極東アジアに位置し、しかも講和条約発行後もなお多数の駐留米軍と提供基地を抱えた日本もまた、当然ながらこのような国際的対立と緊張と無縁でいられるわけがなかった。

1962（昭和37）年4月、米ソの両大使が相次いで金沢大学を訪問した。ソ連大使フェデレンコ（Fedorenko, Nikolaj Trofimovich）は14日（土）に、米大使ライシャワー（Reishauer, Edwin Oldfather）は25日（水）に来学した。4月3日に開催された第111回全学補導委員会の議事録によれば、訪問スケジュールなどについて最初に協議されたのは、後から来学予定のライシャワー大使に関してであった。フェデレンコ大使については、「ソ連大使の来学について新聞に報道されているが、未だ正式には申入れもなく学長の意向もあるので未定であり、実際問題になった場合は早急に協議する」ということで、具体的なスケジュールなどはまだ協議の対象とされなかった。

4月12日に開催された第112回全学補導委員会では、米ソ両大使の訪問スケジュールが協議された。フェデレンコ大使の場合、4月10日開催の臨時評議会で決定した以下のような訪問スケジュールが報告された。

フェデレンコ大使金大訪問のスケジュール(案)

4月14日(土)	午前9時30分	大学到着
1.学長室訪問 学部長紹介		所要時間 10分
2.教官との懇談{於第1会議室}		" 50分
3.帰還	10時30分	

(第112回「全学補導委員会議事録」)

わずかに1時間の滞在予定であり、また当初予定されていた少数の学生の出席も、日ソ協会歓迎委員会との連絡の結果、取りやめとなった。ソ連大使側の意向が必ずしも明らかではなく、また訪問期日が2日後という切迫した状況もあって、大学側には幾分のとまどいが窺われ、文部省との間に「<sup>4月カ?</sup>3月11日、局長よりこのことについて本省に連絡したところ、米ソ両大使が同じ時期<sup>[ママ]</sup>に来学することは、国際関係の微妙な折で十分に気をつけてほしいということであった」(第112回「全学補導委員会議事録」)というやり取りがあったのは興味深い。まだキューバ危機の勃発前とはいえ、米ソの対立が極めて激しかった国際情勢のもとにおいて、米ソ両大使の訪問受入・歓迎にあたっては、かなり神経をすり減らしていた状況が窺われるのである。

ライシャワー大使の訪問スケジュールについては、先の4月3日の第111回全学補導委員会において作成された案が4月10日開催の臨時評議会において修正され、その結果、以下のような内容になったことが報告された。

ライシャワー大使金沢大学訪問の際のスケジュール(案)

4月25日(水)	午前10時	大学到着
1.学長室訪問 学部長紹介		午前10:00~10:05
2.学長室 - 図書館 - 本丸 - 石川門の間を歩いて 金沢城を中心とする史学的説明		10:05~10:20
3.石川門二階にて展示物を中心とする史学的説明		10:20~10:40
4.教育学部会議室で教官有志との懇談		10:40~11:10
5.学生有志(教官)との懇談会(於学生ホール)		11:10~12:00
(イ)講演		
(ロ)アンケートによる学生質問への解答		
(ハ)懇談		
6.帰還	12時	

(第112回「全学補導委員会議事録」)

滞在時間はフェデレンコ大使の場合の2倍にあたる2時間が予定され、またその中には学生に対する講演や学生との懇談も含まれていた。修正された点としては大学到着時間お

## 第6章 大学の民主化運動と改革

よび帰還時間がそれぞれ30分繰り下げられたほか、当初の案には存在した一般学生向けの講演が取りやめになって、学生有志を対象とした講演と懇談という形になったことである。すなわち、「学生に対する講演並びに懇談は、あらゆる学生との混乱を防ぐ上からも学生有志の人数は100名程度とし、各学部按比例して出してもらいたい」(第112回「全学補導委員会議事録」)とした。4月17日付の学生部長からの通知によれば、各学部割当人員は、法文学部20名・教育学部14名・理学部7名・医学部14名・薬学部6名・工学部14名・教養部25名、計100名であった。



写真6-7 学生に囲まれたライシャワー大使一行  
(「北国新聞」1962年4月25日付)

4月25日当日、ほぼ予定時間どおりに来学したライシャワー大使はまず学長室を訪問し、石川門その他を視察した後、午前11時半ごろに学生との懇談会に出席のため学生ホールに到着した。その際に一部の学生は学生ホール前で「核実験反対」のプラカードを押し立ててシュプレヒコールを叫んだり、また大使の講演中にも盛んにヤジを飛ばしたりした。しかしそれほど大きな混乱もなく、無事に講演を終えたライシャワー大使は、予定より若干遅れて午後零時40分ごろに大学を後にした(「北国新聞」1962年4月25日付)。

### (3) 学生寮問題

戦後の大学、とりわけ新しく発足した新制国立大学の学生寮の多くは、他の施設を改修転用したものであり、その老朽化は著しいものがあつた。教育学部附属学校に隣接して広坂通りに所在した金沢大学の女子寮・白梅寮は、1889(明治22)年に石川師範学校女子寄宿舎として造られた建物であつた。また入寮希望者に比して、その収容人員は75人とかなり少なかった。男子寮の北溟寮・北斗寮・泉学寮は、それぞれ石川師範学校・金沢高等師範学校・金沢医科大学時代以来の建物を転用したもので、いずれも木造で老朽化していた。金沢大学発足時には第四高等学校の男子寮も引き継がれたが、早い段階で北溟寮に統合されたようである。1962(昭和37)年ごろより、池田内閣は「人づくり政策」の一環として、この劣悪な学生寮の改善・整備に乗り出すことになった。学徒厚生審議会が「大学における学寮の管理運営の改善とその整備目標について」と題する答申を行い、それにもとづいて金沢大学でも4年計画で新寮の建設を進めることになった。以下、「全学補導委員会議事録」や「北国新聞」の記事に従って、その経緯について叙述する。

## 白梅寮・泉学寮の新営

金沢大学においてまず最初に新寮建設が始められたのは、やはり白梅寮であった。1963（昭和38）年8月23日、泉野町の旧教育学部農場にて、関係者出席の下、石橋雅義学長のクワ入れによって、白梅寮の新築起工式が執り行われた。従来の2倍以上の定員164名を收容する、鉄筋4階建て延べ坪766坪（約2,500m<sup>2</sup>）の新しい女子寮であった。引き続き同年



写真6-8 旧白梅寮内部  
（「北国新聞」1963年1月19日付）

10月15日には、男子寮の1つ、泉学寮の第1期工事の起工式が泉本町の同寮敷地内で執り行われた。旧寮を取り壊し、定員200名（完成時の実際の定員は194名）、延べ坪880坪（約2,900m<sup>2</sup>）の鉄筋4階建ての新寮を建設する計画であったが、まずその第1期分として、定員60名、延べ坪439坪（約1,450m<sup>2</sup>）の建設が進められた。

白梅寮、泉学寮ともに1964年3月末までに竣工を迎える予定であったが、その完成を前にして新しい学生寮の運営方式について、大学側と寮生側との間に確執が発生した。北冥寮・北斗寮・泉学寮・白梅寮の代表からなる四寮実行委員会は、すでに1963年11月30日付で学生部長に対し、入退寮選考権、寄宿料、光熱・水料や人件費等の経費分担などに関して次のような要求書を提出し、大学側と数回の交渉を重ねていた。

### 要 求 書

- 1 入退寮選考権、並びにその最終決定権は寮生にある。
- 2 寮の運営は寮生の完全なる自治の下に行われ、学校当局は一切干渉しない。
- 3 寄宿料は100円とする。
- 4 電気料は従来通り<sup>[従来]</sup>切半とする。
- 5 スチーム暖房費は全額を学校側が負担する。  
水道料の内、水洗便所、風呂、スチーム用の水は全額を学校側の負担とし、他の分は従来どおり<sup>[従来]</sup>切半とする。
- 6 寮に必要な従業員はすべて国家公務員とする。
- 7 泉学寮第二期工事については一列にする。

昭和38年11月30日

四寮実行委員会

金沢大学 学生部長殿

## 第6章 大学の民主化運動と改革

入退寮選考の最終決定権が寮生にあるとする主張は、大学の管理運営のあり方としては到底容認できないものであるが、寮生側は1964年3月3日、入学試験に際して会場で受験生に対し、寮案内や入寮願書（1部50円）などを販売するという挙に出た。大学側は現場で注意するとともに、四寮実行委員会委員長・各寮自治会委員長・四寮入退寮選考委員会あてに通告し、それでもなお販売が中止されなかったので、3月5日には各試験場においてそれが無効である旨を告示した。その後この事件については寮生側が謝罪し、その処分については四寮実行委員会委員長が在籍する法文学部教授会に委ねることになった。その結果、「本人の行動を見ていると誠実に事を運んでいることが認められる」（第141回「全学補導委員会議事録」）ということで、「学部長の嚴重訓戒」という比較的軽い処分に落ち着いた。

次に寄宿料については文部省の省令によって新寮の場合は月額300円となっており、また経費負担についても通達などによって詳細に定められており、大学の独自の判断が許容される範囲は限られていた。寮生側は文部省の受益者負担原則を激しく攻撃し、人件費などの国費負担を求めたが、総定員法による定員削減と大学予算の緊縮という状況の下では、財政的な問題に関して大学側が対応しうる余地はほとんど存在しなかった。いずれ



写真6-9 完成した泉学寮  
（「北国新聞」1964年6月9日付）

にせよこのような状況の中で、白梅寮および泉学寮の竣工式直前になっても大学側と寮生側の対立は解消せず、ついに1964(昭和39)年5月29日に白梅寮の竣工式が寮生不在のまま執り行われ、またほどなく完成した泉学寮第1期分においても寮生は新寮への入居を拒否した。

かような事態が続けば、泉学寮の第Ⅱ期工事をはじめとした関連の整備事業に大きな影響が生ずる可能性が懸念された。そのため6月12日開催予定の第202回評議会においてその対策が協議されることになった。それに向けて全学補導委員会では、従来の計画を変更するか否かについて各学部を持ち帰った上で議論することになり、その結果、各学部の意向が「旧白梅寮、泉学寮の閉鎖、夏季休暇と同時に新寮移転を実施し、大学の整備計画を遂行する」（第140回「全学補導委員会議事録」）という形で集約された。同日夜、大学側と寮生側の交渉が行われ、午後11時すぎ寮生側は経費負担について譲歩し合意が成立した。これによって泉学寮の第Ⅱ期工事も順調に進められ、翌65年の3月15日に落成式が執り行われた。



## 北溟寮の新営

北溟寮・北斗寮・泉学寮・白梅寮の旧4寮のうち、かくして泉学寮と白梅寮は鉄筋4階建ての新寮となり、残るは北溟寮と北斗寮の2寮となった。計画では北斗寮は廃止され、北斗寮生は新しい北溟寮に移ることになっていたため、北溟寮の新営が次の問題であった。1965（昭和40）年に北溟寮の第1棟および第2棟を取り壊した後、1966年度に第Ⅰ期工事として定員200名の新寮を建設し、そこに北斗寮生も収容、そして1967年度に第3棟および第4棟を取り壊した後、第Ⅱ期工事として定員200名の新寮を建設する計画であった。

1966年度北溟寮新営予算要求は、学生会館をめぐる紛争も影響して文部省と大蔵省の最終的折衝段階において不可能となったが、その後学生会館問題が一段落してようやく復活要求が認められることになり、予定より遅れて9月上旬に第Ⅰ期工事が着工となった。1966年度に第Ⅰ期分として定員172名・延べ面積3,053m<sup>2</sup>、1967年度に第Ⅱ期分として定員224名・延べ面積2,500m<sup>2</sup>、合計すると定員396名・延べ面積5,553m<sup>2</sup>の鉄筋4階建ての新寮が建設されることになった。

第Ⅰ期工事が完成し、1967（昭和42）年5月10日、寮生の新寮移転について大学側と寮生側との話し合いが行われたが、寮生側はその場で1965（昭和40）年7月15日に制定された学寮規程の撤回を要求し移転を拒否した。その後、5月17・20・27日と3度にわたって話し合いの場がもたれたが寮生側は譲らず、6月3日に最終的な話し合いを行ったが、寮生側の間で意見の分裂があったため、再度6月9日に話し合いをすることになった。午後5時から9時まで全寮生約250名との話し合いを行ったが、北斗寮生の妨害的発言が強いため途中で話し合いは打ち切られた。その後、学寮委員会委員は旧北溟寮に赴き、北斗寮生を除く3寮寮生と翌朝8時半まで夜を徹して話し合い、その結果、北溟寮生はようやく新寮への移転に同意した。北溟寮生は6月11日午後10時より急遽、臨時寮生大会を開催し、6月12日早朝3時より移転を開始した。しかし、北斗寮生はなお移転に応じなか

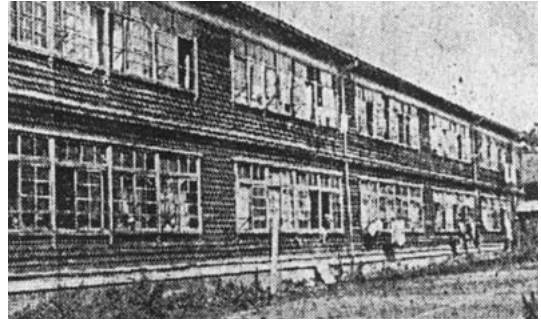


写真6 - 10 旧北溟寮外観  
（「北国新聞」1962年9月8日付）



写真6 - 11 旧北溟寮玄関  
（「北溟」第7号より）

ったので、6月16日に大学側は最終的な移転通告をし、大学側の強い態度を示した。寮生は16日夜から17日早朝まで寮生大会を開催し、その結果、寮生の希望によって学寮委員会委員との最終的な話し合いが行われ、ようやく17日午後9時に、移転後も学寮規程の運用にあたっては今後も話し合いを継続していくということで、寮生側も遂に移転を了承した。移転は、6月18日に8名・21日に26名・24日に21名、と3日間にわたってさみだれ式に行われた。

1967年6月から進められていた第Ⅱ期工事は翌年4月に完成し、15日に中川善之助学長をはじめ関係者が出席して完成式が執り行われた。これによって、足掛け6年にわたって進められた新寮の建設計画はすべて終了した。北溟・泉学・白梅3寮の収容定員はかつての425名から754名と増加し、全学生のおよそ15%が入寮可能となった。しかし、北溟寮の増加した収容定員はその一部74名が新入生の入寮によって充当されただけで、残る75室150名分は空室のままとなった。原因は収容定員の増加によって、炊夫3名と用務員1名を増員する必要があり、大学側ではそのうち炊夫2名分を寮生負担にする予定であったが、それに対して寮生が激しく反発したためであった。また寮生側は交渉の方式として大衆団交を要求し、10月21日には午後6時半より翌22日午前8時に至るまで、学生部長1人を約250名の寮生・学生で囲み軟禁に近い状態に置いた。大学側は大衆団交を拒否し、学寮委員会によって作成されたパンフレット「学寮問題と大衆団交について」を全学補導委員会と学寮委員会の連名で全学に配布し、一般学生の理解を求めた。またそれに先立ち、学寮委員会はパンフレット「北溟寮の増員について」を寮生に配布し、炊夫の雇用問題等について寮生の理解を求めた。そして、ようやく1968年12月18日に大学側と寮生・学生側との間で整然とした話し合いがもたれ、正常化への途を歩みだしたが、その後も炊夫の人件費負担についてはなお問題を残すところとなった。北溟寮の空き定員問題は容易には解決せず、1970年においてもまだ130名が充当されないままであった。その後は、学生の生活水準の向上や集団生活を忌避する傾向などによって、北溟寮はほぼ恒常的に空室を抱えることとなった。

### (4) 学生会館問題

『金沢大学50年史部局編』第4章3節(1)にその経過概要が記されているように、学生会館問題は紛争の嵐が全国の大学を席卷しようとする中で発生し、重大問題化していった。それは単なる厚生施設の建設という問題にとどまらず、大学の管理運営はどのようになされるべきであるか、そこにおける学生の地位・位置づけははたしてどのように考えるべきであるか、という根元的な問いかけを孕みながら展開された。次に当時の「評議会議事録」や「全学補導委員会議事録」により、その経過を段階的に追いながら、大学側と学生側の対立点、両者の主張の相違を剔抉し、学生側の過激な行動とそれに対する大学側の対処について叙述する。

### 学生会館協力会の設置

1962（昭和37）年3月9日開催の第110回全学補導委員会の席上、学生部長は学生部長会議の際に文部省学生課に学生会館について問い合わせた結果を報告し、次年度に予算申請すべく十分研究する必要性を説いた。翌63年1月22日開催の第120回全学補導委員会において「学生会館設置計画書」(案)が審議され、あわせて会館の維持と運営のために学生会館協力会の設置が問題とされた。ちなみに、文部省からは会館維持費の配当はこないと当初考えられていたが、後に一部配当がくることがわかった。2月8日開催の第178回評議会において、「金沢大学学生会館設置計画書」(案)などとともに金沢大学学生会館協力会の設置が了承され、1963年度新入生の父兄より一口3,000円の寄付金を依頼することになった。ただし、後に1966年度からは一口2,000円に減額された。63年5月25日には学生会館協力会の理事会が開催され、役員および予算(案)が承認された。

### 学生会館建設準備委員会の設置

1964年（昭和39）年2月10日開催の第132回全学補導委員会において、学生課長より学生会館問題は学生側と大学側とが納得のいく姿で解決しなければならないと説明があり、各学部学生代表、生協代表、運動部・文化部学生代表、事務局、学生部などを含めた組織として、準備委員会の設置が問題となった。その後、教養部自治会にも学生委員を出すよう要請したが拒否されたため、各学部の責任において学生2名を選出することになった。ただし、教育学部および工学部については、学生代表の出席は得られなかった。6月17日に学生代表のほか、生協代表・教職員組合代表、および全学補導委員・学生部課長を含めて、学生会館建設準備委員会が発足した。準備委員会は約1カ月の間に6回開催され、学生会館の構想計画(案)および関係規程(案)について協議したが、関係規程(案)については成案が得られなかった。しかし、1965年度概算要求の提出期日が切迫していたため、学生側の意向も取り入れた形で関係規程(案)を大学側で作成し、文部省へ「学生会館設置計画書」を提出することになった。

### 学生会館建設専門委員会の設置

1964年8月4日開催の臨時全学補導委員会において文部省との交渉経過が報告され、会館規程(案)に関する訂正の指示については、その取り扱いを学生部長に一任することになった。また学生会館建設準備委員会の性格が再検討され、全学補導委員が教官代表として入るのには支障があるので、概算要求の提出も一応終わったのを機会に各学部から新たに委員を選出することにした。8月には文部省省議において概算要求が認められることになった。そして、9月30日開催の第143回全学補導委員会において、「学生会館建設準備委員会規程」(案)が検討・審議され、その名称を「学生会館建設専門委員会規程」(案)とすることになった。その第3条によると委員会は、学生部長・各学部および教養部から選出された教官1名・学生部次長・学生課長・厚生課長から構成されており、学生代表は除外さ

## 第6章 大学の民主化運動と改革

れた。各学部および教養部の意向を確かめた後、11月6日開催の第209回評議会において「学生会館建設専門委員会規程」(案)は一部修正の上で審議・可決された。そして、12月1日に学生会館建設専門委員の発令が行われ、学生会館建設専門委員会が正式に発足した。

第1回学生会館建設専門委員会は1964年12月7日に開催され、それ以降翌々年、66年4月28日までに25回開催された。会館の建設場所、設計図面・設備、会館の管理運営機構、会館規程(案)、会館運営協議会規程(案)、会館使用細則(案)などについて協議が行われた。学生側との話し合いも6回行われたが、第3回目以降はいずれも不成立であった。66年2月4日に行われた第3回目の学生との話し合いでは、学生約40名が会議室前の廊下を占拠し、大学側の開催する説明会、および大学側が作成した学生会館規程案は認められないとして、建設専門委員および学生部職員の会議室への入室を阻んだ。同66年3月7日開催の第159回全学補導委員会において、学生会館建設専門委員会によって作成された「金沢大学学生会館規程」(案)、「金沢大学学生会館使用細則」(案)、「金沢大学学生会館運営協議会規程」(案)が報告され了承された。またこれら3案は各学部教官および学生代表にも渡された。その後さらに修正が加えられ、5月4日開催の第163回全学補導委員会で審議・決定された後、5月6日開催の第231回評議会において最終的に審議・決定された。そして、学生会館は5月11日から正式に会館することが決定された。

### 学生会館不法占拠事件

1966(昭和41)年4月30日、学生会館の開館に先立ち竣工式が執り行われた。竣工式が始まると同時に、会館前では反対派学生が抗議集会を開催した。5月2日には全学補導委員会あてに、教養部自治会委員長名で公開状が提出された。その取り扱いは学生部長に委ねられ、学生部長は5月6日の評議会終了後、回答を送付した。翌7日、一部学生代表は評議会決定の白紙撤回、11日からの開館取りやめを主張し、約2時間にわたり石橋学長と会見したが、学長は拒否した。

5月10日夜、開館を明日に控え、学生部長をはじめ職員が12時過ぎまで警戒にあたっていた。その段階では異常はなかったとのことであった。11日午前2時ころ、数名の学生が厨房南側の倉庫より侵入したことが判明し、その後正面玄関入り口などから30数名の学生が事務室前になだれ込んだ。職員との押し問答の末、会館の鍵は学生側に奪われ、職員は軟禁状態におかれた。学生たちは館内の机や椅子などで各入り口を内側からバリケード封鎖した。この間、学生と職員の間でかなり激しい衝突があったが、幸いにも双方に負傷

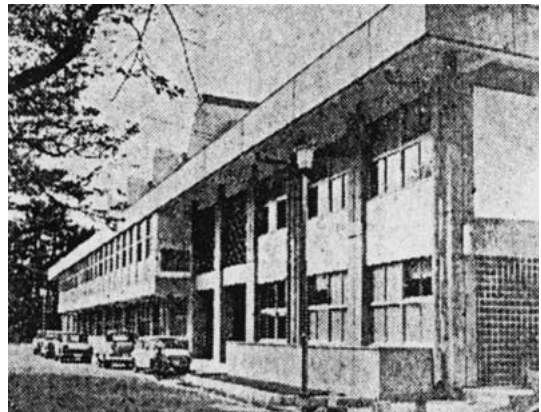


写真6-12 完成した旧城内学生会館  
(「北国新聞」1966年4月30日付)

者はなかった。

このような一部学生の暴挙に対し、大学側は5月11日午前11時より、全学補導委員会を招集し、占拠学生に対し即刻退去の命令を出すとともに、一般学生に対して学生部長告示を出した。翌12日午前11時より再び全学補導委員会を開催し、午後1時から学部長会議、午後2時から臨時評議会を開催し対策を協議した。その結果、13日からの学生会館の休館、一般学生に対するPR資料の作成、占拠学生に対する退去勧告、などが決定された。5月15日、運動部委員会委員長が、バリケードを解き学生による自主管理を中止するかわりに、大学側と学生側の話し合いの場をつくる、という調停案をもって事態の收拾に動いた。5月17日には全学補導委員会を開催し、この調停について検討した結果、「申し合わせ・了解事項」を決定したが、学生側はこの提案を拒否した。18日にも運動部委員長と占拠学生との話し合いは行われたが、結局物別れとなった。この間、16日には学生部長の「学生諸君に告ぐ」が全学生に配布され、また18日には占拠学生に対し図6-4のような学生部長の警告文が出された。

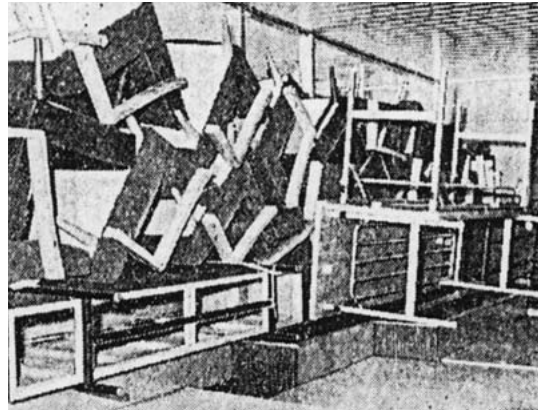


写真6-13 バリケード封鎖された旧城内学生会館内部  
（「北国新聞」1966年5月11日付）

学生会館に不法に侵入している学生諸君に告ぐ

1. 去る5月11日以来の諸君の行動は刑法に小れる違法な行動である。まずオ一に刑法130条の「住居等侵入罪」に該当する。また、学生会館係の職員から会館の鍵を取りあげ、職員の家管管理とまてらしていることは、刑法95条の「公務執行妨害罪」などに該当する。諸君はこのように刑法に小れる重大な違法行為をしているのである。
2. 諸君の現在の違法行為を放置しておくことは、国法を犯し、大学の自治の破壊を招く。  
学生会館の管理の責任は大卒当局にある。このような事態がつづくことは、この管理の責任が問われ、大学の自治に対する外部からの重大な干渉を引きおこすことになる。  
大学は学問の自由を確保する為のこそ、その自治が不可欠なのである。この大学の自治には、それにとりなう重大な責任のあることと諸君はよく反省しなければならぬ。
3. 諸君は、まずすみやかに現在の違法な行動をやめな

ればならぬ。

諸君は、評議会決定の学生会館規程に反している。諸君が反対の意見と発言することは自由である。しかし、諸君の意見が怒のうけをいかうかというて、違法なことをしてもよいということはおろし得ない。違法なことをしながら意見を述べても、それを取りあげることではない。

諸君は、まずすみやかに現在の違法な行動をやめるべきであり、意見を述べたのち、話しあうのをせよかうのである。

諸君がすみやかに学生会館から出て行くように重ねて強く警告する。

昭和41年5月18日

学生部長 鈴木直治

図6-4 警告文(1966年5月18日付)

5月19日に臨時評議会が開催され、21日からの会館閉鎖、日宿直の取りやめ、電気・水道・ガスの供給停止、などが決定された。5月24日に臨時全学補導委員会が開催され、一般学生に対し「学生会館の規程および運営などについて」という学生部長名の告示を掲示することが決定された。そうした状況の中で5月26日より教養部自治会などでバリケードを解くか、継続するかをめぐって学生投票が行われることになった。その結果、投票総数1,438票のうち、バリケードを解くとする票が27日段階で1,000票を超え、最終的にも過半数を超えることが予想された。これは占拠学生にとって大きなダメージとなった。占拠学生の要望により会館の清掃のため電気・水道の供給が5月28日に開始され、30日、占拠学生は会館から完全に退去した。しかし、なお当分の間、学生会館は閉館する旨、学生会館長名をもって全学生に掲示された。

#### 確認事項の作成と撤回

1966（昭和41）年6月7日開催の第166回全学補導委員会において、学生部長より占拠学生の会館退去の経過が報告され、さらに早期開館に向けて運営協議会委員予定の教職員と学生代表との間で打ち合わせ会を開催することが了承された。学生代表は、各学部1名、教養部2名、文化部・運動部各2名、および法文学部法学科・経済学科の学生代表各1名とされた。打ち合わせ会は6月15・20・23日の3度にわたって開催され、学生部長によって作成された確認事項試案について協議を行い合意に達した。それを受けて6月28日に第1回学生会館運営協議会が開催され、「学生会館の規程および運営についての確認事項」(案)が原案どおり承認された。あわせて7月1日をもって開館することも決定された。当日午前9時から学生会館が開館された。そして翌2日には先の運営協議会において承認された確認事項が学生一般に対し館長名をもって公示された。

#### 学生会館の規程および運営についての 確認事項（案）

41.6.23

- (1) 学生会館規程第2条(目的)の「自治的課外活動」は、学生の自主性にもとづく文化部・運動部のサークル活動、および自治会の活動などをいうものである。
- (2) 学生会館規程第2条(目的)に、教職員の利用のことが記されていないのは、主たる利用者が学生であることによるもので、教職員もこの施設を利用することができる。
- (3) 学生会館規程第4条(職員の任務)にあるように、館長は、閉館の管理運営について責任を負うものであり、運営協議会の議にしたがって、その任務を遂行するものである。
- (4) 学生会館運営協議会規程第1条(任務)に、「審議決定」という字句のないこと

は、学生部関係の各種委員会の基準に準じたものであり、本学の慣例にならない、この協議会における議決にしたがって会館の運営および使用が行われる。

- (5) 学生会館運営協議会規程第1条(任務)にあるように、運営協議会においては、年間を通じての会館使用の大綱などが決められるが、なお会館の円滑な運営を推進するために、協議会内に小委員会を置く。
- (6) 前項の小委員会のことをも含めて、学生会館の円滑な運営をはかるために、付則を設けたり、申し合わせを作ることなどは、運営協議会においてはかられる。
- (7) 学生会館運営協議会規程第6条(委員以外のものの出席)による運営協議会への出席者として、会議の都度金沢大学生生活協同組合代表1人の出席を求める。また、法文学部からは当分の間委員以外の者として学生代表2人の出席を求める。
- (8) 使用細則第2条(開館時間)に、開館時間が定められているが、生活協同組合関係部門の開閉の時間は、生活協同組合と別途協議して決める。
- (9) 使用細則第4条(集会室等の使用手続)の使用手続は従来方式と同様であり、したがって、従来学内で行われていたような行事は、学生会館内にも行うことができる。
- (10) 学生会館諸規定および使用細則に改廃条項がないことは、学生部関係の各種委員会の規程に準じたものである。これら諸規定および規則の改廃は、本学の慣例にならない、まず運営協議会において決められ、評議会において成立する。

以上10項目の確認事項は、学生会館諸規定および細則と同等の性格をもつものである。また諸規定および細則については、学生の自治活動を制限、規制する趣旨に解してはならない。

昭和41年6月 日

金沢大学学生会館運営協議会

(金沢大学学生部「確認事項に関する資料」(42.1.12))

しかしながら、この確認事項は結局のところ大学の正規の機関によってオーソライズされず撤回されてしまった。7月15日開催の第234回評議会において、確認事項の審議は次回に先送りとなり、そして7月25日開催の第235回評議会では、参考資料として配布された確認事項は撤回されることとなった。また9月9日開催の第169回全学補導委員会においても、確認事項については次回に先送りとなった。その後、鈴木学生部長の辞任の後、9月20日開催の臨時全学補導委員会において、「前回の委員会において審議保留となり、次回の委員会において協議することになっていた確認事項について、学生部長事務取扱が

らあらためて提案があったので、正式議題として取り上げ協議の結果、認められないことになり、学生会館運営協議会の教職員側委員において善処してほしい(1966年9月20日開催「臨時全学補導委員会議事録」)と決定された。9月16日開催の第236回評議会において、辞任した学生部長の後任がきまるまで、学長が学生部長事務取扱を兼任することが決定されており、したがって議事録にいう学生部長事務取扱とは、石橋雅義学長のことであった。

全学補導委員会および評議会において確認事項が受け入れられなかったのは、確認事項の内容に関する問題、およびそれが公示されるまでの手続き的な問題、の2つの理由からであった。内容的には、確認事項は学生会館運営協議会を審議決定機関・議決機関と位置づける学生の主張にやや歩み寄った箇所があり、その点は学生会館運営協議会をあくまでも館長の諮問機関と考える立場からは決して容認できないものであった。確認事項第3項の「館長は 中略 運営協議会の議にしたがって、その任務を遂行する」という表現、および第4項の「この協議会における議決にしたがって会館の運営および使用が行われる」という表現は、「会館の管理運営の責任を負う館長は、運営協議会の議に拘束され、その議を経なくては任務が遂行しえなくなる」(「学生会館の規定をめぐる問題について」学生部長丸芳十郎名による1967年2月13日付パンフレット)という危惧をもたれた。そのほか、第10項の規定改廃の手続きや後文の確認事項の性格規定などについても問題とされた。手続き的には、大学の慣例にしたがった正規の手続きによって決定されておらず、しかも運営協議会における決定の後に直ちに公示された点が問題とされた。

しかし、学生部長の草案をもとにして作成され、学生会館運営協議会において承認された確認事項が、大学側の受け容れるところとならず撤回されたことは、当然ながら学生側の強い反発を招いた。この後、確認事項をめぐる紛糾は翌年まで続くのであった。占拠学生の懲戒処分問題とも相まって、この間秋から冬にかけて学生の抗議集会が相次いだ。11月21日には抗議集会后、一部学生が学長との会見を求めて学長室に押し入り、2時間弱にわたって紛糾した。大津有一法文学部長をはじめとした各学部長の斡旋で、25日開催予定の評議会終了後、学長と評議員が学生代表と会見することを確約してようやく学生たちも引き揚げた。しかし、この会見は11月25日開催の第238回評議会において審議の結果、正常な話し合いが行われる見込みがないということで実現しなかった。12月1日には教養部および法文学部で学生大会が開催され、法文学部では授業放棄が決議された。年が明けて1月25日に開催予定であった第3回学生会館運営協議会が、停学中の学生を含む約30名の学生によって妨害され、さらに、1月31日には各学部学生係職員60数名を警備に配置するなど、万全の体制をもって第3回学生会館運営協議会の開催をはかったが、これも開催不能となり、深更に及ぶまで学生との話し合いが続いた。結局、收拾がつかず、学生会館運営協議会はしばらく開催を見合わせるようになった。

このように学生会館の開館後も、その運営方法をめぐって学生側と大学側の間には抜き差しならない対立関係が継続していたのであるが、しかしその間も、多くの一般の学生にとって、ゴージャスなソファを配置したロビーや充実した設備を備えた集会室その他の



各室は、大学生生活に潤いと活力を賦与する憩いと活動の場であった。連日、利用者が押しかけ、1カ月の利用者1万人、土曜日は超満員という状況であった。

#### 占拠学生の処分

学生会館の占拠事件が解決して約1カ月半後、1966年8月10日の第168回全学補導委員会において、学生の処分問題が話し合われた。処分の可否、およびその範囲や程度についてまず各部局で検討し、それにもとづいて次回全学補導委員会で協議することになった。そして、その9月9日開催の第169回全学補導委員会では、まず処分の可否について各部局の意見が徴され、協議の結果、処分することになった。次にその範囲および程度については議論の末、責任者3名の無期停学、不法占拠者18名の戒告を内容とする、学生部長試案が示され、各部局に持ち帰って検討することとなった。

その後、この問題は全学補導委員会が開催される度に継続審議とされてきたが、11月14日開催の第173回全学補導委員会においてようやく各部局の検討結果が報告され、それに基づいて協議が行われた。その結果、5月11日の占拠時に学生会館に侵入したことが確認されていることを処分の基準とし、また処分の程度については停学と戒告の2種類とすることにした。そして19名の学生についての処分原案が決定され、各部局の了承を得た上で、評議会に提出されることとなった。

11月18日、臨時評議会が開催され、原案にあった停学（1カ月ないし3カ月）を停学（3カ月）と修正した上で、占拠学生の処分が決定された。停学（3カ月）が4名・停学（2週間）が7名・戒告が8名、計19名が処分の対象となった。その後、処分学生については、奨学金その他の取り扱いについて日本育英会などに報告するという措置がとられた。また、処分学生が学生会館運営協議会の委員であることについても、不適当ではないかと問題となり、各部局で対処することとなった。

### （5）自衛隊機墜落事件と自衛官構内立ち入り事件

1960年代、高度経済成長による繁栄の中で、米ソをはじめとする核実験問題、米原子力潜水艦の寄港問題、などといった平和に関する問題は大学内にも絶えず暗い陰を落としていた。1964（昭和39）年10月16日には、各学部の教官有志や民間人を含めた「石川県平和を守る科学者の会」が結成され、折しも来県中の湯川秀樹、坂田昌一、武谷光男の3氏も出席して平和へのアピールを行い、米原子力潜水艦の寄港反対の声明を発表した。また、この間、学生を中心に、学内集会や学外デモ行進なども頻繁に行われた。そして、60年代後半からは、ベトナム戦争の激化とそれに対する反対世論の世界的な高まりの中で、平和運動・反戦活動は次第に多くの若者を巻き込んで政治問題化していった。また、沖縄を出撃拠点としたアメリカによる北ベトナムの空爆は、沖縄の施政権返還問題を否が応でも中心的な政治課題に押し上げることになった。しかも、1960年に改訂された日米安全

## 第6章 大学の民主化運動と改革

保障条約はその第10条によって、10年間の効力の存続後は、日米どちらかからの一方的な通告によってその効力を1年後に終了させることが可能であった。1970（昭和45）年6月22日がその10年間の効力の消滅する日であった。いわゆる70年安保に向けての政治的高揚が急激に醸成されていった。毎年10月21日は国際反戦デーとして、また4月28日は沖縄デーとして、大規模な大衆運動が街頭で展開された。

折あたかも大学には60年代後半より、いわゆる戦後のベビーブーム世代・団塊世代が押し寄せていた。進学率の高まりもあって、学生数の急激な増大はかつてのエリート的 student 像を崩壊させ、学生の意識を大きく変容させていった。戦後教育の中で民主主義的風潮と権利主張の大切さを体得した学生たちは大学の改革と民主化を要求し、次節で詳述されるように全国の多くの大学がいわゆる大学「紛争」の嵐に席卷されていくことになった。そして、学生の大衆化は、かつてのエリート的な足場を失ったことによる精神的不安、喪失感を惹起し、学生の中には過激な行動に走る者も簇出した。政治的組織やセクトによる学生相互間の対立も、抜き差しならないほど激しいものになっていった。

### 自衛隊機墜落事件

このように社会的にも大学内でもますます緊張度が高まり、戦争と平和にかかわる問題についての意識が先鋭化していく状況下において、およそ考えがたい不慮の事件が発生した。『金沢大学50年史部局編』第4章3節（2）に既述されているように、1969（昭和44）年2月8日、金沢市泉2丁目の江戸時代以来の旧街道に自衛隊のジェット戦闘機が墜落し、住人および建物に多大の損害を与えた（死亡者4名、重軽傷者18名、全焼・全壊14戸、半壊・半焼10戸）。

この事件に対して、法文学部文科自治会および教育学部自治会が、2月15日に授業放棄ストライキを行った。両自治会は前日14日に学生大会を開催し、文科自治会では学生150人のうち反対15・保留21で、教育学部自治会ではスト権確立投票の結果、賛成285票（投票総数513票）でストライキが決定された（「北国新聞」1969年2月15日付）。机・椅子・衝立などによってバリケードが築かれたが、その日のうちに解除された。法文学部では法経の一般学生と占拠学生の間で、かなり激しい議論が展開された。

### 自衛官構内立ち入り事件

自衛隊機墜落事件の余波がまだ収まってはいない1969年4月20日、日本空手道連盟石川県支部春季昇段審査会に参加のため、自衛隊小松基地の隊員20数名が制服姿で大学構内に立ち入り、それを発見した学生との間でトラブルが発生した。学生は、（イ）学内への自衛隊立ち入りについての大学側の自己批判、（ロ）自衛隊小松基地への抗議、（ハ）将来における国家権力（自衛隊・警察）の学内への立ち入り拒否、の3点を求めて激しく大学側を追及した。4月22日には政治的セクトなどの違いから3つに分かれた学生グループの集会在ほぼ同時に行われるので、全学補導委員は分かれて以下のような大学側の見解を説明

することになった。

大学の管理上手落ちがあったことは認める。

機動隊等警察力の学内立ち入りは、原則として拒否する。

自衛隊の立ち入りは、将来全く必要がないと思われるので絶対に拒否する。

自衛隊小松基地へは抗議する。

(1969年4月22日開催「緊急全学補導委員会議事録」)

その後4月25日には、この問題についてなお大衆団交を求める一部の学生によって、事務局本部が封鎖されるという事態が発生した。緊急全学補導委員会および臨時評議会がその日に急遽開催され、その対応策が協議された。翌日昼に占拠学生はバリケード封鎖はそのままにして退去した。大学はこの問題に関する事実経過と大学の見解を明らかにした上で、占拠学生の反省と一般学生の理性と良識を求める、「自衛隊員の構内立ち入りと事務局・学生部封鎖について」と題するパンフレットを5月6日付で学内に配布した。

## 5 大学紛争下の金沢大学の改革

### (1) はじめに 大学紛争期の時代状況と紛争の背景

1960年代末の大学紛争(学園闘争)は全国の大学で同時多発的に起きた事柄であった。そこで、金沢大学における紛争と改革の性格を理解するためにも当時の時代状況と全国の大学紛争の背景を見ることから始めたい。

60年代の日本は高度成長期にあたり、経済が欧米先進諸国に急速にキャッチ・アップしつつある時期であった。他方で、同時期には公害反対など各地で住民運動が起き、また、60年安保闘争で示された平和を求める国民意識の強さを基礎にして60年代後半には「ベトナム反戦運動」が高揚した。東京大学・日本大学で紛争が起きる1968(昭和43)年には原子力空母(佐世保寄港)反対闘争や反戦デモ隊の新宿駅占拠などが起きている。それは、60年代後半の学生運動が「学園闘争」(大学紛争)の色彩を強く帯びながらも、それに限定されない広がりを持つものであったということを示している。

また、「1968年」は特殊日本の現象ではなく世界的広がりを持つものであった。強弱の差はあれ、先進資本主義国の多くにおいて体制に対する「異議申立て」運動があった。フランスの「5月革命」、アメリカにおけるベトナム反戦運動、アフロ・アメリカンの公民権運動・差別撤廃運動の高揚などがその例である。社会主義圏でも(1968年チェコスロヴァキアにおける)「プラハの春」のような民主化運動が起きた。いずれの国の「反システム

運動」においても学生・知識人が大きな役割を果たした。当時「スチューデント・パワー」という用語が普及したことがそれを物語っている。日本の大学紛争はこうした国際的文脈の中にも位置づけられる。「君は決して歴史の外にいたのではなく、君も、そして僕も歴史の真只（ただ）中にあるのだ（J・P・サルトル）」とは、69年紛争中の金沢大学教養部封鎖解除後の学舎に残された落書きの1つである（「北国新聞」1969年10月20日付）。そこに示されているのは、当時の学生運動参加者の「激動の歴史の中に自分が存在する」という意識であった。

1960年代後半が世界的にも日本においても反システム運動の高揚期であり、特に学生運動激化の時期であったこと（「1968年」は今では社会科学上のタームとなっている）の原因や意義の本格的検討は本書の目的を越える。ここでは、日本の学園闘争で提起された論点と関連させて当時の政治運動高揚の背景にあったいくつかの要因を指摘するにとどめる。

第1は、当時の学生・知識人の間で、第二次世界大戦後の国際・国内秩序の正統性に対する懐疑が広く見られ、それが彼らの「反抗」の動機の1つであったということである。国際秩序について言えば、国内においてさえ「汚い戦争」と批判されたベトナムへの軍事介入によってアメリカは西側諸国の学生・知識人の間で権威を低下させた。これにチェコスロヴァキア民主化運動に対するソ連の武力介入が相まって、米ソ超大国からなる戦後国際秩序に対する反抗の感情が西側諸国の学生・知識人の間で強まった。日本においてもアメリカのベトナム軍事介入と日本政府のアメリカへの協力を批判する運動が高揚したが、ベトナム反戦運動は60年代後半に国際的共時性をともなう運動であったことに留意すべきである。この共時性への着目がなければ当時「ノンポリ学生」を含む広範な学生が政治運動に参加したという現象を説明できないであろう。金沢大学でも法文学部文科自治会・教育学部自治会などが「安保条約破棄」、「小松基地撤去」などを学生大会にかけ、賛成を得てストライキを実施するような状況が当時は存在したのである（「北国新聞」1969年2月25日付）。

国内秩序について言えば、戦後復興から高度成長過程にかけて先進諸国で「大量生産・大量消費」方式の経済システムが形成されたことが重要である。それは、経済学で「フォードイズム」と呼ばれるものであり、頭脳労働と肉体労働の分離によって生産性を向上させ大量生産を可能にし、ケインズ主義的財政・金融政策などによって有効需要を創出し、大量消費を可能にするシステムのことである。それは高度成長を生み出すが、他方で物価上昇、人間疎外（熟練を要しない単純労働の反復。消費に限定された喜び）、公害・環境問題（大量廃棄）などの問題を引き起こす。戦後復興を終え繁栄の最中にある60年代後半の先進諸国ですでにこうした問題が認識され、それを生み出すシステムの正統性への懐疑が生まれていた。それは、60年代後半の先進諸国の学生・知識人、青年労働者の運動において人間疎外が問題にされ、自主管理・参加要求が強く押し出されたという事実のなかに表現されている。経済成長という目的のために人間社会を管理することに対する反発が当時の学生・青年運動の背景にあった。紛争期の学生運動が「産学共同反対」などのスローガン

を掲げたこともこれと関連を持つ。そこには、大学が産業社会の一翼を担っていることへの学生や研究者の反発が表現されていた。金沢大学紛争においてその主要舞台の1つであった医学部第一外科の医局総会が、製薬会社から学会開催経費や研究費補助を受けないと決議するといった事態が起きたが（「北国新聞」1969年5月31日付）、これもまたそうした当時の全国状況を反映するものであった。

当時の早稲田大学教務部長（元総長）は回顧談で、前述のような世界と日本の状況に対する若者の意識に対して大学の反応が鈍かったことが大学紛争を激化させた理由の1つであったと指摘している。

日本は昭和20年の敗戦以降、社会はどうあるべきかといった理念をまったく考えずに、ひたすら経済的な復興だけをめざし、大学は大学でそこへ学生を送り込むことだけに汲々としてきたということがあった。大学も教師たちも経済復興主義に追従していた。つまり大学とは単なる就職の斡旋場所でしかなかった。ですから、学生が何を騒いでいるのか先生方にはわからないし、だからそれに対して正しい回答ができなかったのではないのでしょうか。（『全共闘白書』）

第2に、以上のような国際的・国内的背景に加えて、大学固有の問題が紛争の背景にあった。先に述べたような大学がシステムに組み込まれており産業社会に奉仕する役割を果たしているという問題もそれに含まれるが、日本の大学紛争における具体的争点との関連で言えば、大学（高等教育）の大衆化が60年代に進行したにもかかわらず、行政・大学の側で財政的・制度的準備が整っておらず、また大学人（特に教員）の意識も戦後生まれ世代の大学進学に対して準備を欠いていたという問題が重要であった。

戦後日本の大学改革史をフォローしている大崎仁は、その著書『大学改革 1945～1999』において、大学紛争の背景・契機・性格として、大学大衆化と伝統的・大学制度の間にあった矛盾を重視している。また、ポスト紛争世代に属する小谷敏は、紛争の背景として「ベビー・ブーマーたちの人口圧」を重視している（『若者たちの変貌』）。大崎の著書に依りながらこの問題を整理すると次のようである。

「大学紛争」は「団塊の世代」、「戦争を知らない子供達」の大学進学とほぼ同時期に起きた。それは「大学の大学化」（進学率の上昇）とほぼ軌を一にしていた。団塊の世代が大学に進学し始めるのは、1960年代半ばのことである。日本政府・文部省は経済界からの強い要請の下で、1950年代末より理工系を中心に学生増募政策をとっていた。その結果、63年に大学・短大進学率は「大衆化」への移行のラインと言われる15%を超えた（15.4%）。そして、進学率は大学紛争のピーク時68～69年には20%前後となる（68年19.2%、69年21.4%）。この大衆化（学生数増加）に対応する財政基盤整備のため私学（日本において大学大衆化を主導したのは私学であった）は学費値上げを志向した。このため、日本の大学紛争は慶應大学における学費値上反対運動（1965年）から始まるという

経緯を辿った。1966（昭和41）年には早稲田大学においても学費値上反対運動が起きる。学費値上反対運動は、67年には明治大学、68年には中央大学でも起きた。こうして、大学大衆化と高等教育費の国民の負担増加を背景にして60年代後半の大学紛争の幕が開くのである（大崎、前掲書）。

注目すべきは、1966年の早稲田大学の「学園闘争」が「学費・学館闘争」であり「学館闘争」において学生運動が「学生会館」の「自主管理」を要求したということである。また、「学費・学館闘争」において「全学共闘会議」（全共闘）が結成され「建物占拠」、「バリケード封鎖」などの戦術が採られたことである（大崎、前掲書）。こうした要求・戦術は60年代末の大学紛争に継承される。すなわち、60年代末の学園闘争においては「管理への参加」が運動の中心目標の1つとなり、また「ゲバルト行使」戦術（運動形態）が普及したのである。後者には「大学紛争期」の学生運動の（大学制度を含む）「既成秩序」に対する強い反発が表現されていたと言えよう。1968年には、東京大学・日本大学で学生運動が燃え盛るが、両大学で「全共闘」が結成され、建物占拠・封鎖が行われた。

金沢大学においても、1964～66年に学生会館の管理を要求する学生運動が起き、建物占拠の戦術がとられた。学生運動が急進的であったことの背景の1つとして、戦後世代＝団塊の世代が大学の大学大衆化と軌を一にして（同世代人口に対して従来よりも高い比重で）大学に進学してきた時、彼らの価値観と受け入れ側の（大学）制度・体質の間に大きな溝があったことを指摘することも可能である（大崎、前掲書）。例えば、戦後生まれの団塊の世代にとっては「大学の自治＝教授会の自治」や、教授・助教授・講師・助手からなる「位階制度」は「アナクロニズム」以外の何物でもなかった。また、大学大衆化にともないエリート養成の役割を減じつつある大学で伝統的な教育体系が継続されていることに多くの学生は違和感を持っていた。これらは、学生のみならず若手研究者も共有する意識であった。したがって、大学の民主的制度改革・教育内容改善などが60年代末の大学紛争における直接の論点となるのである。

### （2）金沢大学における「大学紛争」の経緯

#### その概要

1960年代後半の大学紛争は、全国レベルでは68～69年がピークであり、その後収束に向かう。金沢大学でも69年が紛争のピークであった。しかし、助手問題・医学部問題・がん研究所紛争などは70年代にまで持ち越された。また、金沢大学紛争は全国の大学紛争と共通性を持っていたが、当然のことながら独自性も有していた。以下で、金沢大学紛争の経緯と論点を整理してみる。

1968（昭和43）年に本格化した東京大学・日本大学における紛争が、69年になると全国に波及し、金沢大学でも同年に紛争が激化した。一般に、紛争が起きる場合には問題が存在し、その問題を取り上げる主体が存在することが前提となる。そして、問題を鮮明に

する契機も重要である。こうした観点から当時の金沢大学を見るならば、紛争の前提も契機も存在した。

紛争の対象となった問題については後に詳細に検討することにし、まず主体について見れば、1969年に本格化する金沢大学紛争の前哨戦があったことが重要である。すなわち、64年からほぼ3年に及ぶ学生会館の「管理」を求める運動があり、学生運動を担う主体が69年以前に存在していたことが重要である。さらに「学生会館闘争」当時において、すでに建物占拠・ストライキ戦術が採られるなど、全国で1968～69年に本格化する学園闘争（大学紛争）の「雛形」が金沢大学で整えられていたことも注目される。当時の学生の1人は、後に「学生会館闘争」を次のように回想している。「印象的な闘い・事件 学園闘争（1966） 竣工直後の学生会館の管理運営をめぐる、同会館が占拠されたのが1966年の春。こんな“無法”ができるのかという驚きとここまで行動に突き進む熱情と“時代の流れ”をハダで感じた 1966年金沢大学入学、匿名」（『全共闘白書』）。

次に、金沢大学の紛争の契機について言えば、それは問題ごとに存在するが、とりわけ重要なのは1969年（2月）に自衛隊機が金沢市内住宅密集地に墜落したことであった。軍事基地が存在する以上、そうした事件はいつでも起こり得るが、ベトナム反戦運動が高まるなかでのそうした出来事は、その問題にとどまらず他の問題をも含む運動全体を高揚させるという波及効果をともなったのである。金沢大学紛争の中心舞台の1つであった法文学部においては、69年冬から春にかけて文科自治会がこの問題を「反安保」の課題と結びつけ、あわせて学内課題として「助手問題」、「講座制問題」を取り上げ、運動を強めた。

金沢大学紛争がピークに達するのは1969年のことであり、とりわけその後半期である。先にそれ以前に学生側において運動する主体が形成されていたことと、大きな運動の契機があったことを指摘した。以下では、紛争で問われた問題に即して金沢大学紛争の経緯を辿ってみる。なお、叙述は『金沢大学50年史部局編』（以下『部局編』と省略）と当時の「北国新聞」記事を参考にしていることをあらかじめ断っておく。金沢大学紛争では次の問題が争点として重要であった。「大学立法問題」、「助手問題」、「教授会一本化問題」、「医学部問題」、「学生自治権」である。大学全体が紛争に巻き込まれたが、なかでもその度合いが強かったのは教養部・医学部（および、がん研究所）・法文学部（特に文学科）であった。先に示した争点をめぐる紛争の経緯を追ってゆくが、「学生自治権問題」については独自に項目をたてないで「大学立法問題」、「医学部問題」などの項で検討することにする。

## 大学立法問題

第1の争点である「大学立法問題」について言えば、金沢大学紛争の場合、大学紛争鎮静化を狙って1969（昭和44）年に国会に上程された「大学の運営に関する臨時措置法」（いわゆる「大学立法」1969年8月3日成立）が、逆に大学紛争を本格化させる効果をともなった。金沢大学では、先に述べた69年2月の自衛隊機墜落事故、法文学部国文助手の任期にかかわって生じた問題、さらに69年の春以降は医学部改革問題をめぐって学生・大

\*\*\*\*\* 豊田文一学長の横顔 \*\*\*\*\*

金沢大学医学部耳鼻咽喉科学教室教授  
古川 俣

豊田先生は、1932（昭和7）年金沢医科大学（現金沢大学）卒業後、直ちに松田竜一教授の主宰する耳鼻咽喉科学教室へ入局された。学生時代から山川強四郎教授（1929年11月～1931年10月）の主宰する医局にせっせと顔を出し、医局の先生にもかわいがられ、おかげで夏休みには手術を教えてもらい、入局時には簡単な手術は一人でもできたという、まさに古き良き時代の申し子のごとくに言われる伝説的な人である。1940年、富山県産業組合病院（現厚生連高岡病院）の耳鼻咽喉科医長、日本農村医学会理事、富山県医師会長の要職を歴任され、1963年から松田教授の後任に大抜擢され第6代目教授として赴任された。



定年退官までの10年間、ライフワークの農村医学の研究を中心に、臨床臭覚検査法の開発、頭頸部腫瘍の外科的治療の向上に努力された。このほかにも小児高度難聴者のために、全国に先駆けて音声言語外来を開設したことは、特筆に値し、今なおその開設理念は現役人に引き継がれ、そのスタッフを介して近年発足した聴覚言語療法士制度に少なからず影響を与えた。

在任中、先生の温厚篤実な性格にふれ、医学教育の底に流れる人間尊重のヒューマニズムに接し、それに魅されて入局する者も数多く存在した。先生の主宰される医局は実に家庭的な雰囲気満ちあふれていた。それも、先生の世話好きで面倒見のよい親分肌の気性によるものであった。常に自分を飾らない、高ぶらない庶民的感覚の持ち主で、医局の年中行事としての僻地診療、ワラビ狩り、タケノコ狩り、海釣り、登山、麻雀・囲碁大会など、数え切れないほどたくさんの先生との楽しい付き合いの中で、先生は常に教授だからという特別扱いを嫌われ、旅館でも教室員と気軽に同部屋され、しかも決して相手に窮屈な思いをさせられなかった。酒がはいると、特別上手とはいえないが率先して歌を歌われ

\*\*\*\*\*



た。医局旅行などでは列車時間の綿密な計画まで立てていただき、地理に詳しい先生から行く先々で説明や案内をしていただいた。在任中は多忙で、東京へ出張されても夜行列車で帰り、そのまま出勤されて手術もされるということも珍しくなかった。実に健康で泰然自若の人であった。

定年退官後は金沢大学長（第4代学長）に昇任され大学発展のために尽くされた。学長としての在任期間は1973（昭和48）年9月22日より2期6年間であった。先生の教育理念の一つである、世界に羽ばたく人材育成のためにと、海外の大学と数多くの姉妹校の提携に成功された。今やその恩恵に浴した学生数は相当数になっているはずだ。そのような数多くの業績に対して、1963年富山新聞文化賞、1971年高岡市市民功労賞、1977年日本農村医学会賞、1979年北国文化賞、勲2等瑞宝章、1980年北日本新聞文化賞、1982年高岡市市民名誉市民の称号等、数々の榮譽に輝かれた。1991（平成3）年3月15日惜しまれながら逝去。享年83歳、おそらく毎日が努力と根気の日々であったに違いない。

## 第6章 大学の民主化運動と改革

学院生・若手医師などの運動が存在していた。しかし、長期スト・バリケード封鎖・政治セクト間の「内ゲバ」などを本格化させたのは大学立法であった。

この大学立法、すなわち「大学の運営に関する臨時措置法」の中心内容は、第1に学長を中心とする紛争収拾体制の整備・強化であり、第2は文部大臣に、長期化した紛争学部  
の教育・研究機能休止、さらには紛争大学・学部等の廃止・改組などの権限を付与する、  
というものであった。後者は、紛争が長期化すれば「閉校」「廃校」を実施するという圧力  
であった。この法律に対し、国立大学協会をはじめとする大学関係者は「大学問題」につ  
いては大学自身による自主的解決に委ねるべきであるとして、消極的態度を示した（大崎、  
前掲書）。金沢大学では法文学部会が1969年6月25日に「この法案の全面撤回を要求する  
ものである」との声明文を賛同者の署名を添えて公表することを決定した。また、8月中  
旬には教養部有志による反対声明が出された。さらに、教育・理学部においても教員によ  
る反対声明が出され、工学部助手会や薬学部教員有志も反対声明を出した。

しかし、金沢大学評議会が国立大学協会（国大協）長（京大学長、奥田氏 当時）談話  
「こんご大学は法律にとらわれることなく、大学の自治を堅持し、各大学の信じるところに  
従い自主解決を推進する。われわれは、この法律（「大学立法」 引用者）を廃止する法律  
の制定が一日も早く実現されることを期待するものである」の主旨に沿っていくと決めた  
のは、すでに大学立法が施行（8月18日）された後の8月26日とのことであり、大学全  
体の「大学立法」への立場表明は遅れた。当時の新聞報道は、大学立法への態度表明の遅  
れのため大学当局は学生の不信を買ったとし、次のように報じている。

大学法案が提出された段階では金大でも学生、各学部（法文・教育・理学の三学部と教養  
部）の教官の間から反対の運動や声明が出されていたが、（評議会からは 引用者）何も表明  
されず、また強行採決後も評議会からは、大学法に対して何の声明も発表されなかった。

中略 学生の間からも学長・評議会の態度を追求する大衆団交要求が次々とだされた。

（「北国新聞」1969年10月10日付。なお奥田氏談話も同記事からの引用）

大学立法は、それ自体としては紛争終結を目的としたものであったが、そこに示された  
学長を中心とする執行部強化という主旨は、71年中教審答申でも示され、その後現在に至  
るまで一貫して追求されてきている政府・文部省の方針であることに注目すべきであろう。

ともあれ、大学立法は金沢大学の学生運動を激化させた。とりわけ、教養部ではこの大  
学立法の国会上程と施行が紛争の引き金になり、「大学立法粉碎」（法成立後は「大学立法  
実質化阻止」）を掲げた学生ストライキが実施されることになり、学舎の封鎖などが起きた。  
すなわち、1969年6月23日に一部学生による教養部長室占拠が発生してから、1970（昭  
和45）年1月14日に教養部長代理と教養部学生自治会執行委員長との間で「確認書」  
が取り交わされるまでの半年を越える期間、学生ストライキ・学舎封鎖・学生セクト間の  
衝突が繰り返される紛争状態が続いたのである。この時期の教養部の状況は『部局編』第

12章に克明に記されている。それにもとづき、また「北国新聞」記事で補完しながら、その間の経緯を学生側の主張と教養部会の対応を中心に要約してみると以下のようである。

6月23日に教養部長室を占拠した学生は翌日退去するが、革マル派学生が7月3日に大学立法粉碎をスローガンにして学生大会を開催し、7月4・5日にストライキを実施すると決議した。また、両日にわたって学舎を封鎖した。教養部会（教員側）は「校舎の封鎖を伴う授業放棄は遺憾であり、認めることはできない」との教養部告示を出すこととし、両日の授業分を9月に補講として実施することを決めた。9月補講実施を決めたことが学生側においては、学生ストライキ権の否定・学生自治権侵害と受け止められた。9月になると「補講粉碎」、「大学立法粉碎」（「大学立法実質化阻止」）が学生側の中心的主張となる。そして、一部学生が補講予定日前日の9月24日に学舎を封鎖した。この封鎖は10月18日まで続いた。当時、政治セクトとしては革マル系・中核系・民青系の3つが教養部で影響力を持ち対立していたが、10月16日の学生大会で執行部案が採択された。そこには「補講粉碎」、「大学立法実質化阻止」の他「ストライキ権と団交権を認めること」という要求が掲げられていた。そして、1カ月間のストライキが決議された。また、学舎バリケード封鎖の「学生による自主的解除」も採択された。しかし、現実には10月17日教養部教職員らによって学舎封鎖解除が行われた（再度、封鎖を行った学生も18日に退去した）。

教養部会（教員側）では、学生のストライキ権を「抵抗権の正当な発動」と見る「教養部改革問題検討委員会」報告をめぐって激論が続いたが、1カ月間のストライキ期間が切れるころまでに同報告の立場が大勢を占めるに至り、その主旨が11月7日に学生に通知された。

11月12日に革マル系学生が再度教養部学舎を封鎖したが、11月14日に「教養部ストライキ実行委員会」らの学生が実力行使により封鎖を解除した。この攻防戦で20数名の負傷者が出た（うち1人は重傷。「北国新聞」1969年11月15日付）。そして、翌15日に学生自治会はさらに1カ月のストライキを決議した。

12月になると文部省から「教養部のストライキの解決と授業再開のメドがたたない限り」（12月末に予定されていた）「1970年度入学試験募集要項の発表を控えるように」との意向が伝えられた。ここで、教養部会は早急な事態打開を迫られることになった。文部省は、紛争のため保留されていた北海道大学と弘前大学の入試を実施することを12月25日に決定したが、教養部と医学部で学生ストライキが続く金沢大学の入試要項発表には難色を示した。金沢大学が入試要項を発表したのは、全国国立大学で最も遅い12月27日のことであった（「北国新聞」1969年12月27日付）。

教養部紛争は、以上のような経過を辿った後、1970年1月14日に「教養部会は教養部学生自治会を唯一正式の自治代表組織として公認する」、「教養部会は学生自治会からの交渉の要求があった場合、団交に応じる」、「教養部会は学生のストライキを抗議形態として認める」などと記された確認書を教養部長代理（教養部長は疲労のため休養）と自治会執行委員長が取り交わしたことで収束に向かった。すなわち、これによって前期試験や後期

授業の実施が可能となり、教養部の「紛争」状態は終わったのである（以上の教養部紛争の経緯については、『部局編』第12章、を参考にしている）。

金沢大学教養部では、大学立法反対で紛争が始まり、教養部会による学生自治権承認で紛争が収束したことが以上の経緯から明らかであろう。紛争当時、全国の大学において管理運営への学生参加の要求は強く、東京大学でも、大学を教授主体のものと考え学生を大学を通過するものとする古い考えを廃し、教員も職員も学生も大学の構成員であるとする旨の確認書が、大学当局と学生側代表の間で交わされている（1969年1月）。また、学長・学部長選挙への学生参加を認めた大学もあった。しかし、文部省は学生の参加を学生生活にかかわる問題に限定する立場をとっていた。他方で、与党自民党文教制度調査専門委員会などでは、学長選挙に際して選挙権の5分の1程度を学生に与え、評議会の5分の1を学生代表で構成するといった案が検討されていた（「北国新聞」1969年4月6日付）。このように、紛争当時、大学運営への学生参加問題は大きな焦点となっていたのである。しかし、先に見たように金沢大学教養部紛争においては、大学運営への学生参加以前の問題として、学生自治権の確立が主要な争点であった。

ちなみに、教養部では「教養部改革問題検討委員会」（教授・助教授・講師・助手・事務官で構成）が発足し、学生の地位を議論し、教員と学生は理念的には大学の平等な構成員であり、したがって学生は原理的には種々の決定に参加できるが、現行の制度においてはその可能性は限定されており、この理念と現実の間の溝を埋めるために、学生の抵抗権を認めるべきであり、ストライキを抵抗権の発動と見なすという主旨の「報告」を教養部会に提出している。そして、この見解が、確認書締結の下地になったことは先に見たとおりである。「報告」は学生の参加権と抵抗権の関連をこのように説くと同時に、現行の制度において学生参加が可能な分野として、学生の福利厚生費・学生図書費・課外活動費の使用法、学生の活動を規制する規則の制定、学生処分、カリキュラム編成などを列挙している（『部局編』第12章）。

学生参加問題に関する他学部の状況について言えば、理学部生物学科において教授・助教授・講師・助手・教務助手を構成メンバーとする最高議決機関としての教室会議を設け、それを学生・大学院生にも公開するという改革が1970年に実施された。こうして、限定的ではあるが学生・大学院生の参加の道が開かれた。また、法文学部経済学科では紛争中（1969年）に教員と学生の2者協議会が組織され、学科運営への学生参加をめぐる協議が行われている。薬学部では、70年1月から教員とクラス・自治会・大学院生会代表からなる懇談会が定期的に行われるようになってきている（『部局編』第3章・第6章・第9章）。

また、教育学部の「大学問題検討委員会」は、1969年7月3日の学部会で「学生を単なる営造物の利用者とみてきた従来の見解を否定すべきである。教官・職員・学生はそれぞれ独自の大学の構成員であり、したがって学生は大学の重要な担い手と考えるべきである」との見解を報告し学部会での了承を得ている。また、9月の教育学部会では教員代表と学生代表からなる「カリキュラム問題協議会」で審議のうえカリキュラムを決定するとい

うような学生参加方式を議論している（「北国新聞」1969年9月20日付）。

また、後に見るように医学部第一外科では69年の春から夏にかけて医局構成員による医局運営が行われる時期があった（後述）。

さらに、金沢大学教職員組合は、学長・学部長・学生部長・図書館長などの選出にあたって助手に投票権を付与することとあわせて、学生・職員の参加を要求した。

しかし、全体として見れば、金沢大学の紛争期においては職員・院生・学生の大学運営への参加問題も争点となったものの、それよりも重要な争点は助教授・講師・助手の大学運営への参加権限強化であり、また助手の地位向上であった。

## 助手問題

金沢大学紛争の第2の争点は「助手問題」に端的に表れている大学教員間の「職階制度」問題であった。特に、法文学部紛争においてこの問題は大きな比重を占めた。紛争以前に助手は任期制（2年間。それを経過したものは一旦解任し更新。将来の地位は保証せず）の枠組みで採用されていたが、1969（昭和44）年に国文学教室の助手に対して教授から一方的な罷免言い渡しがあったとする学生側からの抗議があり、この時点から71年末に至るまで「助手任期制問題」（および職階制度問題）が法文学部における紛争の焦点の1つとなったのである。法文助手会がこの運動の中心を担ったが、他学部の助手会および金沢大学教職員組合も法文学部助手問題に関与した。学生について言えば、文科自治会がこの問題を取り上げ紛争時の闘争課題に加えた。

助手問題をめぐる紛争の経緯を追う前に、この問題の主要な場であった法文学部の学生運動の模様を一瞥しておこう。法文学部における学生運動激化は、前に述べたように1969年2月の自衛隊機墜落を契機としたが、同年4月に小松基地の自衛隊員が空手審査会出席のため搬送車で構内に立ち入ったことが（抗議）運動に拍車をかけた。4月28日には文科自治会が「反安保・沖縄奪還」を掲げストライキを決行し、法文学舎を封鎖した。学生側は、国文助手問題など学内問題・大学立法反対を闘争課題として、5月にもストライキを決行する。また9月26日にも学舎封鎖を行った。その後も、文科自治会・スト実行委員会がストライキ・学舎封鎖を実行するなどしたため、正規の授業が実施されず（授業が正常化するのは70年1月28日のことである）、法文学部哲学・史学・文学科（後述するように医学部もまた）の卒業式は他学部とは時期がずれるという異例の事態が生じた。紛争のピークは過ぎたものの、文科自治会によるストライキ・学舎封鎖は1970年4月と6月にも起きている。とはいえ、71年に法学科・経済学科に自治会が結成されたものの、学生大会が散会・流会となるなど、法文学部の学生運動は70年代には下火になってゆく（以上は主に、『部局編』第4章）。

大学紛争期の法文学部学生運動は以上のものであった。学生運動も助手問題を闘争課題の1つとしていたが、助手自身がこの問題の運動主体となり、法文学部助手会が69年10月に結成された。法文学部助手会は直ちに当時の学部長と「法文学部改革検討委員会」（教

## 第6章 大学の民主化運動と改革

授会に設けられた委員会)に対して公開質問状を提出している。そこには、助手制度のあるべき姿を明確にすべきという要求が表現されている。当時の新聞報道はこの公開質問状に関して次のように報道している。

公開質問状は 助手も、その本質においては研究者であり、したがって他の教官と同質の存在である にもかかわらずパートタイマー的な公募をしている(当時任期付きの公募がなされたことをさしている 引用者)。我々は今回の公募を一時撤回し、助手問題・助手制度のあるべき姿を明確にしてほしい というもの。(「北国新聞」1969年10月27日付)

以上のように、助手問題は任期制の問題としてのみならず、職階制度自体を問うものとしても提起されていたのである。法文助手会は70年にも「助手任期撤廃」を求める署名運動に取り組むなど運動を持続させた。71年には金沢大学教職員組合も法文学部教授会に対して助手任期撤廃の申し入れを行った。

法文助手会の一部メンバーで構成される法文変革者会議が1971年6月に発足し、同年11月に法文助手会議に改称し、11月8日には助手の任期その他の問題をめぐる公開団交を要求し、11月27日まで学部長室で座り込みを実行した。その間に、理学部助手会は法文助手会議の公開団交を支持する声明を発表した(11月24日)。また、金沢大学教職員組合は再度任期制撤廃の要請を行った(同上日)。このような経緯のなかで法文学部教授会は助手の任期を撤廃することを決定した。71年11月24日のことであった。他方で、法文学部教授会は、72年2月16日に、学部長室座り込みに参加した5名の助手に対して法文学部長名で文書による嚴重注意を行うことを決定している(『部局編』第4章)。

金沢大学教職員組合は法文学部の助手の任期制撤廃が、法文助手会議の運動と法文教授会「一本化」(講師・助教授の教授会参加および権限向上)によって実現されたとしたうえで、まだ助手問題が解決されたわけではないとして次のように記している。

法文教授会是一本化は、助手の参加を見ていない点でなお不十分であり、助手問題も任期制が撤廃されたというだけで、なお多くの問題を残しているものの、これらは金大民主化に向けての一步の前進といえることができる。それにしても助手任期という前時代的な制度の撤廃にすらかなり大きなエネルギーを必要としたということは、管理体制をつきくずして行くことがいかに困難であるかを物語っている。(金沢大学教職員組合「1971年活動報告」)

以上が法文学部における助手問題をめぐる紛争(改革)の経緯であるが、他の学部でも助手の地位をめぐる議論が行われ一定の改革が実施された。

教養部では、助手の教授会参加問題が焦点となった。議論を経て70年代前半には「本来助手は教授会構成員に加えらるべきものである」ことが確認された。しかし、金沢大学管理規定が助手を教授会の構成員とするとされていないため、管理規定改正までは、講師

以上による教授会と、助手も参加する教養部会の2本立てとすること、人事の実質的審議を含む権限をおおた部会の所管とすることで助手の立場・権限を向上させる措置が採られた(『部局編』第12章)。

教育学部でも69年9月18日に助手の学部会参加が決定された。工学部では、大学紛争時に教授・助教授・助手・技官・事務官を構成員とする「工学部構造委員会」が発足した。それは、学部運営を見直し、人事・研究・教育関係事項のうち、教授会が決定権を有するのは人事事項のみとし、研究・教育関係事項の審議決定は学部会で行うようにすること、そして学部会に助手も参加することなどを盛り込んだ答申を出した。工学部でも大学紛争時に助手会が結成された。しかし、学部会への助手の参加は実現されなかった(工学部については『部局編』第10章)。

1968~69年の全国の大学紛争においては、学生運動に加えて、助講師・助手・技官などによる職階制批判の運動も強力であった。金沢大学でも同様であったことは以上のような経緯から明らかである。金沢大学においては、「大学の自治=教授会の自治=教授による自治」という従来の制度がいくらかの部局で改められ、助教授・講師も教授とほぼ同一の権利を持つ制度となった(後述)が、助手に関しては教授会の正式の構成員とは見なされるまでには至らなかった。また、助手が学長・学部長などの選出に当たって投票権を行使できるための制度改革も採られなかった。その状況は現在に至るまで続いている。

#### 学部自治をめぐる問題 助教授・講師の教授会参加問題

金沢大学紛争(改革)の第3の争点は、すでに述べたように「教授会の自治=教授による自治」という従来の制度・実態を改め、人事・予算権など重要事項の決定に助教授・講師の参加を認めるかどうかというものであった。

1969(昭和44)年当時、法文学部には教授のみから構成される「教授会」と、教授・助教授・専任講師から構成される「学部会」という「二重構造」があり、教員人事・予算は教授会が有し、教育研究に関しては学部会が権限を有するものとなっていた。この二重構造を改め、助教授・専任講師の権限を教授と同じにすること、そのため講師以上の教員からなる「学部会」と「教授会」を「一本化」ということが争点となった。法文学部においては、以前から「一本化」の議論が見られたが、その志向が強化されたのは69年のことであった。

議論を経て1971年になってようやく「本学部に教授会を置き、教授・助教授・講師で組織する」ことが決定された。「二重構造」の教授会への「一本化」が実現されたのである。しかし、人事に関して、その審議は教授会で行うが、その決定については教授によって行うとする暫定的措置が法文学部の分離改組(1980年4月)まで続くこととなった(『部局編』第4章)。

先に述べたように、教養部では講師以上は教授と同等に人事上の決定にも関与する権限を有するという改革措置が採られた。

工学部について言えば、教員人事事項についての審議決定を行う教授会と、研究・教育関係事項の審議・決定にあたる学部会という二重構造が残り、教育学部では、大学紛争も1つの契機として学部運営の改革が日程にのぼり、78年に従来の教授会と学部会を教授会に統合する措置がとられたが、教員人事については専任の教授が司るとされ、彼らによって組織される人事委員会に委ねられることになった（教育学部については『部局編』第5章）。両学部においては、一定の工夫がなされたが、教授と他の教員の権限を区別する制度が残ったということである。

1969年から始まり74年にまで及ぶがん研究所の長期紛争も、その発端は教授会と「所員会」の関係の規定をめぐる問題であった。結核研究所ががん研究所となったのは67年のことである。その発足にあたって、研究所規定は管理運営の最高機関として教授会を置くとしたほか、これを補佐するものとして「がん研究所に所員会」を置くとした。69年になると、この所員会規定の制定が必要となり、そのための委員会が開かれた。この委員会において、所員会を教授会の補佐的機能を持つものにとどめるとする見解と、それを研究所の最終決定機関と位置づけるという立場が対立した。この対立から委員会が機能停止となり、さらに70年になるとがん研究所所長選出も困難となった。そして、所長不在状態が続いた。73年に教授懇談会が開かれ、同年12月に教授会が4年3カ月ぶりに開催され、がん研究所の運営が正常化し、1974年に新所長が選出された（『部局編』第11章）。

このように、がん研究所の長期紛争の背景にも、管理運営における教授とその他所員の権限・権利という争点があったのである。また、医学部紛争と関連して機動隊が医学部構内（がん研究所所在地）に入ったが（1970年2月27日）これに対してがん研究所教員や大学院生の間で抗議の声が上がるなど、医学部紛争もがん研究所に影響を及ぼした。

### 医学部紛争

金沢大学紛争の第4の争点は「医学部問題」であった。1968（昭和43）年1月の東京大学医学部学生自治会主導の「医局無給体制廃絶」をめざすストライキが、60年代末の大学紛争本格化の発端になったことは周知のところである。金沢大学医学部紛争は、1つは第一外科紛争、他は医学部学生自治会による69年12月からの長期ストライキの形をとった。

金沢大学医学部第一外科では、1969年5月に無給医局員により「医局改革会議」が結成された。改革会議は医局長公選、教授以下すべての医局構成員をもって組織される医局会議を医局の最高機関とすることなどを要求した（『部局編』第7章）。5月26日には医局会議が発足した。「北国新聞」（1969年5月27日付）はこれを「ゲバルトなしで民主化」と報道し、公選によって選出された医局長の次のような談話を紹介している。「これまでの医局では、人事から研究テーマまですべてが教授一人で決められていたが、それを各委員会のオープンな討議で決めることにした。こうした改革は全国でも珍しいものだと思う。医局改革会議は存続させて、他の医局へも改革を呼びかけるほか、問題が山積している医療制度の改革などに取り組む」。



第一外科での改革は整形外科にも影響を与えた。しかし、他の教室での支持は弱かった。7月になると、第一外科において改革や運動の進め方をめぐる考え方の相違が表面化した。そして医局会議から脱退した教員によって「教室会議」が結成され、運動は分裂した。このような状況の中で、第一外科の若手医師49人は「大学立法反対」で診療拒否を実施した（1969年7月15日）。以下は、当時の診療拒否を伝える新聞報道の中で引用されている医局改革会議議長の発言である。そこから若手医師にとっては「大学立法」が教授中心の大学医療・研究体制維持を狙ったものと把握されていたことがうかがわれる。

大学立法のねらいは、政府、自民党が、教授を頂点とする上意下達のシステム、すなわち医局・講座制を利用しながら、若い研究者の研究の自由を弾圧することにある。教授らが、大学立法反対に立ち上がらないばかりか、われわれの医学部改革運動を抑えようとしている。政府と妥協し、しかも前時代的な“自分の権威・徒弟関係”を温存するのにきゅうきゅうとしている医学部の中で、真に国民のためになる研究や医療がおこなわれるだろうか。（「北国新聞」1969年7月15日付）

第一外科における紛争は長期化し、その解決は法廷に持ち込まれることになる。そして和解が成立するのは実に1977年のことであった。（『部局編』第7章）

医学部学生の運動について言えば、1969年12月からの学生ストライキは「医学部学生自治会の公認」のほか、「医学部教授会の傍聴権」、「若手医師の改革運動弾圧反対」などを掲げるものであった。このストライキは70年5月まで続いた。70年2月の卒業試験に際し、受験する学生とこれを拒否する学生があり、このため医学部の70年の卒業式も法文学部哲学・史学・文学科と同様変則的に実施された。

医学部問題はどこでも「師弟関係」を枠組みとする医局制度と、平等という価値観のぶつかりあいの側面を有していたが（『部局編』第7章）金沢大学でもそうであった。

さて、以上が1969年から70年代初めにかけての金沢大学紛争の経緯である。大学立法問題・医学部問題・助手問題などが争点となったこと、学生運動がストライキ・学舎封鎖など実力行使の激しい形態を採ったことなどは全国の大学紛争と共通している。1970年度入試要項の発表が全国で最も遅れたことに示されるように、金沢大学紛争の規模は全国的に見ても大きい方に属したと言ってよいであろう。ちなみに、69年時点で文部省によって、70年度入試と関連して“要注意校”と見られていた14大学に金沢大学は入っていた。ほかは、北海道・弘前・千葉・東京外語・東京畜産・横浜国立・富山・名古屋工業・京都・大阪・愛媛・山口・九州大学であった（「北国新聞」1969年12月18日付）

また、金沢大学では、法文学部で助手の任期制が撤廃され、教養部と法文学部で学部運営における助教授・講師の権利・権限を拡大する改革措置が採られ、さらに教養部で学生自治権を認める確認書が交わされたが、こうした改革内容も全国の大学の改革例と共通性を有するものであった。他方で、紛争期に学長選挙や学部長選挙において、様々な方法で

職員・大学院生・学生の参加を保障する改革措置が採られた大学があったのに対して、金沢大学においては、そうした措置が採られなかった。管理運営への参加拡大は教員に限定された。

金沢大学紛争への全学的対応としては「紛争の実情や深刻さを全教職員・学生に知らせることによって、みんなに真剣に考えてもらおう」（「北国新聞」1969年9月30日付）という主旨の「広報委員会」設置や、大学のあり方を考えるための学長の諮問機関としての「構造委員会」設置などがあった。しかし、理学部が広報委員会委員を出すことを拒否し、「金大広報」第1号（1969年9月30日発行）の内容をめぐって、教養部から反対があり、教育学部も広報回収措置を採るなど、紛争への対処において全学的足並みは揃っていなかった。また、構造委員会などを通じて「学長・学生部長・図書館長の選考規定」、「評議会と教授会との関係」、「助手問題」などに関する議論が積み重ねられ一定の成果を得たものの、全学レベルにおいて大学運営に抜本的改革が加えられるということにはなかったと言える。

金沢大学のみについてでなく、全国の大学について言えることであるが、もし大学紛争当時において、大学自治の基盤（助手・職員・大学院生・学生までを含む）を広げる試みがなされ、全学的合意形成のための自主的機構改革が実施されておれば、その後の日本の大学の姿は現在あるものと相当異なったものになっていたであろう。

### （3）紛争以後の大学改革（1970年代～現在）

全国の多くの大学と同様に、金沢大学紛争も1969（昭和44）年をピークとして70年には下火になった。しかし、すでに見たように法文学部助手問題・がん研究所紛争・医学部紛争はその後も続いた。法文学部で助手の任期制撤廃、法文学部と教養部において教授会構成員拡大などの措置がとられたのは1970年代に入って後のことであり、また紛争中から準備されていたカリキュラム改革が教養部で実施されたのも70年代であった。しかし、一般的には大学紛争が過ぎ、72年の「浅間山荘事件」の影響もあって学生運動が全国的に衰退するにつれて、大学内部からの自主的改革は弱まったと言えるであろう。

岩崎稔は、戦後の大学改革の波を3つに分け、第1の波が戦争直後、第2の波が60年代後半から70年代初め、第3の波が80年代の終わりから現在にかけてのものであるとしたうえで、第2の波にあたる大学紛争期の改革は「見るも無残な失敗」であったと否定的に総括している。そして現在の改革は「そのツケを払っていると言うべきかもしれない」と発言している。

ふたつめの60年代後半から70年代はじめの『改革』は見るも無残な失敗でした。機動隊を導入して運動を片づけた後に、教授会はそっと口をつぐみ、模索されていた試案のほとんどすべてはお蔵入りしてしまいました。この時期の混乱が後に影響を与えたのは、学生の態

度の変化ということではありません。 中略 たしかに、こうした過程で大学は自力で改革をすることができないで来ました。現在の『改革』もそのツケを払っていると言うべきかもしれない。(岩崎稔『改革熱』という病と知の自立』『現代思想』vol.27 - 7)

また、岩崎は続いて1980年代の終わりから現在にかけての改革の波を外からの圧力によるものと把握している(前掲書)。

たしかに、紛争期の内部改革の機運を逃した後、大学改革は大学内部からより、むしろ大学の外部から提案される傾向にあり、大学改革はそれらの提案への適応として実施される傾向にあったと言って過言ではなからう。また、時の経過とともに紛争中になされた改革措置も後退した。例えば、文部省にとって、学生参加がふさわしい領域は、学生の課外活動・福利厚生事業・就学環境の整備などであり、学生参加の適切な方法とは彼らからの意見聴取であった。学長など選出過程への学生や職員の参加について文部省の姿勢は否定的であった。そのため、文部省は、それを実施している国立大学に対して強い指導を行った。そのなかで一橋大学で先行的に実施され、69年に他の大学にも波及した学長選挙への学生などの参加制度は次のような経過を辿った。

69年、70年くらいの大学紛争の頃に名古屋大学や神戸大学などかなりたくさんの大学が同じ制度を持っていた。これは文部省からの指摘が非常に厳しくなるとどんどんやめていった。今では一橋だけになった。去年までですが。(阿部謹也「大学改革と自由化」『現代思想』vol.27 - 7)

以下では、前掲の大崎の著書(第Ⅲ部第5～8章)の要旨を示しながら、紛争以後政府側から提訴された改革方針を辿ることにする。また、それと関連する金沢大学の動向にも若干ながら言及してみる。

1971(昭和46)年6月に大学制度改革提言を含む中教審答申が出た。そこでは、学長・副学長を中心とする管理が重視され、また、国・公立大学の設置形態改革の提言(「公的な性格を持つ新しい形態の法人」)もなされていた。現在日程に上っている国立大学法人化が、早くもこの段階で提言されていたのである。しかし、紛争直後の70年代に文部省が採ったアプローチは漸進的であり、特定の改革パターンを一律に各大学に強制するというよりは、個別大学の改革構想に予算措置を講じるというものであった。この手法の1つのモデルが新構想大学創設であり、これを通じて既存大学の改革を促すというのが当時の文部省のアプローチであった。その代表例が筑波大学創設である(大崎、前掲書第Ⅱ部第5章)。

他方で、1970年代前半には「教育課程の弾力化」(1970年)、「大学院設置基準の制定」(1974年)などの措置が採られた。いずれも、70年代以降の金沢大学の制度改革・形成とかがわりが深い事柄である。

紛争後に文部省が行った最初のものが、一般教育の弾力化のための大学設置基準改正

## 第6章 大学の民主化運動と改革

(70年)であった。その要点は以下の2つである。第1に、従来、人文科学・社会科学・自然科学各系列ごとに3科目以上、12単位、あわせて9科目以上36単位修得を義務づけていたのを、人文科学・社会科学・自然科学3分野にわたり36単位を修得することでよいとした。これによって複数の分野による「総合科目」の開設が可能になった。第2は、修得を義務づけられている一般教育科目36単位のうち、12単位は外国語科目・基礎教育科目、または専門教育科目に振り替えられるようにしたことである。なお、中教審答申(いわゆる四六答申、71年6月)は、一般教育・専門教育等の授業科目区分の廃止を提言していた。しかし、70年時点では前述のような一般教育の弾力化にとどまった(大崎、前掲書第Ⅱ部第5章)。

金沢大学でも教養部においてカリキュラム改革が実施された。金沢大学教養部では紛争中の69年にすでにカリキュラム改革案が示されている。それは「古い大学」批判を踏まえ、「自ら信じる教養教育」(『部局編』第12章)を実施することを目指すものであった。この案を土台にして、その後検討が進められ71年に新カリキュラムが作成された。改革の主旨は5点ある。第1に、従来の社会科学・人文科学の区分をやめ文系一般教育科目を総合科目とすること、第2に、文系一般科目から履修すべき必要単位数を減らし、削減分を自然系科目からでも取得可能にするなど専門の枠にとられない知識の習得を可能にすること、第3に、各学部による科目指定などをやめ、教養科目の独自性を明確にすること、第4に、ゼミナール開講、第5に、各学部による特定の外国語指定をやめ、学生の自由選択に委ねること、であった(詳細は『部局編』第12章)。

このように、金沢大学教養部のカリキュラム改革には、教養教育を大学教育において固有の役割を持つものとして位置づけるという志向性があり、先の文部省の一般教育弾力化措置の主旨と同じものではなかった。しかし、大学紛争を機に文部省側からもカリキュラム改革の方向が示されたこと、そしてその延長線上に1991(平成3)年の設置基準の大綱化があったことに注目すべきであろう。

紛争後の文部省による改革において大きなものは大学院設置基準の制定(1974年)である。これによって、新制大学院の制度的基盤が確立した。新たに定められ、また従来の内容から変化したことは、修士課程の目的に高度な専門職業教育が含まれることを明示したこと、博士学位の取得を研究者のゴールではなく出発点であることを明確にしたこと、従来の学部・研究科一体型組織のほかに、学内関連諸学部・研究所等との連携により独立の組織を編成できるとしたことなどであった。また、学位規則も改正され、文学博士・理学博士など従来のものと並行する「学術博士」が創設された。75年には学部依存しない独立研究科が東京工業大学で創設された(総合理工学研究科)。また、76年の学校教育法改正により学部を置かず大学院だけを持つ「独立大学院」の設置も可能になった(大崎、前掲書第Ⅱ部第5章)。

金沢大学においては70年代半ばごろから大学院をめぐる議論が活発になり、1987(昭和62)年に自然科学研究科、93年に社会環境科学研究科が創設された。それに先立って、

文部省側ですでに述べたような改革措置が採られていたことに留意すべきであろう。

筑波大学の創設は、元を辿れば東京教育大学の筑波移転構想に始まる。移転をめぐる学内に激しい対立が起き、学生運動も激化した。こうして、1969年度の東京教育大学の入試は体育学部を除き中止されるに至る。69年、東京教育大学は「筑波における新大学のビジョンの実現を期して筑波に移転する」と決定した。文部省は「筑波新大学準備会」を設け新構想大学具体案の検討に入った。こうして、東京教育大学においては移転をめぐる対立に「新構想」をめぐる学内対立がつけ加わったのである（大崎、前掲書第Ⅱ部第5章）。

新構想大学問題も大学紛争時に争点の1つとなった。金沢大学においても70年代前半にこれに反対する運動が見られた。筑波大学創設のための法案、いわゆる筑波法案（「国立学校設置等の一部を改正する法律案」）は、1973年2月に上程され同年9月に成立したが、金沢大学教職員組合はこれに反対する運動を組織し、文科考古学教室も反対声明を出した。学生も筑波法案が衆院文教委で強行採決された6月22日に反対集会を開き、これに抗議している（「北国新聞」1973年6月23日付）。

全国の大学においても筑波法案（新構想大学）反対運動が展開された。新構想大学が大学の自治を侵害すると捉えられたからである。新構想大学は、第1に、教育・研究を一体的に行う学部を代えて、研究組織としての学系を、教育組織として学群・学類を置くという内容からなっていた（研究と教育の分離）。第2に、新構想大学は、学長・副学長を中心とする中枢的管理機能の強化を志向していた。筑波大学について言えば、学長とそれを補佐する5人の副学長が中心となり、学群・学系等の組織から選出されるメンバー等で構成される評議会・各種審議会・委員会等全学的審議機関を通じて大学の管理運営が行われるとされた。これは、学部教授会を中心に行われてきた国立大学の従来方式と異なるものであった。第3に、新構想大学においては、学外有識者からなる参与会を設け、これを学長の諮問機関とし、大学運営に学外の意見を反映させることが志向されていた。全国の多くの大学人が危惧したのは、こうした内容の新構想大学においては、大学の自治・学問の自由が侵害される可能性が強いということであった。また、新構想大学方式が既存の大学に及ぶことへの危惧もあった（大崎、前掲書第Ⅱ部第5章）。

筑波大学のほか、豊橋・長岡の技術科学大学など新構想大学が創設され、それらの大学では副学長制度が導入され、学外者の意見を聞く参与制度が設けられた。また、北海道大学法学部が教育部と研究部を設置するなど、既存大学にも新しい方式が波及した（大崎、前掲書第Ⅱ部第5章）。

さて、大崎の著書は、紛争後のこうした文部省ペースの改革に続く80年代前半については、臨調による厳しい抑制方針で新構想の模索や実験が影を潜めた時期、すなわち「大学紛争を契機とする改革の時代は終わり、大学は冬の時代を迎えた」（大崎、前掲書第Ⅱ部第7章）と認識している。

大崎は、1986（昭和61）年の臨教審第二次答申において大学教育の充実と「個性化」、大学院の飛躍的拡充、大学審の設置の提言がなされて以後、大学審を中心とする大学改革

## 第6章 大学の民主化運動と改革

の時代が始まったと見ている。そして、1991（平成3）年の設置基準の大綱化、97年の「大学教員の任期に関する法律」制定、99年の学長を中心とする全学的な運営体制を整備する「学校教育法等の一部を改正する法律」制定、2000年の国立大学の設置形態と絡む「独立行政法人化」の提起、などの大学改革の過程を描写している（大崎、前掲書第Ⅱ部第8章）。

以上のように、先の岩崎と同じく、大崎もまた大学改革のうねりが80年代終わりから現在まで続いていると見ているのである。

本章執筆者に与えられた課題は大学紛争期の金沢大学の改革を綴ることであり、紛争期以降の大学改革の流れを見ることではない。それでも敢えて、紛争期以降の大学改革の流れについて言及したのは、紛争当時と現在の間の断絶と継承の関連を見るためである。

1970年代半ばを境に世界が変貌したとするのが、今日の社会科学の常識的見方である。先進国で高度成長はそのころ終了した。そして、その後世界経済は長い停滞局面に入る。政治的には、英米を筆頭にして80年代以後保守化が強まり、「社会の個人化」が進行し、また不平等が拡大した。もはや、若者は管理社会に抵抗する主体ではなく、むしろ失業に脅かされる受動的的存在になった。日本も、70年代半ばより低成長時代に入ったが、他の先進諸国と比較して経済実績が良かったこともあり、国外から「ジャパン・アズ・ナンバーワン」という評価を受け、80年代後半の「バブル経済」において高度消費社会を経験した。日本が本格的な経済危機の時代に入るのは90年代のことである。80年代の消費社会も、90年代の経済危機も「社会の個人化」と個人の受動性を強めた。学生運動は消失した。内部のエネルギーが枯渇した時、改革が外部から押し寄せてくるのは当然である。「競争的環境」を形成するというのが現在の大学改革の目的であるとされる。大学の「個性化」が強調されるのは「社会の個人化」に対応してのことであろう。しかし、紛争期に問題とされた日本の文化的土壌は今なお存在する。それを、大学や学問それ自体に価値を見ることがない文化的土壌であるとするのは的はずれであろうか。

### （4）教職員組合の50年

#### 金大教組の誕生と初期の活動

1945（昭和20）年末に労働組合法が公布され、翌年には国鉄労組・鉄鋼労組・官公労組・日教組など12の巨大組合が結成された。石川県の高等教育機関は当時8校あったが、各校個別に組合づくりが進んでいた。その後、日教組の学校種別専門部である「日本教職員組合大学高専部」の細則制定（1947年7月17日）を受け、「石川県大学高専教職員組合協議会会規」（1947年12月）が作られている。その目的は「各校教職員組合の連絡、共同協議の事務に当たる」と記されており、各校複数の委員が四高の会議室に集まり数回の会合を重ねている。その結果として「石川県大学高専教職員組合協議会規約」（1948年6月26日）ができたのであった。大筋でこれと合致しさらに詳細な規定を持つ「金大教組規約」

は1949年10月22日実施となっている。資料不足のため不明な部分もあるが、これはおそらく教職員組合結成大会の日付と同一であろうと思われる。なお、大会は医学部十全講堂で開催、100名程が参加している。今見ればこの規約の3条末文に「文化国家再建を期するを目的とする」とあり、敗戦と破壊の中から立ち直ろうとする意気込みが読みとれる。ただ実状としては、各学部間および学部内の差別意識の払拭を願って、互いに親睦を図ることが中心であり、いくつかの学部で当局と分会が共催で運動会や麻雀大会を催したりという実態であった。

結成当時は朝鮮戦争勃発を契機にして右寄り反動化の波が世相を動揺させていた時期であるが、組合全体としての目立った動きは見られなかった。しかし、1956年に結成された石川県の原水爆禁止協会には組織をあげて参加し、他県には見られない広汎な県ぐるみの運動を展開した。1957年3月には日教組主催の第6次全国教研集会在金沢で開かれ、金大からも60名を超える講師団を編成して多大な貢献を果たし、以降も共同研究者として活躍を続けた。当時の教育界はいわゆる教育二法反対等で揺れていたこともあり、金大教組も数多くの集会やデモに参加している。1959年には組合の文化部ともいべき「学問と教育を守る会」が発足し、激しい安保闘争をも担って集会参加等を広く教官に呼びかけた。60年安保反対の統一行動としての県民集会には100名もの教官が「金沢大学教授団」の垂れ幕を持ち、手を繋ぎあい、道路いっぱい広がるフランスデモの形をとって行進する姿が市民の注目を集めた。

#### 単一組合化と職場の民主化運動の展開

発足から十数年を経て、駅弁大学という世評に曝され、安保の大波の中で揺れ動いた組合も、漸く自らの在り様を模索し、その方向性を見出そうとする気運が高まっていた。旧制各校の伝統の再吟味にはじまり、新しい大学の在り様、総合大学の意義を検討しはじめたのである。各学部間の研究教育体制の格差や教官間の身分差、教官と事務、医師と看護婦、事務内の職種間の差別意識など、一口に職場の民主化と言っても全く様々な問題が山積していた。この要因が組合内部にも色濃く反映しており、各分会が旧制各校以来の慣習を持ち続けたことが全学一体の組合運営の妨げとなっていた。これを打開せんがために1964年に規約が改正された。実態としての単一組合化を目指したのである。翌年には青年婦人部が結成され、若さとエネルギー溢れる活動が進展した。海の友好祭や登山など、きわめて活発な明るい組合活動が生まれた。また全国大学婦人職員集会在金沢で開催されたのを機に、婦人部が確立したのである。

職場の民主化の課題としては、勸奨退職・守衛勤務・看護婦勤務・医局運営・行(二)職員や女性の昇格・図書館職員専門職化・保育所開設などがあげられよう。勸奨退職(いわゆる「肩たたき」)の闘いは1962(昭和37)年にはじまった。当局から65歳で勸奨はするが、一回限りとし、後は委任を受けた組合が一括交渉する形で合意した。守衛勤務の闘いについてみると、当時全学6カ所の守衛所があり、三交替制であったが、定員削減の

中で当局の出した案はあまりにも非人間的であったため、守衛が拒否し、独自の勤務体系を作り、組合と共同で当局交渉の結果、これを認めさせた。以降、守衛の組合に対する信頼は深まった。看護婦勤務の闘いは、日常的に続けられていたが、1971年の新病棟移転反対の闘いは印象的であった。準備も十分整わないまま強行されようとした移転に対して、患者の立場に立った看護婦達の闘いは凄まじく、徹夜の団交の結果、一応延期されたのである。

これらの活動の中で職種別集会が数多く開かれ要求が集約されるとともに、職種をまたがる集会や懇談会も頻繁に開催された。この中で組合員の意識は高まり、個別要求も全組合員に理解されていった。

他方、1962年、中教審から「大学の管理運営について」の答申が出たことに端を発した大管法闘争は全国大学の焦眉の課題とされ、大学自治を守ろうとする運動が急速に拡大した。さらに、教員養成制度を一般大学から切り離し、独立した目的大学とする動きが本格化して大きな課題となった。これらの課題に対して、「国民のための大学」が議論され、教授会の民主化・大学予算の公開などに取り組んだ。組合は幾度か大学制度・教員養成制度・大学予算などについて全学研究集会を開き、闘いの交流・促進に寄与した。

### ストの批准をめぐる

1949（昭和24）年に公務員のストライキが禁止されてから、勤務条件や賃金は人事院勧告を受けて政府が善処する仕組みになったが、度々勧告が黙視されたり値切られたりしたため、組合のスローガンに「人勤完全実施」が掲げられるに至って、組合員は心の中に怒りを沸らせるようになっていた。労働者の基本的権利であるスト権を取り戻そうという要請に熱がこもり、日常的な職場集会での討論にもスト決行が話題に上りはじめた。数度にわたる批准失敗にもめげず、勤務時間内食い込み集会を繰り返し、遂に1974年春闘で全国の仲間と呼応して、全一日ストを実施したのであった。金沢市観光会館で行われた集会に参加した組合員の明るい笑顔がとても印象的であった。それは、前年の早朝1時間ストの成功など地道な活動の積み上げと警察介入をも想定しての周到な準備の結実点であり、組合員に自信と希望をもたらした瞬間でもあった。また、執行部に対する信頼の深まりが、スト批准という投票結果に表れたとも言えよう。

ただ、その後しばらくはストに関して批准成立、不成立が繰り返されることとなる。しかし、1980年5月の「定年制法案・退職手当法改悪法案阻止早朝1時間スト」については批准が成立するなど、生活に決定的な影響を与えられる事項については、関心が低くなっていたわけではない。また、1982年12月には人事院勧告見送り撤回国会ヤマ場1時間ストが批准成立し、年末にかけて数度の統一行動が行われた。

### 80年代以降の大学改革と組合運動

1980（昭和55）年前後以降、大学をめぐる社会情勢は次第に複雑なものとなり、組合



としての活動もまた大学そのものの社会的役割や存在意義を意識したものとして展開していくことになった。中心課題となったのは、全国的な状況との関連では「行政改革」の名の下に相次いで断行された定員削減等の問題、臨教審答申に端を發する「教育改革」問題、そして金沢大学固有の問題としては、総合移転および教養部解体問題であろう。

まず、1969年にはじまった定員削減については、事務系職員の負担を急増させるとともに、国立大学として行うべき研究・教育・医療に深刻な影響を与えるものであるとして、組合は一貫して反対の姿勢を貫いてきた。国立大学としての社会的責任を果たすには、むしろ定員外職員の定員化・待遇改善、看護婦の増員などが必要不可欠であると主張してきたのである。またこれと並行して、行(二)職員切り捨てや人事院勧告凍結等に対する反対運動を強化した。特に教職員の生活基盤に打撃を与える人勸凍結に対しては、例えば1981年10月29日には全国統一行動全学決起集会を行い、翌年6月・10月にも全学集会を開催するなど、集中的な運動を展開した。また、1977年に第19回医大懇(全国医科系大学教職員懇談会)が開催されたが、当時は第4次定員削減が強行されようとしていたときであり、定員外職員・看護系職員の労働条件改善等について、各大学と意見交換を行い、運動を全国に拡大する試みも展開されたのである。

学内情勢との関連に目を向けると、大きくクローズアップされるのが総合移転問題である。組合では、1970年代半ばから独自にこの問題に取り組んでいたが、1977年6月15日に「将来計画評論」の発行を開始している。これは移転問題について大学全体にもっと情報公開をすべきであるとの見地から、当時の評議会等の動向を組合独自で調査・フォローしたもので、その後79年8月までに計34号が発行されている。しかし移転問題については、組合は必ずしも一枚岩として対応できたわけではない。特に教養分会は一貫して移転反対の姿勢を貫き、約10年間執行部に参加しないという状況も生まれた。部局による移転の考え方の違いが、不幸にも組合の場に持ち込まれてしまったということができよう。いずれにせよ、この総合移転にともない組合事務所も1995年2月13日に角間地区へと移転し、組合運動は新たな時代を迎えることになったのである。

1980年代以降の大学をめぐる状況として、もうひとつ注目されるのが、1984年の教育臨調の動向に端を發する「教育改革」に関連する運動である。数年前から共通一次試験が導入されていたこともあり、教育臨調は大きな関心を集め、集会を数度開催したほか、「金大教職組新聞・学生版」を発行するなど、1980年代前半の主要な争点のひとつになったのである。90年代に入ってから、「大綱化」など大学を巡る状況の変化を踏まえ、金沢大学の今後の方向性を探る運動を展開した。この問題は教研集会、全学集会などで頻りに取り上げられている。また、1995(平成7)年7月5日、常任委員会で「1996年度概算要求における評議会の学長一任に抗議」が採択されるなど、大学改革における学内の民主的な取り組みを求める運動を強化した。しかし他方で、1996年3月31日教養部解体にともなって教養部分会が解散することになるなど、急展開する大学改革の波に組合運動そのものが大きな影響を受けることとなったことも記されねばならないだろう。

このように、1990年代の国立大学を巡る状況は非情に厳しいものであった。それを反映するかのよう、98・99年の全学集会では「大学暗黒時代と闘う」との表現が使われている。しかし99年にはいると大学を巡る状況はますます厳しさを増すこととなった。独立行政法人化問題の浮上である。1月13日にはじめて教研集会でこのテーマを取り上げた際には具体的スケジュールも明らかにされていなかったためか、さほど大きな関心と呼んだ訳ではなかったように見える。しかし同年9月に文部省が法人化方針を明確にして以降、それへの取り組みが急務となった。組合としては、特にこれほどの大問題が学内でほとんど議論のないまま進行しようとしていることに大きな危惧を抱き、徐々にキャンパス内外において、ピラ撒き・署名集め・垂れ幕や看板の設置など、種々のキャンペーンを行った。それまで無関心であった教職員や学生へのアピールという点では、大きな意味があったと思われる。

このほか、昭和天皇病状悪化、崩御に際しては、自粛指導について当局に申し入れを行い、1989年2月21日「国民主権を守り天皇の元首化・神格化に反対する全学集会」を開催し、学長に公開質問状を提出している。その後も、1990年代に入ってから即位の礼・大嘗祭などについての反対集会、湾岸戦争における中東への自衛隊派遣反対に関する声明や集会を開催するなど、日本における民主主義が危機的状況にさらされていることに強い警戒感を持った運動を積極的に展開した。このことは、その後のPKO法案反対運動、1999年の国家・国旗法案への反対運動、大学本部正面玄関に日の丸が掲揚された1999年11月12日に出した緊急アピール「日の丸掲揚に断固として抗議する」といった活動へと継承されている。

### 組合結成50周年を迎えて

2000（平成12）年1月、教職員組合は結成50周年記念祝賀会を開催した。また同年5月末には「50周年記念文化週間」として、落語会・シンポジウム・コンサート・角間のさとやま散策・余技展・釣り大会などを開催し、これを祝うとともに組合員の親交を深めた。この文化週間は単なるレクリエーションではなく、人工的で殺伐とした角間キャンパスを少しでも魅力あるものとし、文化の発信基地として育てていこうとする長期的な視野をもつものとして位置づけられたのである。

大学運営の諸問題に対するこれまでの組合の対応は、基本的にそれらが全学的に民主的かつ真摯な議論のもとで決定されなければならない問題であることを訴え、効率化・合理化の名の下に学長専断的な運営が行われようとすることに対する強い警戒感を核とするものであった。ただ、実際にこれら「改革」に携わった当事者によって思惑が異なったためもあり、組合全体として「これからの大学のあるべき姿」に関する統一的な意志をもってアクションを展開することはできなかったのも事実である。21世紀の組合運動の在り方を見据えたとき、より大きなヴィジョンを持って、大学の進むべき方向についての具体的提案を積極的に行っていくことが求められるであろう。国民のための高等教育・研究・医療

の高度な発展、環境問題への取り組み、男女共同参画社会の実現など、これからの大学が取り組むべき諸課題に対して組合が果たしうる役割は、決して小さくないのである。

#### 付 つくしんぼ保育園

つくしんぼ保育所は、1967（昭和42）年に創設された。この33年間、多数のこどもの発達と父母の就労を支えてきた。さらに現在では、医学部保健学科の実習生の受け入れ、医学研究に対する協力など、教育・研究に寄与する存在ともなっている。男女共同参画社会の建設が課題となる今後、保育所はこどもの生活と発達に不可欠な存在になると私達は考えている。

1960年代には、産休明けの保育施設が少なく、多くの女性が働く宝町構内で、「大学に保育所を」の希望が高まった。働く女性と金沢大学教職員組合医学系四分会が中心となって、この職場保育所を設立した。その経過は次の通りである。なお、現在多くの国立大学に保育所が存在するが、7大学11カ所では、児童福祉法の認可保育所となっている。

1964（昭和39）年秋 組合医学系四分会に保育所専門委員会を設置、アンケートを実施。

1965年 各学部へ要望書を提出し、病院事務部長が窓口になることが確定。

1966年 学外での産休明け保育困難の見通し、「旧整形外科医局」で開設を申し入れ。

1967年1月 金沢大学附属病院の協力を得て、病院構内において「金沢大学教職員組合医学系四分会保育所」が無認可の共同保育所として発足した。保育用品を持ち寄り、土足の廊下を磨き、父母が庭の遊び場を作り開所した。園児12名・保母3名、保育料5,000円でスタートし、運営委員会を組織し、保育所規定・運営細則が決定された。すぐに園児は30名を超えた。公的補助のない保育所運営の慢性的財政危機にはバザー・物品販売・廃品回収などの活動と、大学・県・市の援助を得て対処した。多くの方に保育所の必要性の理解を得、援助をいただいた。

1971年 運営委員会で児童福祉法に基づく厚生省認可を目標とすることを決定。このため、金沢大学・文部省と金沢市・石川県・厚生省の両方に対して強く働きかけた。

1972年 現在地に移転し、保育園名を「つくしんぼ保育園」とした。

1975年1月 大学職員の福利厚生施設としての役割が認められ、土地・建物が無償貸与となり、全国の大学保育所として初めて厚生省の認可を得た。職場保育所としての役割を果たしつつ、あわせて地域にも開かれた保育所となった。

1975年以降現在まで、保育内容を充実し、また施設内を檜の床に改修するなど、園児の成長・発達に必要な環境を現状のなかで整えた温かい保育内容は、多くの父母に支持され、信頼を得、入園希望が増加している。

1997(平成9)年1月 法人名を「社会福祉法人すぎなの会」とした。

2000年4月の現況

経営主体 社会福祉法人すぎなの会（理事長飯田克平）

通常資金 国の保育所運営費・金沢市の補助金で賄う。

## 第6章 大学の民主化運動と改革

定員40名（金沢市の超過入所定員44名） 産休明けから3歳未満児。

保育料は市基準職員構成 園長、保育士13名、栄養士2名、看護婦1名、朝夕保育補助等。

保育内容 乳児保育、延長保育、一時保育、アレルギー除去食の取り組み、留学生のこどもの受け入れなど。

今後の課題は、新しい時代にふさわしい園の拡充である。特に遊び場の確保、切実な修学前保育の実現、手狭で老朽化した園舎の改築とこれらのための敷地の確保が必要になっている。

【注記・参考文献】(初出・参考順による)

- (1) 毎日新聞石川版「金沢大学物語」
- (2) 時習寮史編纂委員会『第四高等学校時習寮史』1948年
- (3) 『資料第四高等学校学生運動史』総合図書、1976年
- (4) 金沢大学医学部『金沢大学医学部百年史』1972年
- (5) 塩野先生追想集刊行委員会『随流導流』1928年
- (6) 北辰時報編集部「北辰時報」1948年
- (7) 野村平爾ほか編『大学政策・大学問題 その資料と解説』労働旬報社、1969年
- (8) 『資料戦後学生運動』別巻、三一書房、1970年
- (9) 宮本憲一・深井寛ほか編『戦後四高学生史』勁草書房、2001年
- (10) 石川県教職員組合編『石川県教組五十年史』1978年
- (11) 塩田庄兵衛『レッドページ』新日本出版社、1984年
- (12) 『実録・石川県史』能登印刷出版部、1991年
- (13) 塩田庄兵衛『日本社会運動史』岩波書店
- (14) 金沢大学教職員組合『あすを拓く ふれあい、くみあい、50周年』2000年
- (15) 『資料戦後学生運動』三一書房、1969年
- (16) 日本平和委員会編『平和運動20年史』大月書店、1969年
- (17) 内灘闘争資料集刊行委員会編『内灘闘争資料集』1989年
- (18) 北陸鉄道労働組合『北鉄労働』
- (19) 金沢大学実行委員会「うちなだ」編集部『うちなだ』
- (20) 北陸政治経済研究所『内灘』1954年
- (21) 内灘村接收反対実行委員会医療班『ウチナダ医療班ニュース』
- (22) 金沢大学内灘接收反対実行委員会『うちなだ』
- (23) 筋昭三、全日本民主医療機関連合会編『民医連とわたし』保健医療研究所、1996年
- (24) 北陸鉄道労働組合組合史編纂委員会編『北鉄労組三十年史』1976年
- (25) 金沢大学教職員組合情宣部『組合ニュース』第13号、1953年
- (26) 原水爆禁止石川県協議会『結成のころをふりかえって』1996年
- (27) 『歴史学研究』岩波書店
- (28) 『思想』岩波書店
- (29) 石川県『石川県史』現代篇3、1964年
- (30) 全共闘白書編集委員会編『全共闘白書』新潮社、1994年
- (31) 『金沢大学50年史部局編』、1999年
- (32) 大崎仁『大学改革 1945～1999』有斐閣、1999年
- (33) 小谷敏『若者たちの変貌』世界思想社、1998年
- (34) 『現代思想』青土社